独立行政法人日本学生支援機構の平成１８年度に係る業務の実績に関する評価

全体評価

①評価結果の総括

（イ）日本学生支援機構は、我が国における学生支援の中核機関（ナショナルセンター）として、その一層の改善・充実に努め、サービス利用者からも概ね良好な評価を得たものと認められる。

（ロ）効率的・効果的な業務運営のための組織改編や、外部委託や随意契約の見直し等による経費削減など、業務運営の一層の効率化を図るとともに、それぞれの事業部門におけるサービス向上のために積極的に取り組んでいるものと認められる。

〈参考〉 ・**業務運営の効率化**：Ａ　・**業務の質の向上**：Ａ　・**財務内容の改善**：Ａ

②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

（イ）奨学金貸与事業に係る滞納分回収率や、新規返還者に係る返還率が低下しており、対策を講じる必要がある。（項目別－２、18参照）

（ロ）返還金回収業務の外部委託について、機構と外部委託の場合との比較ができており評価できるが、外部委託の効果的な活用に資するため、更なる検討を行う必要がある。（項目別－４参照）

（ハ）プラザ平成については稼働率の上昇は評価できるが大幅な支出超過となっており、収支について検討の必要がある。（項目別－31参照）

（ニ）留学情報センターにおける留学に関する照会件数について、件数が伸びない原因を分析するとともに、対策を検討する必要がある。（項目別－28参照）

③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

（イ）低下要因を分析し、また、回収業務の外部委託の結果を参考にして、回収率向上に向けた新たな取組を行うとともに、大学へのインセンティブ付与など、リレー口座加入率向上のための取組を行うべき。

（ロ）機構と外部委託の場合の回収費用の比較を更に精緻化するとともに、費用対効果を多角的、総合的に検討すべき。また、適切な業者の選定基準策定に向けて更に取り組むべき。

（ハ）プラザ平成について、より詳細な利用状況管理を行い、精緻な分析を行うなど収支状況の改善にむけた取組を行うべき。

（ニ）昨年度より増加した要因の分析と、ホームページの充実や留学生数の増減などと照会件数の関連性の分析等を行い、件数増加のための方策を検討すべき。

文部科学省独立行政法人評価委員会高等教育分科会
日本学生支援機構部会委員名簿

○	荻上　紘一	独立行政法人大学評価･学位授与機構教授
	白石　　隆	政策研究大学院大学副学長
	高橋　雅江	日本女子大学教授
	仲野　友子	国際教育交換協議会日本代表部ｴｸﾞｾﾞｸﾃｨﾌﾞｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ
	森　　公高	公認会計士

(50音順･敬称略、○:部会長)

独立行政法人日本学生支援機構の平成18年度に係る業務の実績に関する評価

項目別評価総表

○　業務運営の効率化に関する事項

項　目　名		中期目標期間中の評価の経年変化				
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
Ⅰ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		―	―	**A**		
1. 業務の効率化						
(1)一般管理費等の削減	一般管理費等の削減状況	**A**	**A**	**A**		
	業務の見直し、効率化等の状況	A	A	A		
	一般管理費(人件費を含む。)の削減状況	A+	A+	A		
	その他の事業費(人件費を含み、学資金貸与業務費を除く。)の削減状況	A+	A+	A		
	人件費（退職金、福利厚生費及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。)の削減状況	―	―	A		
	国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し状況	―	―	A		
	貸与費に占める事務経費の割合の増減（対前年度）	A+	A+	A		
	返還金の確保等の状況(当年度分及び滞納分回収率)	B	B	B		
(2)外部委託等の推進	外部委託等の状況	**A**	**A**	**A**		
①学資金貸与事業について 学資金貸与業務	左記外部委託の状況	A	A	A		
返還金回収業務	新規返還開始者のリレー口座加入率	A+	A+	S		
	全体のリレー口座加入率	A+	A+	S		
	左記外部委託(費用対効果分析)の状況	A	A	A		
	自ら行う場合と外部委託の場合との比較状況	―	A	A		
②留学生寄宿舎等の管理運営について	管理運営委託の状況	A	―	―		
	管理運営委託条件の点検状況	―	A	A		
	市場化テストの検討状況	―	―	A		
	役務契約の見直し状況	―	A	A		
	固定費の削減率(対前年度)	A+	A	A		
(3)業務・システムの最適化	最適化計画策定のための検討状況	**―**	**―**	**A**		

項 目 名		中期目標期間中の評価の経年変化				
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
2. 組織の効率化						
1)適切な組織体制の構築等	組織体制の構築等の状況	**A**	**A**	**A**		
①政策企画委員会、政策・広報室の設置	左記組織の設置・運営状況	A	―	―		
政策企画部の設置		―	A	A		
②部課の整理統合等	本部組織の見直し状況	A	A	A		
③旧5法人の管理部門一元化、「留学生事業部」の設置	左記部門の運営状況	A	―	―		
「留学生事業部」と「留学情報センター」の統合状況	左記組織の統合・運営状況	―	A	A		
④「学生生活部」の設置、運営状況	左記部門の運営状況	A	A	A		
⑤本部権限の支部への移譲に係る方針及び方法等	本部の権限委譲に関する検討状況及び支部体制の検討状況	A	A	―		
	支部組織のブロック化及び本部の権限委譲の推進状況、支部業務の効率的・効果的な実施の推進状況	―	―	A		
2)適切な人事管理	人事管理の状況	**B**	**B**	**A**		
i)職員採用計画 ii)人事評価制度等	人事管理制度の導入状況	A	―	―		
	専門的な能力を有する人材採用状況	―	A	A		
	幹部職員への女性の登用、人事基本計画の策定状況	B	B	A		
3. 評価						
1)評価マニュアルの策定	評価マニュアルの策定、見直し状況	**A**	**A**	**A**		
2)自己評価・分析の実施	自己評価・分析の実施検討状況	**A**	**A**	**A**		
「政策・広報室」について	左記組織における自己評価・分析の実施検討状況	A	―	―		
事務組織の整備		―	A	A		
各支部について	公聴モニター制度の導入、改善状況	A	A	A		
3)外部評価の実施	外部評価の実施状況及び業務改善への取組状況	**A**	**A**	**A**		
	外部評価委員会の活動状況及び評価結果の公表状況	A	―	―		
	業務改善への取組状況	―	A	A		

○　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

項　目　名		中期目標期間中の評価の経年変化				
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		―	―	**A**		
1. 共通的事項						
1)透明性及び公平性の確保	業務に係る透明性、公平性の確保状況	**A**	**A**	**A**		
①支援業務の実施に係る手続き						
ｉ) 学資金貸与業務の審査の透明性及び公平性の確保	左記審査の実施状況	A	A	A		
	左記基準等の制定、公表及び左記委員会の設置・運営の検討状況	A	A	A		
ii)優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除制度	左記制度の実施状況及び改善状況	A	A	A		
	左記委員会の設置・運営、検討状況	A	A	A		
iii) より適格な留学生の質を確保する	左記基準の設定・運用状況	A	A	―		
	左記採用方法の検討状況	―	―	A		
2)広報活動の充実	広報活動の状況	**A**	**A**	**A**		
①ホームページなど電子媒体の積極的活用	ホームページの年間アクセス数	A+	A+	S		
	電子媒体への移行に向けた環境整備状況	A	―	―		
	ホームページの改善状況	―	A	S		
②各種の学生支援事業が機構に移管されたことの周知	左記事項の広報状況	A	―	―		
情報伝達手段の活用方法の調査研究	調査研究及びマスメディアの活用状況、メールマガジンの発刊状況	―	A	A		
	機関紙等の見直し及び新規広報手段の開発状況	A	A	A		
③情報公開機能の支援などの体制の整備及び人材育成のための調査	情報管理に係る体制の整備状況	A	A	A		
	左記調査の実施状況	A	―	―		
各支部において	公聴モニターの導入状況及び分析による改善状況	A	A	A		

項 目 名		中期目標期間中の評価の経年変化				
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
(3)情報公開の推進	情報公開の状況	**A**	**A**	**A**		
①情報公開委員会における検討	左記委員会の設置・運営状況、情報公開基準の制定・公開状況	A	A	―		
	左記委員会における検討状況	―	―	A		
②情報公開等の専門職員の配置、適切な情報管理	担当職員の配置状況、左記指針の策定状況	A	―	―		
	文書開示及び個人情報管理の実施状況	―	A	A		
③各業務のマニュアル作成及び情報公開講習の実施	左記マニュアルの策定状況、左記講習の実施状況	A	―	―		
	情報公開制度及び個人情報保護に関する研修実施状況	―	A	A		

項　目　名		中期目標期間中の評価の経年変化				
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
2. 学資の貸与その他援助						
(1)情報提供の充実	情報提供の状況	**A**	**A**	**A**		
ホームページにおける質疑応答集の充実	ホームページの質疑応答集における項目数	A+	A	A		
災害救助法適用時等における迅速な情報提供	ホームページの更新・改善状況	A	A	A		
(2)諸手続きの改善、効率化	諸手続きの改善、効率化の状況	**A**	**A**	**S**		
①異動届の電算化及び現行の審査項目等の見直し	左記システムの開発、導入状況	A	A	A		
	現行の審査事項及び様式の見直し状況、申込み手続きの簡略化状況	A				
スカラネットの利用率の向上	大学等の「スカラネット」利用率	A	A	S		
②年度当初における奨学金の早期交付に向けた準備	早期交付制度に係る検討状況	A	A	S		
(3)回収率の向上	回収率の向上に向けた取組状況	**B**	**A**	**A**		
①アンケート調査による業務の見直し	アンケート調査の実施結果を踏まえた見直し状況	A	A	―		
ⅰ)返還説明会への職員の派遣及び返還の重要性	職員の派遣状況	A	A	A		
ⅱ)返還説明会用のビデオ及びマニュアルの開発	ビデオ及びマニュアルの開発状況、説明会の標準化	A	A	A		
ⅲ)学校長名の文書「勧奨状」の発送依頼	大学等に対する通知等の実施状況	A	A	A		
ⅳ)大学等に延滞防止通知の発送						
②リレー口座への加入促進	リレー口座加入率　新規返還開始者	A+	A+	S		
	リレー口座加入率　全体	A+	A+	S		
ⅰ)～ⅲ)リレー口座の振替不能者等に対する返還督促	リレー口座への加入促進に向けた取組状況	A	A	A		
③1年未満の延滞者に対する請求行為の強化						
ⅰ)振替不能者に対する返還督促	振替不能者への督促の実施状況	A	A	A		
	催促方法の改善状況	―	A	A		
ⅱ)連帯保証人、保証人に対する返還督促	連帯保証人、保証人への請求状況	A	A	A		

項 目 名		中期目標期間中の評価の経年変化				
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
④ 1年以上の延滞者に対する請求行為の強化						
ⅰ)個別返還指導対象者の拡大	返還指導の実施状況	B	A	A		
ⅱ)法的処理対象者の拡大及び法的処理の強化	法的措置の実施による解決状況	A	A	A		
	回収業者への委託状況	―	A	A		
ⅲ)生活実態等を踏まえた適切な返還指導の実施	返還指導の実施状況	A	A	A		
⑤新規返還者に係る返還率の向上	回収計画の策定・実施状況	B	―	―		
	新規返還者に係る返還率	A+	A	B		
⑷機関保証制度の導入	機関保証制度の導入状況	**A**	**A**	**A**		
①保証機関の整備及び保証制度の運用	保証機関の整備状況及び保証制度の運用状況	A	A	A		
②電算プログラムの開発及び保証業務の円滑な処理	電算プログラムの開発・処理状況	A	A	A		
③機関保証制度の広報、理解及び加入の促進	機関保証制度に係る広報の実施状況	A	A	A		
⑸適切な適格認定の実施	適格認定の実施状況	**B**	**A**	**A**		
ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝの周知・徹底、確実な実施	左記ガイドラインの周知のための取組状況	B	―	―		
	適格認定の実施時期、方法の見直し状況	―	A	―		
	奨学生に対する措置の実施状況	B	―	―		
	調査実施状況及びガイドライン周知のための取組状況	―	A	A		
	認定業務の見直し状況	B	―	―		
	認定業務の電子情報化の検討状況	―	A	―		
	認定業務の電子情報化の導入状況	―	―	S		
⑹返還免除・猶予制度の適切な運用	返還免除・猶予制度の運用状況	**A**	**A**	**A**		
① 優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除制度	左記制度の運用、実施状況	A	A	A		
② 返還免除・猶予制度の透明性、公平性保持に向けた取組	左記制度の運用状況及び左記委員会における検討状況	A	A	A		

項 目 名		中期目標期間中の評価の経年変化				
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
3. 留学生への学資の支給その他の援助						
⑴留学生の質の確保への留意	留学生の質の確保に係る取組状況	**A**	**A**	**－**		
	留学生の質の確保のための採用方法等の検討状況	**－**	**－**	**A**		
⑵諸手続きの改善、効率化	諸手続きの改善、効率化の状況	**A**	**A**	**A**		
	申請項目の見直し状況	A	A	A		
	事務処理の電算化の状況	A	A	A		
⑶国費留学生等に係る支給業務の円滑化	国費留学生等に係る支給業務の状況	**A**	**A**	**A**		
⑷私費留学生に対する支援	私費留学生に対する支援の状況	**A**	**A**	**A**		
⑸医療費補助の見直し	医療費補助の見直し状況	**B**	**A**	**－**		
	医療費補助の見直しに基づく制度の実施状況	**－**	**－**	**A**		

項 目 名		中期目標期間中の評価の経年変化				
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
4. 留学生寄宿舎等の設置及び運営等						
(1)計画的な施設整備	耐震診断を踏まえた施設整備計画の状況	**B**	**A**	**A**		
留学生宿舎の修繕・安全計画等について	左記計画の策定状況	B	―	―		
大学等による宿舎提供の取組に関して	左記調査研究の実施状況	B	―	―		
	長期的な施設整備の準備状況	―	A	―		
(2)入居者に対するサービスの向上等	入居者サービスの状況	**A**	**A**	**A**		
①留学生相談員等の配置及びボランティア等の活用	相談員の設置状況	A	A	A		
	留学生宿舎におけるボランティアの活用状況(チューター)	A	A	A		
②留学生宿舎を活用した各種交流プログラムの実施	各種交流ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの実施状況	A	A	A		
	参加者への調査結果に基づく改善状況	―	A	A		
③留学生宿舎の施設稼働率の向上	留学生宿舎の施設稼働率（年間）	A	A	A		
施設利用増加策の検討及び利用者に対する調査の実施	左記検討・調査の状況	A	A	A		
④入居者に対する施設利用に関する調査の実施及び活用	肯定的な評価の割合	A	A+	S		
入居者の意見を常時聞くための方法の検討	左記検討の状況	A	A	A		
⑤上記活動に関する事例収集等の検討及び実施	事例集の作成に係る準備状況	A	A	A		
(3)留学生宿舎建設等への助成	建設助成の実施状況及び宿舎政策の取組状況	**B**	**B**	**A**		
①助成の必要性に則した機動的な対応	助成業務の処理体制の整備状況	A	A	A		
②指定宿舎事業の実施及び見直し・改善に向けた調査研究の実施	指定宿舎事業の見直しに係る検討状況及び改善計画の策定状況	B	B	A		

項 目 名		中期目標期間中の評価の経年変化				
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
5. 日本留学試験の実施						
⑴試験の質の向上等	試験の質の向上等のための取組状況	**A**	**A**	**A**		
試験の公平性、信頼確保について	試験の適正な実施のための取組状況	A	A	―		
試験問題の改善について	出題問題の分析状況	A	―	―		
日本語教育センターとの連携について	左記検討の状況	A	―	―		
⑵利活用の拡大	試験の利活用の状況	**B**	**A**	**A**		
①海外実施国・都市の拡大	試験の海外実施国数	A	A	A		
	試験の海外実施都市数	A	A	A		
	海外実施国・都市増設に係る計画の策定状況	―	―	A		
②渡日前入学許可実施校の拡大	渡日前入学許可実施校数	B	A+	A		
③試験新規実施国・都市における試験利用の拡大	日本留学フェア等の機会における利用促進のための取組状況	A	A	A		
海外事務所設置国において	海外事務所設置国における利用促進のための取組状況	A	―	―		
海外事務所未設置国において	海外事務所未設置国における利用促進のための取組状況	A	―	―		

項 目 名		中期目標期間中の評価の経年変化				
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
6. 日本語予備教育の実施						
⑴教育内容等の改善	教育内容等の改善状況	**A**	**A**	**A**		
①多様な留学生の受入れ等に対する配慮	左記学生の受入状況	A	A	A		
	卒業者の進学率	―	A	A		
②予備教育の質の向上を図る措置の実施						
大学院進学者等のための教材作成に関する調査の実施	左記調査の実施状況及び教材作成のための準備状況	A	A	A		
試験結果に基づく進路別・能力別クラス編成	左記クラス編成の状況	A	―	―		
調査結果に基づく業務の改善	調査結果に基づく業務改善状況	―	A	A		
	調査における満足度	―	A+	S		
パソコン教室の設置	左記教室の設置運営状況	A	―	―		
国費高専生に対する少人数のクラス編成	左記クラス編成の状況	A	―	―		
基礎教科聴講制度の開設	左記制度の開設状況	A	―	―		
修了者に対するアンケート調査及び業務の改善	左記調査における満足度	A+	―	―		
③海外の高等教育機関との連携等に関する事業						
ⅰ)海外の外国人日本語教員に対する研修	左記研修の実施、連携、指導、協力状況	A	A	A		
ⅱ)マレーシア工科大学高専予備教育センターとの連携等	左記センターとの連携状況	A	―	―		
海外の予備教育センターとの連携等	海外の協力機関との連携、指導、協力状況	―	A	A		
⑵日本理解の促進	日本理解促進のための取組状況	**A**	**A**	**A**		
ⅰ)～ⅲ)留学生の日本理解促進事業の実施		A	A	―		

項 目 名		中期目標期間中の評価の経年変化				
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
7. 留学生交流推進事業						
⑴留学情報提供・相談機能の強化	留学情報提供・相談の状況	**B**	**B**	**B**		
①留学情報センターの情報提供・相談機能の強化						
ｉ)留学関連資料の充実等並びにHPアクセス件数の増加	多言語化に向けた取組状況	A	A	A		
	留学に関する照会件数	B	B	B		
	ホームページへのアクセス件数	A	A+	S		
ii)海外留学フェア、各種説明会の実施及び必要な調査の実施、出版物作成等	左記行事の実施状況	A	A	A		
	左記調査の実施状況	A	A	A		
	出版物の作成・刊行状況	A	A	A		
iii)サテライト機能の強化のための実施計画の策定	左記調査の実施状況	A	A	―		
	左記計画の策定状況	―	―	B		
②海外事務所の体制整備	左記事務所の体制整備状況	A	A	A		
③日本留学フェア等の開催及び日本留学説明会の実施	留学情報の提供状況及び日本留学フェアの開催状況	A	A	A		
④東京国際交流館の利用拡大に向けた諸施策	年間稼働率(利用日数／利用可能日数)	B	B	A		
	料金見直しの検討状況及び広報実施状況	ー	A	A		
⑵国際的なセミナー等の開催	国際的なセミナ-等の開催状況	**A**	**A**	**A**		
①留学生と家主・雇用主との交流会及び合同セミナー等の開催	左記交流会等の開催状況	A	A	A		
②国際大学セミナー、国際シンポジウム等の開催	左記セミナー、シンポジウム等の開催状況	A	A	A		
⑶帰国留学生に対するフォローアップの充実	帰国留学生に対するフォローアップの実施検討状況	**B**	**B**	**A**		

項 目 名		中期目標期間中の評価の経年変化				
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
8. 大学等が学生等に対して行う相談・指導業務に関する研修及び情報提供						
(1)学生支援担当教職員に対する研修の充実	学生支援担当教職員に対する研修の状況	**A**	**A**	**A**		
	研修事業見直し状況及び新たなプログラム開発の実施状況	―	A	―		
	研修事業の見直し状況	―	―	A		
	参加者への調査結果に基づく改善状況	―	A	―		
ⅰ)学生指導関連の各種研修会の開催	左記研修の実施状況	A	A	A		
	参加者の満足度	A	A	S		
ⅱ)学生相談関連の各種研修会の開催	左記研修の実施状況	A	A	A		
	参加者の満足度	A+	A+	S		
ⅲ)就職指導関連の各種研修会の開催	左記研修の実施状況	A	A	A		
	参加者の満足度	A+	A+	S		
ⅳ)修学指導関連の各種研修会の開催	左記研修の実施状況	A	A	A		
	参加者の満足度	A+	A+	S		
ⅴ)留学生交流関連の各種研修会の開催	左記研修の実施状況	A	A	A		
	参加者の満足度	A+	A	S		
(2)学生支援関連情報の収集・提供等の充実	情報の収集・提供等の状況	**B**	**A**	**A**		
①月刊「大学と学生」の発行	左記月刊誌の発行状況	B	A	A		
②各種学生支援情報データベースのシステム構築	左記データベースの構築に係る進捗状況及び学生相談組織等に係る研究状況	B	A	A		
③支部におけるボランティアに関する各種事業の実施	ボランティア情報の提供状況	A	A	A		
	体験ボランティア、ボランティアセミナー等の実施状況	A				
④就職ガイダンスの実施	就職ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ開催状況	A	A	A		
	肯定的な評価の割合	A+	A+	S		
⑤コンソーシアムに対する協力	コンソーシアムに対する協力の状況及び共同事業の実施状況	A	A	A		

項 目 名		中期目標期間中の評価の経年変化				
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
9. 学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究						
⑴学生等の生活実態等に関する調査研究の実施	学生等の生活実態等に関する調査研究の実施状況	**A**	**A**	**A**		
①学生等の生活実態等に関する調査の実施						
学生生活調査	左記調査の実施状況	A	A	A		
奨学事業実態調査	左記調査の実施状況	A	A	―		
留学生在籍調査	左記調査の実施状況	A	A	A		
その他学生支援に関する調査	左記調査の実施状況	A	A	A		
②学生支援に関する内外の関係機関との連携の強化	関係機関との連携状況	A	A	A		
⑵学籍簿管理に関する調査研究の実施	協力者会議の開催状況及び学籍簿管理に関する調査研究の実施状況	**A**	**A**	**―**		
	関係機関等から要請があった場合の協力状況	**―**	**―**	**A**		
⑶心身に障害を持つ者等への支援方策に関する調査の実施	心身に障害を持つ者等への支援方策に関する調査の実施状況	**A**	**A**	**A**		
	関係機関との連携による取組状況	―	A	A		
	調査研究の実施状況及び事業化の検討状況	―	A	―		
	調査研究の実施状況及び事業の実施状況	―	―	A		
10. その他附帯業務状況						
⑴高校奨学金事業の都道府県への移管の円滑な実施	高校奨学金事業の都道府県への移管の実施協力状況	**A**	**A**	**A**		
高校奨学金モデルシステムの開発及び提供	モデルシステムの開発・提供状況	A	A	―		
高校奨学金担当者に対する説明会の実施	左記説明会等の開催状況	A	―	―		
⑵学生等の旅客運賃割引証に関する業務	学生等の旅客運賃割引証業務の実施状況	**A**	**A**	**A**		
⑶寄附金事業の実施	寄附金事業の実施状況	**A**	**A**	**S**		
寄附金事業の実施	左記事業の実施状況	A	―	―		
寄附金事業の研究及び平成17年度以降の準備	新しい寄附金事業制度の研究、準備状況	A	―	―		

○ 財務内容の改善に関する事項

項 目 名		中期目標期間中の評価の経年変化				
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画		**―**	**―**	**A**		
⑴収入の確保等	収入の確保等の状況	A	A	A		
①宿舎料及び日本語教育センター授業料等の適切な確保	左記収入の確保状況	A	A	A		
②寄附金の募集及び寄附金事業の実施	寄附金の募集状況	A	A	S		
③財投機関債の発行による自己調達資金の確保	自己調達資金の確保状況	A	A	A		
⑵業務における固定経費の節減	固定経費の削減状況	**A**	**A**	**A**		
運営管理業務の合理化、縮減	運営管理業務の合理化、縮減状況	A	A	A		
留学生宿舎の管理運営の委託及びそれに係る固定費の削減	固定経費の削減状況	A+	A	A		
⑶学資金貸与事業における適切な債権管理の実施	債権管理の実施状況	**B**	**B**	**B**		
①返還金回収体制の整備及び適切な情報管理	返還金回収体制の整備状況	B	―	―		
	債権管理プログラムの整備状況	―	B	B		
②貸倒引当金の計上	貸倒引当金の計上状況	A	A	A		
⑷ リスク管理債権の割合の抑制	リスク管理債権の割合	**B**	**A**	**A**		
	無利子学資金（第一種）	A	A	A		
	有利子学資金（第二種）	A	A	A		
	法的措置の実施状況	―	A	A		
	回収施策の実施、委託状況	B	A	A		
⑸予算	予算の執行状況	**A**	**A**	**A**		
⑹収支計画	計画と実績の対比	**A**	**A**	**A**		
⑺資金計画	計画と実績の対比	**A**	**A**	**A**		
Ⅳ短期借入金の限度額	―	―	―	―		
Ⅴ重要な財産の処分等に関する計画	―	―	―	―		
Ⅵ剰余金の使途	剰余金の発生状況	―	―	―		
	剰余金の使用状況	―	―	―		

○　その他業務運営に関する重要事項

項　目　名		中期目標期間中の評価の経年変化				
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
Ⅶ　その他業務運営に関する重要事項		**―**	**―**	**A**		
1. 施設及び設備に関する計画	施設整備の検討状況	**B**	**A**	**A**		
ｉ)本部機能の一部先行移転の実施	本部移転の検討状況及び施設整備推進室の設置、取組状況	A	A	A		
ⅱ)留学生宿舎の修繕・安全計画等について	施設整備計画の策定状況	B	―	―		
	施設整備の準備状況及び調査研究の分析状況	―	A	A		
	アスベスト対策の実施状況	―	A	A		
2. 人事に関する計画						
⑴方針	人事方針の具体化状況（評価者訓練研修の実施状況）	**A**	**A**	**A**		
⑵人事に係る指標	人員の抑制状況	**A**	**A**	**A**		
⑶専門性の強化、人材の育成	人材の育成状況	**A**	**A**	**A**		
①職員採用計画に基づく職員の採用	採用計画の策定状況	A	―	―		
	専門的な能力を有する人材採用状況	―	A	A		
②職員研修計画の作成及び各種研修の実施	研修計画の作成、実施状況	A	A	A		
③人事交流計画に基づく人事交流の実施	人事交流の状況	A	A	A		

【参考資料 1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較（過去 5年分を記載）

単位：百万円）

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
収入						支出					
借入金等	483,984	538,460	545,636			学資金貸与事業費	659,928	734,117	800,750		
高等学校等奨学金事業交付金	―	9,126	18,963			一般管理費	2,816	2,821	2,778		
運営費交付金	23,006	22,704	21,963			うち、人件費	1,278	1,317	1,343		
国庫補助金	1,051	1,036	1,711			物件費	1,538	1,505	1,435		
施設整備費補助金	―	0	119			業務経費	23,425	23,048	22,510		
貸付回収金	233,768	264,796	288,435			貸与事業を除く事業費	17,880	17,780	17,471		
貸付金利息	10,739	11,223	12,166			うち、人件費	3,960	3,944	4,070		
政府補給金	9,737	8,923	9,533			物件費	13,919	13,836	13,401		
事業収入	1,823	1,857	1,965			貸与事業業務経費	5,545	5,267	5,039		
雑収入	1,442	1,412	1,801			特殊経費	―	104	254		
						借入金等償還	43,306	56,026	69,046		
						借入金等利息償還	19,795	19,615	21,494		
						施設整備費	―	0	74		
計	765,550	859,538	902,293			計	749,269	835,731	916,907		

備考（指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等）
特になし

単位：百万円）

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
費用						収益					
経常費用						運営費交付金収益	22,997	22,657	21,140		
一般管理費	2,809	2,808	2,754			自己収入（その他の収入）	3,075	3,086	3,423		
業務経費	23,277	22,841	21,508								
特殊経費	―	104	254			寄付金収益	158	203	173		
減価償却費	13	26	164			資産見返負債戻入	0	3	117		
						財務収益	0	0	5		
財務費用	18	15	12			臨時収益	―	―	―		
臨時損失	―	―	―								
計	26,116	25,794	24,692			計	26,231	25,950	24,859		
						純利益	114	156	167		
						目的積立金取崩額	―	―	―		
						総利益	114	156	167		

備考（指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等）
特になし

単位 :百万円）

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出	705,794	837,113	916,283			業務活動による収入	283,786	860,819	903,532		
投資活動による支出	3,631	50	1,828			政府交付金による収入	0	9,126	18,963		
財務活動による支出	43,453	158	176			運営費交付金による収入	23,006	22,704	21,963		
翌年度への繰越金	52,031	75,572	64,626			政府補給金による収入	9,737	8,923	9,533		
						国庫補助金による収入	1,051	1,036	1,711		
						貸付回収金による収入	234,943	265,629	289,458		
						長期借入による収入	―	538,200	545,400		
						貸付金利息	10,376	10,923	11,759		
						その他の収入	4,673	4,277	4,745		
						投資活動による収入	93	43	3,810		
						財務活動による収入	483,793	0	0		
						長期借入による収入	483,793	―	―		
						前年度よりの繰越金	37,237	52,031	75,572		
計	804,909	912,893	982,914			計	804,909	912,893	982,914		

備考（指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等）
特になし

【参考資料 2】貸借対照表の経年比較（過去 5年分を記載）

単位 :百万円）

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資産						負債					
流動資産	3,742,224	4,213,285	4,659,268			流動負債	61,752	74,296	145,822		
固定資産	117,705	124,202	149,999			固定負債	3,734,331	4,196,392	4,597,823		
						負債合計	3,796,083	4,270,688	4,743,645		
						資本					
						資本金	100	100	100		
						資本剰余金	62,339	60,619	58,877		
						利益剰余金	1,407	6,080	6,645		
						（ち当期未処分利益）	1,407	4,673	565		
						資本合計	63,846	66,799	65,622		
資産合計	3,859,929	4,337,487	4,809,267			負債資本合計	3,859,929	4,337,487	4,809,267		

備考（指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等）
特になし

【参考資料3】利益（又は損失）の処分についての経年比較（過去5年分を記載）　　単位：百万円）

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
Ⅰ　当期未処分利益					
当期総利益	1,407	4,673	565		
前期繰越欠損金	―	―	―		
Ⅱ　利益処分額					
積立金	1,407	4,673	565		

備考（指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等）
特になし

【参考資料4】人員の増減の経年比較（過去5年分を記載）　　単位：人）

職種※	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
常勤職員（常勤的非常勤職員を含む。3月末現在）	532	533	505		
非常勤職員（3月末現在）	140	150	159		

※職種は法人の特性によって適宜変更すること

備考（指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等）
特になし

独立行政法人日本学生支援機構の平成18年度に係る業務の実績に関する項目別評価

○業務運営の効率化に関する事項

中期計画の各項目	評価項目 (18年度計画の各項目)	指標	評定基準※ A	評定基準※ B	評定基準※ C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	評定 定性的評価及び留意事項等
Ⅰ業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	**Ⅰ業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**						**A**	
1業務の効率化 (1)一般管理費等の削減	**1業務の効率化** (1)一般管理費等の削減	一般管理費等の削減状況	以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。				**A**	
法人統合のメリットを最大限に生かしつつ業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、	法人統合のメリットを最大限に生かしつつ業務の徹底した見直し、情報化の推進及び外部委託の推進等、業務の合理化、効率化等に努めるとともに	これまでの評価委員会等の指摘を踏まえた業務の見直し、効率化等の状況	〔委員の協議により評定〕			○業務の見直し 業務を効率的、効果的に実施するために、適切な組織体制の構築（組織の統合、再編、新規設置等）を行った。 ○業務の効率化 (1) 光熱水費 （H17　279,737千円　→　H18　262,141千円（17,596千円減(▲6.3%)） 光熱水費（電気、ガス、水道、灯油、重油等）について、次の事項を実施、周知することにより、役職員の省エネルギーに関する意識の向上に努め、経費の削減を図った。 ・冷暖房温度→クールビズ、ウォームビズの励行により適切に調整 ・パソコン、プリンター、コピー機→消し忘れを注意喚起 ・エレベーターの運転台数→業務に支障のない範囲で削減 ・廊下、ロビー等共用部分の照明→業務上必要最小限の範囲で点灯 ・温室効果ガス排出量6%の削減を目指す取り組みを行う 「チーム・マイナス6%」の団体メンバーに登録→役職員の省エネルギーに対する関心を高める	1　A	業務の見直し面では、業務の適正化のための組織再編、適格認定手続の電子情報化、回収業務の外部委託の増加等を行い業務の合理化を推進し、業務の効率化の面では、光熱水費、電話料金をはじめとした経費削減を前年度より効率化を進めており、中期目標に向かって順調に成果を上げており評価できる。
一般管理費(人件費を含む。)に関しては、平成15年度予算を基準として中期目標期間中、その16%以上を、	一般管理費（人件費を含む。）、及びその他の事業費（人件費を含み、学資金貸与業務費を除く。）に関しては、経費節減に関する中期計画の達成に向けさらに準備をすすめる。	一般管理費(人件費を含む。)の削減状況	2,963百万円以下	2,963百万円超 3,068百万円以下	3,068百万円超	○平成18年度決算　27億7，806万円（H17：28億2，133万円） ○職員の削減状況 常勤職員515名→505名、非常勤職員150名→159名 （参考1） 平成15年度予算3,278百万円の16%減である2,754百万円が最終的な目標であるが、その差額524百万円を5(年)で除した105百万円を減らすことが単年度の目標となる。（平成18年度目標2,963百万円） （参考2） 職員と国家公務員及びその他の独立行政法人との給与水準（年額）の比較指標（事務・技術職員） ・対国家公務員（行政職（一））　112.9　←　112.6（H17） ・対他法人　105.1　←　104.6（H17）	2　A	職員の削減等により、単年度目標を十分に上回っており、中期目標に向かって順調に成果を上げていることから、評価できる。
その他の事業費(人件費を含み、学資金貸与業務費を除く。)に関しては、その9%以上を削減する。		その他の事業費(人件費を含み、学資金貸与業務費を除く。)の削減状況	18,084百万円以下	18,084百万円超 18,428百万円以下	18,428百万円超	○平成18年度決算　174億7，085万円（H17：178億8，391万円） （参考） 平成15年度予算19,116百万円の9%減である17,396百万円が最終的な目標であるが、その差額1,720百万円を5(年)で除した344百万円を減らすことが単年度の目標となる。（平成18年度目標18,084百万円）	3　A	単年度目標を十分に上回っており、中期目標に向かって順調に成果を上げていることから、評価できる。
なお、一般管理費及びその他事業費のうち、人件費（退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。）については「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成22年度の人件費を平成17年度の人件費に比べて5%以上削減することとし、中期目標期間においては3%以上の人件費を削減する。 併せて、役職員の給与について、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。	なお、平成18年度の人件費については、平成17年度の人件費に比べて概ね1%削減することとする。	人件費（退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。）の削減状況	4,211百万円以下	4,211百万円超 4,254百万円以下	4,254百万円超	○平成18年度実績額　41億593万円（対前年度3．47%▲） （参考1） 平成17年度実績額　42億5，350万円 （参考2） 平成17年度実績額4,254百万円の3%減である4,126百万円が最終的な目標であるが、その差額128百万円を3(年)で除した43百万円を減らすことが単年度の目標となる。（平成18年度目標4,211百万円）	4　A	対前年比3.47%を削減し、**単年度目標を十分に上回っており、中期目標に向かって順調に成果を上げていることから、評価できる。**
		国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し状況	〔委員の協議により評定〕			国家公務員の行政職俸給表（一）の見直しに準じて、現行の俸給表の水準を全体として平均4．8%を引下げるとともに、現行の俸給表を11級制から10級制に改定した。また、勤務の実績に応じた昇給制度の導入や勤勉手当への実績反映など勤務実績の給与への反映についても積極的に取り組んだ。	5　A	国家公務員の給与水準に準拠することを基本方針とし、役員の報酬基準、職員の俸給表の見直しを行う等、中期計画通り改革を推進しており、評価できる。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

<table>
<tr><th rowspan="2">中期計画の各項目</th><th rowspan="2">評 価 項 目
(18年度計画の各項目)</th><th rowspan="2">指　標</th><th colspan="3">評 定 基 準※</th><th rowspan="2">評価項目・指標に係る実績</th><th colspan="2">評定</th></tr>
<tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>段階的
評定</th><th>定性的評価及び
留意事項等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">また、学資金貸与事業についても、学資金貸与の業務執行に要する事務経費の削減、貸付金の回収率の向上による返還金の確保等に最大限努めることとし、学資金貸与業務に係る費用について、中期目標期間中、毎年度、対前年度3%程度以上の効率化に努める。</td><td rowspan="2">また、学資金貸与業務に係る費用については、中期計画に基づき、返還金の確保等に最大限努めつつ、学資金貸与の業務執行に要する事務経費について、その貸与費（原資）に占める割合を対前年度3%以上削減する。</td><td>貸与費に占める事務経費の割合の増減（対前年度）</td><td>3.0%以上▲</td><td>2.1%以上 3.0%未満▲</td><td>2.1%未満▲</td><td>○増減の割合　▲4．2％（=0.68%/0.71%　- 1）
(参考)
<table><tr><th></th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th></tr><tr><td>事務経費
(A)</td><td>53億円</td><td>53億円</td></tr><tr><td>貸与金規模
(B)</td><td>7,419億円</td><td>7,809億円</td></tr><tr><td>貸与費に占める
事務経費の割合(A/B)</td><td>0.71%</td><td>0.68%</td></tr></table></td><td>6　A</td><td>単年度目標を上回っており、中期目標に向かって順調に成果を上げており評価できる。</td></tr>
<tr><td>当年度分回収率
滞納分回収率
返還金の確保等の状況</td><td colspan="3">（委員の協議により評定）</td><td>○回収率
平成18年度
当年度分　93．3%　滞納分　13．8%
(参考)
平成17年度
当年度分　93．0%　滞納分　14．6%
平成16年度
当年度分　92．4%　滞納分　14．4%

○返還金
平成18年度
第一種返還金1，632億円、第二種返還金1，252億円確保
(参考)
平成17年度
第一種返還金1，600億円、第二種返還金1，048億円確保
平成16年度
第一種返還金1，531億円、第二種返還金806億円確保</td><td>7　B</td><td>全体及び当年度分の回収率は、前年度から0.3ポイント向上し、返還金についても前年度を上回っており全体としては評価できるが、延滞分の回収率は、0.8ポイント悪化し、また全体としても回収率の向上は低調であるため、これらの要因を分析し、回収業務の外部委託の結果を参考にしつつ、回収率の更なる向上に向けた取り組みが必要がある。</td></tr>
</table>

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評価項目 (18年度計画の各項目)	指標	評定基準※ A	評定基準※ B	評定基準※ C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	評定 定性的評価及び留意事項等
(2)外部委託等の推進	(2)外部委託等の推進	外部委託等の状況	以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。				A	
①学資金貸与事業について 学資金貸与業務・返還金回収業務については、本部一元化、集中処理や、その他業務のより効率的・効果的実施に資する電算処理の改善・改修を計画的に推進するとともに、単純大量業務を中心に費用対効果を分析した上で、外部委託を進める。	①学資金貸与事業について 学資金貸与業務においては、前年度実施事項に加え、新たに優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除推薦に係る仕分け・点検作業の外部委託を進める。	外部委託の実施状況	委員の協議により評定			○平成18年度からの新規実施分 学資金の返還免除推薦に係る仕分け・点検作業 5，930件 ○平成17年度から実施分 予約採用に係る確認書の点検作業 168，464件（H18）← 125，096件（H17） 予約推薦データと証明書類の照合作業 96，606件（H18）← 61，429件（H17） 採用関係書類と異動関係書類の分類・整理作業 345，457件（H18）← 153，629件（H17） ○平成16年度から実施分 確認書の点検作業 264，000件（H18）← 256，000件（H17） 返還誓約書の点検作業 305，000件（H18）← 263，000件（H17） 月次帳票(奨学生証等)の梱包・発送状況 14，828件（H18）← 16，348件（H17）	8 A	前年度からの外部委託案件は概ね前年度を上回っており、新規取組み案件もあることから、評価できる。 今後は費用対効果を具体的に提示することが望まれる。
特に返還金回収業務においては、中期目標期間中に、リレー口座（口座振替）加入率の改善や請求の早期化・充実を実現するため、外部委託による電話督促等の計画的拡大（平成15年度実績以上）を推進し、リレー口座加入率については新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。		新規返還開始者のリレー口座加入率	93.7%以上	93.1%以上93.7%未満	93.1%未満	○平成18年度実績　95．3% 参考1) ○平成17年度実績　95．4% (参考2) 中期目標期間中に達成すべき数値目標(95%)と平成15年度実績(91.9%)の差(3.1%)を5（年）で除した0.6%を増加させることが単年度の目標となる。(平成18年度目標93.7%)	9 S	中期計画を十分に上回っており、高く評価できる。
		全体のリレー口座加入率	78.1%以上	77.1%以上78.1%未満	77.1%未満	○平成18年度実績　84．3% 参考1) ○平成17年度実績　81．6% (参考2) 中期目標期間中に達成すべき数値目標(80%)と平成15年度実績(75.2%)の差(4.8%)を5（年）で除した0.96%を増加させることが単年度の目標となる。（平成18年度目標78.1%)	10 S	中期計画を上回る達成度を実現したことは高く評価できる。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

<table>
<tr><th rowspan="2">中期計画の各項目</th><th rowspan="2">評 価 項 目
(18年度計画の各項目)</th><th rowspan="2">指　標</th><th colspan="3">評 定 基 準※</th><th rowspan="2">評価項目・指標に係る実績</th><th colspan="2">評定</th></tr>
<tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>段階的評定</th><th>定性的評価及び留意事項等</th></tr>
<tr><td></td><td>返還金回収業務においては、回収率の向上のため施策を講じるに当たり、新たに以下のような外部委託を拡大し実施する。
ⅰ）請求書送付後の未入金者への返還督促架電
ⅱ）法的手続き拡大に伴う派遣職員の活用
併せて、回収業者への債権回収の委託を引き続き実施する。</td><td>外部委託の実施状況及び外部委託の費用対効果に関する分析状況</td><td colspan="3">委員の協議により評定</td><td>ⅰ）新たに延滞9月及び12月の延滞者に対し、請求書の送付後の未入金者へ外部委託による返還督促架電を実施した。

区分 | 電話督促件数 | 解決件数 | 解決率 | 未解決件数
延滞 9月 | 3,227件 | 648件 | 20.1% | 2,579件
延滞12月 | 3,014件 | 365件 | 12.1% | 2,649件

◇請求書送付のみの場合と請求書送付後の未入金者への督促架電を行った場合の比較

請求書送付後の督促架電は、請求書のみの送付の場合と比較すると架電督促の効果により解決率が改善した。

区分 | 実施対象 (件数 / 請求額) | 解決 (件数 / 回収額) | 解決率 (件数 / 額)
請求書のみによる督促 | 15,133件 | 1,579,186千円 | 2,325件 | 125,760千円 | 15.4% | 8.0%
請求書及び架電による督促 | 6,241件 | 674,716千円 | 1,013件 | 68,522千円 | 16.2% | 10.2%

(注)請求書のみの督促は、平成18年4月～11月に実施。
請求書の送付後の督促架電は、平成18年12月～平成19年3月

ⅱ）法的手続き拡大に伴い、10名の派遣職員を配置し、法的処理を前提とした督促架電を拡大し実施した。

◇法的手続き拡大に伴う派遣職員の活用による分析状況
平成18年度は予告書発送後応答のない者に対して、派遣職員による支払督促申立前の督促架電を行った。その結果、返還者に直接返還指導することができ、平成17年度に比べて分割返還実施者が大幅に増加し債権回収額の増加につながった。

予告件数 | 解決 (件数 / 率(%)) | 解決のうち分割返還 (件数 / 率(%))
平成17年度 | 4,167 | 1,108 | 26.6 | 104 | 2.5
平成18年度 | 10,498 | 3,455 | 32.9 | 1,656 | 15.8

予告時債権額(千円) | 債権回収額(千円) | 率(%)
平成17年度 | 4,421,408 | 125,677 | 2.8
平成18年度 | 10,307,329 | 433,730 | 4.2</td><td>11</td><td>A</td><td>外部委託について法的手続き案件の増加、さらに新たな延滞先への督促にも活用と、外部委託を拡大させており、また、これにより回収率を向上させており、評価できる。
今後は、法的手続きの拡大に伴うクレーム等の中から問題点を洗い出し、分割返還実施者が増加する有効な方策を見出す必要がある。解決率は昨年度より26.6%から32.9%と増加しているが、解決率の約半分は分割返還となっており、分割返還を評価するためには、解決とした他の内容も示す必要がある。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>機構と外部委託の場合との比較</td><td colspan="3">委員の協議により評定</td><td>◇機構と外部委託との費用対効果の比較
平成18年11月から平成19年1月までの間、平成17年度末において①延滞1年以上2年未満で入金履歴のない者、②延滞8年以上15年未満で入金履歴のない者、③延滞8年以上9年未満で過去1年以上2年未満に入金があった者、④延滞8年以上9年未満で過去2年以上3年未満に入金があった者及び延滞4年以上8年未満で過去1年以内に入金がない者を対象に、債権回収の委託を実施した。(4,011件:該当件数の26.1%)
また、平成19年2月に①延滞2年以上3年未満で入金履歴のない者、②延滞4年以上8年未満で過去1年以内に入金のない者③延滞4年以上8年未満で入金履歴のない者に対しても追加実施した。(3,026件:該当件数の36.3%)
11月に委託したもののうち、延滞状態が①～③と同条件のもの388件については、機構により回収を行い、債権回収業者との比較を行った。

債権回収業者による回収状況
(11月実施)

委託件数 | 請求金額 | 回収件数 | 回収金額 | 猶予件数 | 合計
4,011件 | 3,000,231千円 | 1,172件 (29.2%) | 155,323千円 (5.2%) | 85件 (2.1%) | 1,257件 (31.3%)

(参考)債権回収業者の委託手数料:回収委託の対象者の延滞状況により回収金額の17%又は20%、猶予取次ぎ1件に対して300円の手数料及び消費税であった。</td><td>12</td><td>A</td><td>機構と外部委託との比較が、回収率、回収金額、回収金額単位あたりの費用について実施されており、業務の効率化における外部委託の効果が把握されており、評価できる。
なお、機構の回収金額単位あたりの費用に、回収事務に係る間接費用が含まれていないなど、外部委託との比較のために算出方法の精緻化を行なう必要がある。
業者の選定にあたっては、入札価格だけでなく回収率や、サービスの質なども考慮し検討する必要がある。
今年度得られたデータを基に、次年度に向け費用対効果を多角的、総合的に検討し、外部委託のあり方、項目、基準等を策定し、入札等により手数料を減額する必要がある。
また、今後の一層の外部委託の効果的な活用に資するために一層の経験の蓄積が必要である。</td></tr>
</table>

※）A」、B」、C」の評定のほか、S:特に優れた実績を上げている」、F:業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評 価 項 目 (18年度計画の各項目)	指　標	評定基準※			評価項目・指標に係る実績	評定	
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項等
						(2月実施) 委託件数：3,026件 請求金額：1,436,840千円 回収件数：445件（14.7%） 回収金額：63,657千円（4.4%） 猶予件数：44件（1.5%） 合計：489件（16.2%） （参考）債権回収業者の委託手数料：回収委託の対象者の延滞状況により回収金額の3%又は6%、猶予取次ぎ1件に対して100円の手数料及び消費税であった。 機構による回収状況 件数：388件 請求金額：317,148千円 回収件数：21件（5.4%） 回収金額：1,760千円（0.6%） 猶予件数：14件（3.6%） 合計：35件（9.0%） 回収業者の委託において、機構で実施した場合との比較は次表のとおり。 区分：債権回収会社／機構 回収率（件数）：23.0%／5.4% 回収率（金額）：4.9%／0.6% 1,000円を回収するための費用：158円／51円 （注1）債権回収会社の「回収率」、「1,000円を回収するための費用」は、平成18年11月及び平成19年2月に債権回収会社に委託した回収状況をもとに算出した。 （注2）機構の「回収率」、「1,000円を回収するための費用」は、平成18年11月に債権回収会社に委託した①～③と同様の延滞状況の者に対する機構における回収状況をもとに算出した。 回収の結果として、回収件数については、機構5.4%に対して回収業者は、約4.3倍の23.0%、また、回収金額については、機構0.6%に対して回収業者は、8.2倍の4.9%であった。 一方、費用については、回収業者は、158円と約3.1倍であった。 なお、回収業者の回収成績の要因としては、次のようなことが考えられる。 ・事前に「回収業者への委託」を行う旨の予告を行った。（機構が実施。） ・効果的な時間帯（平日17時～21時、土・日曜）における督促架電を実施したこと。 ・入金確認まで繰り返し架電を実施したこと。 （注3）機構が1,000円を回収するための経費の算出方法について （人件費＋事務費）÷回収金額×1,000 人件費：架電及び請求書の作成・発生に要した経費 （機構の年間平均給与額をもとに、のべ所要時間に相当する人件費を算出） 事務費：払込通知書、封筒、チラシ、架電経費等に係る経費 （参考） 外部委託推進により、返還金回収の効率化を図ることができた。 区分：平成16年度／平成17年度／平成18年度 回収金額（a）：(100.0) 233,768,058千円／(113.3) 264,796,014千円／(123.4) 288,434,984千円 回収経費（b）：(100.0) 1,757,958千円／(109.2) 1,919,985千円／(110.8) 1,947,656千円 うち外部委託経費（c）：(100.0) 128,612千円／(167.9) 215,998千円／(201.3) 258,951千円 回収経費に占める外部委託経費の割合（c/b）：7.3%／11.2%／13.3% 回収経費1円で回収した金額（a）／（b）：(100.0) 133.0円／(103.7) 137.9円／(111.4) 148.1円 （注1）（ ）内は、平成16年度を100とした割合を示す。 （注2）外部委託経費の内容は、サービサーへの委託経費、人材派遣業者への委託経費等である。		

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評 価 項 目 (18年度計画の各項目)	指　標	評定基準※ A	 B	 C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	 定性的評価及び留意事項等
②留学生寄宿舎等の管理運営について 機構が整備・保有する留学生寄宿舎等の管理運営については、利用者の特性、サービスの質の確保に配慮しながら、これを充足する要件を備えた者に委託することとし、	②留学生寄宿舎等の管理運営について 機構が整備・保有する留学生寄宿舎等の管理運営については、利用者の特性、サービスの質の確保に配慮しながら、これを充足する要件を備えた者に委託し、	委託条件の点検状況	（委員の協議により評定）			国際交流会館の管理運営について実績があり、豊富なノウハウを有し、利用者の特性、サービスの質の確保をすることができる財団法人日本国際教育支援協会に管理運営を委託した。 なお警備業務、清掃業務及び寝具リース業務について別途入札を行うこと等により、支出の削減を図った。 ○留学生寄宿舎等の委託費 8億7，736万円（H18）←　9億594万円（H17） 参考）留学生寄宿舎の収支状況 区　分 / 平成17年度 / 平成18年度 収入 / 1,215,142千円 / 1,156,535千円 支出 / 1,646,316千円 / 1,555,765千円 収入－支出 / △431,174千円 / △399,230千円	13　A	昨年度より赤字が削減されたことは評価できる。今後は、更に経費削減を進めるため、適切な業者間の競争入札の導入等を検討する必要がある。 また、管理運営に対する利用者からの満足度アンケートを実施し、質の確保の点検をする必要がある。
		市場化テストの検討状況	（委員の協議により評定）			平成20年度より広島国際交流会館の管理運営業務及び東京国際交流館プラザ平成の企画・管理・運営業務について市場化テストを実施することになり、各々の委託条件について検討を行った。	14　A	次年度の市場化テストの実施に向けた検討が進められており、評価できる。 今後は、広島国際交流会館の市場化テストの検証結果等を踏まえ、更なる対象範囲等の拡大を検討する必要がある。
併せて固定費について、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度1%以上の削減を図る。	併せて、前年度検討を基に役務契約等について、さらに見直しを行い、固定費削減について前年度比1%以上の削減を行う。	役務契約等の見直し状況	（委員の協議により評定）			管理運営委託費の更なる削減を図るため、財団法人日本国際教育支援協会に管理運営を委託している業務の見直しを行い、役務業務（警備、清掃、寝具リース・クリーニング業務）について引き続き競争入札を実施した。 また、その他の役務業務（東京国際交流館の設備管理・廃棄物処理業務）についても新たに競争入札を実施した。	15　A	固定費削減に向けて委託業務の見直しを行い、一般入札を実施したことは評価できる。今後とも競争入札を取り入れることにより、一層の経費削減に努めていくことが必要である。
		固定費の削減率(対前年度)	1.0%以上▲	0.7%以上1.0%未満▲	0.7%未満▲	○平成18年度実績 固定費の削減率　対前年度比　▲2．1% H18　361，770千円 H17　369，368千円 H16　373，454千円 注）固定費とは、清掃、警備、施設運転・洗浄等維持、植栽管理、廃棄物処理等の経費。	16　A	単年度目標を十分に上回っており、中期目標に向かって順調に成果を上げており評価できる。
(3) 業務・システムの最適化	(3) 業務・システムの最適化	最適化計画策定のための検討状況	委員の協議により段階的評定を実施。				**A**	
奨学金貸与・返還・情報個別管理システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに関する最適化を行うこととし、平成19年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定し公表する。	奨学金貸与・返還・情報個別管理システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、業務・システムに関する最適化計画策定のための検討を行う。					業務・システムの最適化に係るプロジェクトチームにて検討の結果、奨学金貸与・返還・個別情報管理システムの業務・システムの見直し方針」を策定した。	17	中期計画通り、見直し方針を策定したことは評価できる。次の段階としてこの見直しによる効果の客観的評価を希望する。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評 価 項 目 (18年度計画の各項目)	指　標	評定基準※ A	 B	 C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	 定性的評価及び留意事項等
2組織の効率化 (1)適切な組織体制の構築等	**2組織の効率化** (1)適切な組織体制の構築等	組織体制の構築等の状況	以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。				**A**	
①理事長の下に政策的、専門的、実務的観点から提言を行う「政策企画委員会」を設置する。また、広範多岐に渉る業務を機動的、総合的に掌理するために、企画・総合調整、業績の評価・分析、情報公開、危機管理対応等の機能を特に充実する。	① 政策企画部を中心に関係各部との連携を密に図りながら、企画・総合調整、業績の評価分析、情報公開、危機管理対応等の機能を強化する。	左記組織の運営状況	委員の協議により評定			○ 政策企画部」の運営 政策企画部については、平成18年4月から「特別支援課」を「学生生活部」に移管し、「総合計画課」、「政策調査研究課」及び「広報課」の3課体制となった。 この部において、機構の運営及び業務の実施に係る重要事項の企画立案、中期計画・年度計画、評価分析、監査、法規、調査研究、事業の開発実施、広報、情報公開・個人情報保護等の機能を一元的、総合的に掌理し、機構の広範多岐にわたる業務を機動的、効率的に推進することとしており、平成18年度においては、関係各機関との連絡調整に迅速に対応するなど、機能的にその役割を果たした。 ○ 政策企画委員会」の開催 平成18年度においては、平成18年4月12日、平成18年9月14日及び平成19年2月14日の3回開催し、留学生交流や学生生活支援事業等について審議を行った。	18　A	政策企画部の組織を合理化し、適切な組織体制の構築を進めており評価できる。今後は、各組織の再編や権限移譲に伴い、実際に機能化、効率化等が図られたか見直し作業も必要である。
② 本部においては、その機能を企画・立案及び管理的機能に重点化し、業務処理の電算化、費用対効果をベースとした外部委託の推進等により合理的、効率的・効果的業務管理を進め、職員の計画的縮減を図る。	② 合理的、効率的・効果的な業務運営が可能な組織構築を推進するために、「奨学部」と「返還部」を統合し、新たに「奨学事業部」を設置し、学資金貸与業務の効率化を図るとともに、企画立案機能を強化する。	本部組織の見直し状況	委員の協議により評定			奨学金の貸与業務と回収業務の連携強化や奨学金貸与事業の計画策定機能・総合調整機能の強化を図り、平成18年4月に「奨学部」と「返還部」を統合して、新たに「奨学事業部」を設置し、事業の円滑な実施と貸与から返還まで一貫した効率的・効果的な業務運営体制を構築した。この部において、貸与業務と回収業務の間に迅速な情報共有や円滑な連携ができる体制を確保したことにより、企画立案機能の強化を図るとともに奨学金貸与業務の効率的な運営を行った。	19　A	年度計画に基づき「奨学部」と「返還部」を統合し、効率化を推進しており、評価できる。今後は、「奨学事業部」において、さらに効率化に努める必要がある。
③ 旧5法人の管理部門を一元化するとともに、留学生等支援を始めとした事業部門を集約し、機動的な業務運営を行うとともに、これまでのノウハウを共有し、業務の効率化を進める。	③ 新しく設置した「支部総括室」において、留学生支援事業のうち留学生寄宿舎等の整備及び管理運営方法の見直しを含む留学生宿舎事業を重点的に行うことで業務の効率化を進める。	左記組織の統合・運営状況	委員の協議により評定			○「支部総括室」において、それまで留学生事業部交流基盤課で掌理していた留学生寄宿舎等の整備及び管理運営方法の見直し等の留学生宿舎事業を重点的に行うこととなったが、平成18年度においては、その重点化を踏まえた統括的な運営の下、各支部予算のとりまとめや支部業務の連絡調整、進捗管理を行うなど、支部と密接に連携しつつ効率的に留学生宿舎事業を実施した。	20　A	年度計画に基づき実施しており、評価できる。今後は、「支部総括室」において、留学生寄宿舎等の管理運営業務のさらなる効率化に努める必要がある。
④大学等における学生相談・指導業務の充実に資するため、研修事業、並びに様々な学生支援に関する情報の収集・提供を効率的に行う事務組織を整備する。	④ 事業の開発のために政策企画部に置かれていた「特別支援課」を「学生生活部」に移管し、学生支援に関する情報の収集・提供を一元的に行うことにより、一層効率的・効果的な業務運営を行う。	左記組織の運営状況	委員の協議により評定			○平成18年4月に、それまで政策企画部に置かれていた「特別支援課」を「学生生活部」に移管して4課体制とし、より総合的な学生生活支援業務の遂行を図った。これにより、障害学生の修学支援についても、他の学生生活支援業務とともに「学生生活部」において企画立案する業務として、その情報収集・提供を一元的に実施するなど、効率的・効果的な業務運営を行った。	21　A	学生支援業務の一元化により、組織のスリム化と既存の事業の整理・合理化や新規事業の企画立案機能の強化を目指した組織編成が行われ、効率的・効果的な事業の推進が可能となったことは評価できる。
⑤一方、支部においては、大学等や地域のニーズ、実情に即したきめ細かな良質のサービスを提供する地域ブロック拠点としての機能の拡充を進めるため、適正な管理の下で支部に対して本部の権限の移譲を行う。	⑤ 新しく設置した「支部総括室」において、支部組織のブロック化及び本部の権限委譲を進めるとともに、支部業務の効率的・効果的な実施を推進する。	支部組織のブロック化及び本部の権限委譲の推進状況、支部業務の効率的・効果的な実施の推進状況	委員の協議により評定			○支部組織のブロック化 支部総括室において、支部組織のブロック化を進める（2支部→10支部）とともに、支部における学生生活支援事業の主体的な企画立案・実施や一部の支部における奨学金の回収に係る法的処理業務の実施など、本部権限の委譲を推進した。 ○支部業務の効率的・効果的な実施 支部総括室において、各支部間及び支部と各部等との間の連絡調整を円滑に行うとともに、各支部予算の取りまとめや支部業務の進捗管理を総括するなど、支部業務の効率的、効果的な実施を推進した。	22　A	支部への権限委譲を進めるとともに、「支部総括室」の設置や支部のブロック化を行っており、支部体制の効率化、強化が図られ評価できる。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評 価 項 目 (18年度計画の各項目)	指　標	評定基準※ A	 B	 C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	 定性的評価及び留意事項等
(2)適切な人事管理	(2)適切な人事管理	人事管理の状況	以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。				A	
明確な採用基準の設定と採用後のキャリアパスの整備、公正な人事評価と処遇制度の導入、能力・適性に応じこれらを伸張するための研修機会の確保、民間を含む広範な分野・関連組織との積極的な人事交流を行う。	適切な人事管理を行うため、以下の措置を実施する。 ⅰ）「職員採用計画」に基づき、新規採用や専門的な能力を有する者の中途採用など、職員の採用を合理的、効果的に行う。	専門的な能力を有する人材採用状況（金融業に精通した民間人材の確保等） 人事基本計画に基づく採用状況	（委員の協議により評定）			○職員採用計画に基づき、幅広い分野層から機構の将来を担う人材を育成するために、年齢・学歴を問わずに募集を行い、新規学卒者7名を含む22名を採用した。 ○うち、専門的な能力を有する人材確保のため、情報システム,日本留学試験関係等の分野において合計6名を採用した。 ○障害者の雇用促進の一環として、障害者1名を採用した。	23　A	専門的な能力を有する者の採用が進められており評価できる。なお、金融業に精通した民間人材の確保に引続き努力されたい。また、障害者の採用については、監事定期監査での指摘にもあるとおり、今後も積極的な採用が望まれる。
また、幹部職員への女性登用など幅広い人材の活用を図る。これら人事基本計画の具体的な目標を早急に設定する。	ⅱ）「人材育成計画」に基づき、公正な人事評価の実施、職員研修の体系的実施、関連機関との積極的な人事交流、幹部職員への女性登用など、人材育成を合理的、効果的に行う。	職員の人材育成状況及び幹部職員への女性の登用状況	（委員の協議により評定）			○昇任基準を機構内LANを通じ周知するとともに、課長、課長補佐、係長及び主任職への昇任選考において、各階層別に認定した評価基準と選考方法を職員に明らかにして、公平で納得のいく昇任選考を行った。 ○6月期及び12月期の勤勉手当について、評価対象期間中の職員の勤務状況と業績を的確に反映したものとするため、自己評価、上司評価による評価等を総合的に勘案して、100分の20の範囲内で増額又は減少して支給した。 ○　職員研修の実施状況 ア.評価者訓練研修 公正な人事評価の実施及び責任ある管理職層の育成・確保に資するため、評価者訓練研修（マネジメントセミナー）を実施した（9名受講）。 イ.管理職特別研修 次代のリーダーとなる職員養成のため女性管理職3名を含む8名の管理職に対し特別研修を実施した。 ウ.階層別研修 平成18年度においては、次の階層別研修を重点的に実施した。 ・新職員及び初級職員研修（フレッシュマンセミナー）（21名受講） ・国立大学等出向職員研修（15名受講） ・係長・専門職員研修（26名受講） エ.分野別研修 職員の適性・能力、希望等に応じ、これらを伸ばすための分野別研修を実施した（74名受講）。 ○国、国立・私立大学、国立高等専門学校、公益法人と積極的な人事交流を行った。（他機関への出向者65名、他機関からの出向者85名） ○女性幹部職員の登用状況 女性職員の管理職の割合が上昇した。また、職員へのアンケートを実施するなど、女性の登用に係る諸課題の分析を進めた。 平成18年度実績　管理職数92人中9人(9.8%)うち部長級1人 平成17年度実績　管理職数86人中7人(8.1%)うち部長級1人 平成16年度実績　管理職数79人中7人（8.9%）	24　A	前年度同様、男女比は低い状況にあるが、女性幹部職員の登用推進は評価できる。監事定期監査での指摘にもあるとおり今後も一層の登用推進が望まれる。 また、女性幹部職員の登用に係る諸問題の分析を進めた点は評価できる。今後とも引き続き人材育成に向けて努力し、登用が捗らないことについて、システム上の問題点等を洗い出すことに努めることが望まれる。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評 価 項 目 (18年度計画の各項目)	指　標	評定基準※ A	 B	 C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	 定性的評価及び留意事項等
3評価 (1)評価マニュアルの策定	**3 評価** (1)評価方法等の改善	評価マニュアルの見直し状況	委員の協議により段階的評定を実施。				**A**	
中期目標、中期計画及び年度計画の進捗状況を適切に評価し、その結果を業務の改善に活かすため、分析・評価・改善のサイクルに関するマニュアルを策定する。そのため、分析・評価のそれぞれについて業務分野ごとの事項・観点・評価方法を定め、年度ごとに見直し改善する。	分析・評価・改善のサイクルに関するマニュアルに基づき、業務分野ごとの事項・観点・評価方法について、年度ごとに見直しを図る。					○　独立行政法人制度のしくみや、計画・実行・評価分析・改善のサイクル（PDCAサイクル）の説明、当該サイクルの各段階における具体的な実施事項等、その他関連資料を掲載した「評価マニュアル」にPDCAサイクルの表を追加するなどの改訂を行い各部に提示した。	25	年度計画通り、評価マニュアルの適切な見直しが行われており、評価できる。今後とも評価マニュアルを常に見直しつつ、利用しやすいものにしていくことが必要である。
(2)自己評価・分析の実施	(2)自己評価・分析の実施	自己評価・分析の実施状況	以下の指標の評定を踏まえ、 委員の協議により段階的評定を実施。				**A**	
業務全般の適切な自己評価・分析を円滑に実施できるよう、事務組織等を整備し、自律的な評価・改善を図る。	自己評価・分析を年度終了後速やかに実施して改善を図る。	自己評価・分析方法の検討状況	（委員の協議により評定）			○　平成17年度業務実績の評価を評価委員会において受けるに当たり、平成18年4月末までに、各部により、業務実績の取りまとめと自己評価を実施した。 　また、平成18年度業務において、PDCAサイクルに基づき、業務の現状・課題の把握・分析、改善方法の策定等の進捗管理を、平成18年8月に各部において行った。 　さらに、平成18年度業務実績の評価に向けて、改訂版「評価マニュアル」を各部に提示し、自己評価・分析に当たっての留意点（各部において今後の努力目標を決める等）を具体的に示した。	26　A	自己評価が着実に実施され、PDCAサイクルが機能しており評価できる。
また、支部には公聴モニターの機能を持たせ、絶えず大学等や地域のニーズに即した業務の充実を図る。	また、公聴モニターから聴取した意見や要望を分析し、さらに情報提供の充実、サービス改善を図る。	公聴モニター結果の分析による改善状況	（委員の協議により評定）			○　留学生126名、奨学生135名に対し、支部を通じて機構ホームページ及び支部事業に関する公聴を実施した。結果については集計分析し、平成19年度情報提供の充実、サービス改善に役立てていく。	27　A	公聴モニター結果の分析を行い、改善に活かしており、評価できる。
(3)外部評価の実施	(3)外部評価の実施	外部評価の実施状況及び業務改善への取組状況	委員の協議により段階的評定を実施。				**A**	
外部有識者等により構成する評価を行う委員会を設置する。評価の結果は、ホームページ等において国民に分かりやすい形で公表する。これらの措置により、評価の客観性や業務運営の透明性を確保し、事業の見直しを含め、効率的・効果的な事業の実施に向けた改革・改善への取組を図る。	評価委員会において、機構の業務実績について評価を行い、引き続き効率的・効果的な事業の実施に向けた改革・改善への取組強化を図る。					○　平成18年度においては、外部有識者による評価委員会（第1回）を平成18年6月15日に開催し、平成17年度業務実績の評価を行った。評価結果については、ホームページに公開した。 　また、評価委員会（第2回）を平成19年2月28日に開催し、平成18年度業務実績評価に係る評価の観点（評価指標）について審議のうえ、決定した。 ○　評価結果については、各部にフィードバックのうえ、平成18年度業務の進捗管理において、問題点の認識やそれに対する改善策の策定を行った。 　さらに、評価の指摘事項が次年度業務にどのように反映され、改善が図られたかについて、平成18年度の評価の観点の策定に当たって留意した。 　また、平成19年度計画策定に当たり、評価結果の指摘事項等について改善を促進させるため、財務部及び政策企画部によるヒアリング等を踏まえて、平成19年度予算の配賦を重点的に行う事項を決定した。	28	計画通り外部評価を実施し、その結果をフィードバックして改善に活かしており、評価できる。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

○国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中期計画の各項目	評価項目 (H18年度計画の各項目)	指標	評定基準※ A	 B	 C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	 定性的評価及び留意事項等
Ⅱ国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	**Ⅱ国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項**						**A**	
1共通的事項 (1)透明性及び公平性の確保	1共通的事項 (1)透明性及び公平性の確保	業務に係る透明性、公平性の確保状況	以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。				**A**	
①学資金貸与業務及び返還金回収業務については、法令に基づき公正な審査基準を定め、一層適正な運用を行う。留学生に対する支給業務についても、こうした措置に準じた対応を行う。 また、審査基準等については、透明性を維持する観点から常に公表できるよう情報公開の内容や方法を工夫するとともに、社会経済状況や大学等、学生等からの支援業務に対する意見等を反映したものとなるよう基準、体制等の見直し、改善を行う。	① 支援業務の実施に係る手続きの透明性及び公平性を確保するため、以下の措置を実施する。 ⅰ)学資金貸与業務の審査にあたっては、法令の定めに従い、大学等による審査に 加え、機構においても適正に実施する。	審査の実施状況	委員の協議により評定			○奨学生の採用にあたって、大学等が法令に規定する推薦基準(人物・健康・学力・家計)を満たしている者を推薦しているかどうかを大学等からの推薦データを基に審査した。 ○推薦基準のうち、家計については、本人申告のため、大学等へ提出された所得に関する証明書類と合致しているか否かを審査しており、毎年度抽出により大学等に証明書類の提出を求め不適切な大学等については、指導を行っている。その結果、「証明書なし」及び「軽微な入力ミス」について、大学等に対して個別指導を実施した。 ＜実施状況＞ 抽出校：66校、審査実施件数：3,563件 不備なし：3,239件（90.9%） 証明書なし：64件（1.8%） 軽微な入力ミス：260件（7.3%）	29 A	不備内容について、大学等に対して通知、個別指導するなど、透明性、公平性の確保に努めており、評価できる。
	なお、基準等についてはホームページで公開するとともに、一層の改善を図るため、専門委員で構成する委員会において引続き検討を進める。	委員会での検討状況	委員の協議により評定			○より一層公平性を確保し、改善をはかるため、「奨学事業運営協議会」において、下記について審議した。今後も引き続き更に検討を進めていくこととした。 ○平成18年度奨学事業運営協議会の開催 日時：平成18年12月4日 議題 報告事項：平成17年度奨学事業の実施状況について ・奨学生採用状況 ・特に優れた業績による返還免除の実施状況 ・返還金回収状況 適格認定の厳正な実施について 適格認定の電子情報化及び奨学金継続者の早期交付について 平成18年度返還金回収促進方策について 平成19年度奨学事業概算要求について 審議事項：大学等予約採用候補者の選考方法について 大学等における予約採用と在学採用の割合について 大学院予約採用の早期化について ○ホームページでの基準等の公開は、重複等を整理するなどして、順次、更新を行った。	30 A	奨学事業運営協議会が有効に活用され、改善が図られたことは評価できる。 また、ホームページでの基準等の公開により透明性、公平性の確保が図られ、評価できる。 なお、社会経済状況を勘案した基準見直しの検討も必要である。
	ⅱ)優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除制度については、法令及び基準に基づき、業績優秀者免除認定委員会の意見を聴き、適切に実施するとともに、申請手続等について引続き大学等からの意見を聴取し、一層の改善を図る。	返還免除制度の実施状況及び大学等からの意見等を踏まえた改善状況	委員の協議により評定			◇優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除制度に係る認定委員会の開催と大学等に対する通知の実施状況 平成18年5月18日　第1回業績優秀者免除認定委員会開催 平成18年5月24日　第2回業績優秀者免除認定委員会開催 平成18年5月31日　平成17年度特に優れた業績による返還免除の認定結果を各大学へ通知 平成18年11月9日　第3回業績優秀者免除認定委員会開催 平成18年12月1日　平成18年度特に優れた業績による返還免除候補者の推薦依頼を各大学へ通知 返還免除の学内選考を適切に実施するため、必要書類に不足がある大学、学内選考手続きに問題のある大学については第2回認定委員会までに修正指導を行った。 ○認定委員会及び大学等からの意見を踏まえ、大学における推薦人数の基準となる貸与終了者一覧表の大学に対する提供を、昨年より約1ヶ月早めるなど申請手続きについての改善を行なった。 ①貸与終了予定者の情報提供 第1回　平成18年12月1日～平成19年3月5日 第2回　平成19年3月6日～4月16日 第3回　平成19年4月17日～4月27日 ②平成17年度貸与終了者に係る特に優れた業績による大学院第一種奨学生返還免除の認定状況 貸与終了者数：19,288人 推薦者数：5,365人 免除者数：5,357人 うち全額免除：1,777人 うち半額免除：3,580人 修士課程：19,288人 / 5,365人 / 5,357人 / 1,777人 / 3,580人 専門職大学院課程：859人 / 237人 / 236人 / 75人 / 161人 博士課程：1,225人 / 335人 / 334人 / 102人 / 232人 計：21,372人 / 5,937人 / 5,927人 / 1,954人 / 3,973人	31 A	返還免除について、認定委員会や大学等の意見を踏まえ、適切に改善を実施していることは、評価できる。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評 価 項 目 (H18年度計画の各項目)	指　標	評定基準※			評価項目・指標に係る実績	評定	
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項等
	また、返還猶予や死亡・心身障害による免除については、専門の委員会による一層の透明性、公平性を保持するため、審査基準や審査体制について引続き検討する。	委員会での検討状況	（委員の協議により評定）			○　平成19年3月13日に専門の委員会を開催し、平成16年度及び平成17年度にわたり検討を行った返還猶予等に関する審査基準等について結論を得ることができた旨の経過を報告するとともに返還業務に関する検討課題について意見を伺った。	32　A	返還猶予について委員会を設置し、手続の透明性を高めるための検討を行っていることは、評価できる。
	iii）さらなる留学生の質の確保のため、機構で行う私費留学生に対する学資の支給等援助に係る採用方法等について検討する。	留学生の質の確保のための採用方法等の検討状況	（委員の協議により評定）			私費外国人留学生学習奨励費給付制度において、受給適格性の認定のための基準運用を次のとおり行った。 ○受給条件のうち、同居している配偶者が学習奨励費の給付を受けていないこと等の条件を削除した。 ○受給者の質を確保するため日本留学試験の成績優秀者については、大学等入学前の時点で、入学後の学習奨励費の給付を予約する制度を実施した（平成17年度予約者数：1,089名→平成18年度予約者数：1,203名）。	33　A	留学生の質の確保を図る改善が講じられており、評価できる。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評 価 項 目 (H18年度計画の各項目)	指　標	評定基準※ A	B	C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	定性的評価及び留意事項等
(2)広報活動の充実	(2)広報活動の充実	広報活動の状況	以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。				A	
①広報手段を紙媒体中心から、ホームページなど電子媒体中心に移行し、必要な情報にいつでもアクセスできる環境を整備することにより、ホームページの年間アクセス数1,400万件以上を確保する。	① ホームページなど電子媒体を積極的に活用し、各種学生支援制度の利用希望者に対し、手続き、対象者、条件その他利用に当たって必要な情報を迅速かつ正確に提供するとともに、特にホームページの年間アクセス数について、平成17年度実績以上を確保する。	ホームページの年間アクセス件数	1,365万件以上	1,348万件以上 1,365万件未満	1,348万件未満	○平成18年度実績　2，366万件（対前年度21%増） （参考1） ○平成17年度実績　1，961万件 （参考2） 中期目標期間中に達成すべき数値目標（1,400万件）と平成15年度実績(1,314万件)の差を5（年）で除した17万件を増やすことが単年度の目標となる。（平成18年度目標1,365万件）	34　S	アクセス件数の飛躍的な増加が実現しており、中期目標を十分に達成していることから、高く評価できる。
		見やすいホームページに向けた改善状況	（委員の協議により評定）			○各部署のホームページ作成・更新担当者を対象に、ユーザビリティ、アクセシビリティに重点を置き指導した。 ○ホームページ更新ソフトの操作方法についての研修を平成18年度も行った。その結果、各部署で迅速にホームページが更新できるようになり、情報提供が早まった。 ○ホームページのトップページに「お問合せ一覧」「寄附金について」「事業部別アイコン」を表示し、利用者にとって使いやすくなるよう変更した。 （参考） 機構ホームページが「使いやすさ」で104の独立行政法人中7位にランキングされた。(日経パソコン2007.1月号) ○ 2月に大学等教職員2，100名を対象にホームページに関するアンケートを実施した。	35　S	情報提供の迅速化を図るなどホームページの改善に積極的に取り組んでおり、アクセス件数の飛躍的な増加および外部機関の評価も高いことからも、その改善の効果が窺える。
②広報の対象を分類し、それぞれに適合した情報、伝達手段を効果的に活用できる方法を開発する。その場合、マス媒体の活用や学生等へのきめ細かな相談・問い合わせへの対応に留意する。	② 広報の対象に応じて、それぞれに適合した情報伝達手段を効果的に活用できる方法を引き続き調査・研究するとともに、学校関係者への広報手段としてメールマガジンを発刊する。	左記事項の調査・研究状況 マスメディアの活用状況 メールマガジンの発刊状況	（委員の協議により評定）			○情報伝達を効果的に行うため、JASSOにふさわしいキャッチフレーズを決定するとともにイメージポスターを作成した。 ○ 5月より、大学等の各種学生支援担当部署の教職員を対象として電子メールを活用したメールマガジンを月2回合計22回発行した。 ○ 2月に大学等教職員2，100名を対象にメールマガジンに関するアンケートを実施した。 ○広報企画委員会、支部長会議を通じて機構内にマスメディアの活用を呼びかけた。台風・豪雨により災害救助法の適用を受けた地域のマスコミ、自治体に緊急採用の奨学金について情報提供を行った。 ○優秀学生顕彰受賞者決定について、報道機関に情報提供を行った。 ○「大学における学生相談体制の充実方策について」等、文部科学省記者クラブで15件のプレスリリースを行った。	36　A	情報伝達手段の調査・研究への取り組み、マスメディアの有効な活用がなされており、評価できる。 また、学生からの様々な相談、問い合わせに木目細やかでかつ迅速な対応が望まれているが、メールマガジンの発行やアンケートの実施は双方向の情報交換システムの導入への道を開いたと評価できる。 また、災害時の迅速な対応も評価できる。
	また、これまでの機関紙等について統合・廃止を含めた見直しを引き続き行うとともに、電子化等の合理的、効率的・効果的な広報手段として開発を進める。	機関紙等の見直し及び新規広報手段の開発状況	（委員の協議により評定）			○奨学事務の手引きを電子化し、大学等担当者に配信した。 ○電子メールを活用した一括送信システムを導入し、11月より月1回合計5回、大学等事務担当者へ向け事務連絡を配信した。	37　A	奨学事務の手引きの電子化、電子メールの活用等による事務連絡の改善が進められており、評価できる。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評価項目 (H18年度計画の各項目)	指標	評定基準※ A	B	C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	定性的評価及び留意事項等
③組織内部の情報把握とデータ管理、上記情報公開機能の支援などの体制の整備とともに、人材の育成を行う。	③ 組織内部の情報把握と上記情報公開機能の支援などの体制の整備とともに、人材の育成を行うための研修等を実施する。	組織内部の情報把握と積極的な情報公開に係る体制の整備状況及び人材育成に関する研修等の実施状況	委員の協議により評定			○組織内部の情報把握 組織内部の情報の把握及びホームページ等を利用した積極的な情報提供について検討を行うための「広報企画委員会」を平成18年度は8回開催した。広報企画委員から各部の事業やイベント等の情報を収集し、その情報を機構内ネットワークを利用して役職員に配信することで、組織の情報を全職員が共有できるようにした。 毎月1回、臨時増刊も含め合計13回（JASSO MONTHLY 機構内報）を発行し全職員に組織内の情報を発信した。 本機構全職員の広報マインドの昂揚をめざし、小冊子「広報活動の充実に向けて」（改定版）を作成し、掲示板に掲載した。 ○情報公開体制の整備 引続き広報課内に情報公開室を設置し、平成18年度においては法人文書開示を3件実施した。 ○人材育成 ホームページの適切な更新のため、各部署のホームページ更新担当者を対象とする研修を広報課職員により実施し人材育成を図った。 なお、研修の講師となる広報課職員にアクセシビリティ、ユーザビリティの向上のための研修(講師は外部専門家)を受講させ、レベルアップを図った。	38 A	広報企画委員会等による情報共有のための取り組みや周知活動、情報公開室の設置による体制整備、研修の実施による人材育成を推進しており、評価できる。
支部においては、モニター機能の導入などにより公聴・広報の充実を図る。	支部を通じて奨学生や留学生等に対する情報提供充実のための公聴モニターを実施する。	公聴モニターの実施状況	委員の協議により評定			○留学生126名、奨学生135名に対し、支部を通じて機構ホームページ及び支部事業に関する公聴モニターを実施した。モニター結果は集計分析し、平成19年度における情報提供の充実、サービス改善に役立てていく。	39 A	年度計画通り、公聴モニターを実施しており評価できる。
(3)情報公開の推進	(3)情報公開の推進	情報公開の状況	以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。				**A**	
①事業全般にわたりその内容を的確、積極的に公開するため、複数の有識者による「情報公開委員会」を設置し、体制を整備するとともに、個人情報保護に関する関連法令等に留意しながら情報公開基準を明確に定め、これを公開する。	① 複数の有識者による「情報公開・個人情報保護委員会」において、情報公開基準を充実するための検討を行う。	委員会における検討状況	委員の協議により評定			○外部の有識者2名を含む、法人文書の開示請求等についての重要事項を審議するための「情報公開・個人情報保護委員会」において、情報公開基準を充実するための検討を行い以下の改正を行うとの結論を得た。 ① 「各行政機関における公務員の氏名の取扱い（平成17年8月3日，情報公開に関する連絡会議申合せ）」に準拠し，機構役職員の氏名を原則開示する。 ② 「法人文書の開示決定等に係る審査基準」及び「個人情報の開示決定等に係る審査基準」について，具体例を明記し内容を充実させる。 ③既に全開示した法人文書と同一種の開示請求があった場合又は既に全開示をした保有個人情報と同一の保有個人情報を同一の開示請求者に開示する場合は，原則として開示請求手続きに基づく当該審査基準によらず，開示する。	40 A	年度計画通り「情報公開・個人情報保護委員会」において情報公開基準の充実に向けた改正が検討され、結論を得たことは、評価できる。
②情報公開並びに個人情報保護を専門に所掌する部門を設置する。	② 情報公開並びに個人情報保護の関係法令等に留意しながら、機構が保有する法人文書の開示の実施又は個人情報の適切な管理を推進する。	法人文書開示及び個人情報管理の実施状況	委員の協議により評定			○政策企画部に配置する情報公開及び個人情報保護を専門に所掌する職員により、関係法令に基づき諸規定を整備するとともに適切な法人文書の開示の実施及び保有個人情報の管理に努めた。 ○平成18年度において、法人文書開示を3件、保有個人情報の開示を3件実施。 ○各部等の個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を中心に、離席時のスクリーンセーバー・パスワード設定、クリアスクリーン・クリアデスクの徹底、イクシス接続の権限の限定、イクシス画面等の打ち出し禁止、個人情報記載の文書廃棄の段ボール箱による一括管理・溶解処理の実施及び顔写真付ネームプレートによる入館チェックの厳格化など、安全管理を強化。 ○個人情報保護担当者で構成される「個人情報管理委員会」において、機構全体の個人情報保護対策についての進捗状況の把握及び各部等における個人情報に関する諸問題の検討結果のフォローアップに努めた。	41 A	法人文書開示および個人情報管理と保護対策にも努めており、評価できる。
③業務の公正、明解さ保持のため、各業務のマニュアル化を推進するとともに、職員の意識向上を図るために、研修を充実する。	③ 役職員の意識向上を目的として、情報公開制度及び個人情報の保護に関する研修を充実させる。	情報公開制度及び個人情報の保護に関する研修の実施状況	委員の協議により評定			○情報公開に関する研修 情報公開については、「情報公開事務処理マニュアル」を整備するとともに、関係法規及び必要な事務手続きについて、職員の理解を深め、情報公開制度に関する意識の向上を図るために、「情報公開制度に関する説明会」を2回実施し、各課の代表約25名が参加した。 ○個人情報保護に関する研修 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する職員の意識の向上を図るために、平成17年度に引き続き、「個人情報の保護に関する説明会」を、職員が参加しやすいよう事務所ごと（会場17回）に実施し、約230名が参加した。	42 A	情報公開について、マニュアルを整備し、説明会を開催することで、職員の意識の向上を図ったことは、評価できる。 また、個人情報の保護について、事務所ごとに説明会を開催することで、職員の意識の向上を図ったことは、評価できる。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

<table>
<tr><th rowspan="2">中期計画の各項目</th><th rowspan="2">評 価 項 目
(H18年度計画の各項目)</th><th rowspan="2">指　標</th><th colspan="3">評 定 基 準※</th><th rowspan="2">評価項目・指標に係る実績</th><th colspan="2">評定</th></tr>
<tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>段階的
評定</th><th>定性的評価及び
留意事項等</th></tr>
<tr><td>2学資の貸与その他援助
(1)情報提供の充実</td><td>2学資の貸与その他援助
(1)情報提供の充実</td><td>情報提供の状況</td><td colspan="3">以下の指標の評定を踏まえ、
委員の協議により段階的評定を実施。</td><td></td><td>A</td><td></td></tr>
<tr><td>貸与する学資金の種類、貸与の条件等について、広く学生等に周知するとともに、ホームページ等における情報提供の充実を図る。</td><td>ホームページに掲載している学資金の申込、返還等に関する質疑応答集やその他の奨学金情報については、質の確保に留意しつつ、新たに学校等関係機関のホームページとの相互リンクを促進させるなどして情報提供の充実を図る。
併せて大学等に対する説明会の充実を図る。</td><td>ホームページの質疑応答集及び説明会の充実状況</td><td colspan="3">委員の協議により評定</td><td>○平成18年度質疑応答集項目数実績　111項目
（参考）
平成17年度実績　104項目
平成16年度実績　94項目

○奨学金（貸与）情報の提供においてはFAQ項目を追加するなど情報提供の充実を行った。
また、平成18年度より新設した第二種奨学金（短期留学）制度のページを新たに掲載した。
○各大学等の奨学金事務担当課長宛に、本機構ホームページとのリンク依頼を行うとともに、各学校で発行している学生向けの冊子や定期刊行物に本機構の奨学金並びにホームページの紹介を掲載する依頼を行った。
○学校担当者用ホームページにおいては、「適格認定」に係る事務の電子情報化に関する変更点、事務マニュアル及びFAQを掲載する等情報の充実を行った。更に高校担当者用ホームページを新たに作成し、大学等予約奨学金の事務をわかりやすく掲載した。また、「奨学事務の手引き」及び「奨学関係願・届様式集」について、ファイル配布を目的としたダウンロード専用サイトを利用する方法で平成19年度より各大学への配信を行うための準備を行った。

○大学等に対する説明会（奨学業務連絡協議会）の実施状況

<table><tr><th>地区</th><th>日程</th><th>出席者数</th></tr><tr><td rowspan="3">関東・甲信越</td><td>平成19年2月5日</td><td>418名</td></tr><tr><td>平成19年2月6日</td><td>391名</td></tr><tr><td>平成19年2月7日</td><td>390名</td></tr><tr><td>中国・四国</td><td>平成19年2月10日</td><td>225名</td></tr><tr><td>北海道</td><td>平成19年2月20日</td><td>172名</td></tr><tr><td>近畿</td><td>平成19年2月23日</td><td>625名</td></tr><tr><td>九州・沖縄</td><td>平成19年2月17日</td><td>340名</td></tr><tr><td>東北</td><td>平成19年2月15日</td><td>209名</td></tr><tr><td>東海・北陸</td><td>平成19年2月27日</td><td>372名</td></tr></table></td><td>43　A</td><td>説明会の開催および、ホームページにおける質疑応答集項目、FAQ項目を増すことにより、必要な情報提供の充実を図っており、評価できる。</td></tr>
<tr><td>この際、ホームページにおける必要な情報の更新は、迅速に行う。</td><td>また、災害救助法が適用された地域の被災家庭の学生等に対する学資金の緊急採用（応急採用）の応募受付並びに返還猶予制度の適用、その他貸付条件の変更等が生じた際は、その都度迅速にホームページにおける必要な情報の更新を行うとともに、関係機関へ積極的に情報を提供する。</td><td>ホームページの改善・更新状況及び情報の提供状況</td><td colspan="3">委員の協議により評定</td><td>○災害救助法適用に係る情報
災害救助法が適用された以下の災害について各種情報の提供を行った。
長雨土砂災害(平成18年6月15日)
梅雨前線に伴う大雨(平成18年7月19日)
台風13号(平成18年9月17日)
竜巻災害(平成18年11月8日)
①緊急採用情報
災害により家計が急変し、奨学金の貸与を必要とする場合の緊急採用について、ホームページ、メールマガジンにより迅速に情報提供を行うとともに、推薦依頼の通知を高等学校については被害該当地域の都道府県の全校(長雨土砂災害71校、梅雨前線に伴う大雨304校、台風13号69校、竜巻被害339校)に対して行ない、大学等については全校（4,005校）に対して行った。
②返還期限猶予手続きの案内
災害により返還が困難となった場合の奨学金返還期限猶予の手続き方法について、ホームページにより迅速に情報提供を行うとともに、学校に対してもメールマガジンにより返還期限猶予制度の情報提供を行った。
③関係機関への情報提供
長野朝日放送を含め13報道機関、長野県諏訪市を含め7団体に情報提供を行った。

○貸付条件の変更等に係る情報
月毎に決定する貸与利率について、決定次第、迅速に更新を行った。

○返還特別免除に係る情報
組織の再編に伴う文部科学大臣指定の試験所、研究所、文教施設名の変更を行った。</td><td>44　A</td><td>災害救助法適用時の適切な対応及びホームページ、メールマガジンにより迅速に情報提供が行われており評価できる。</td></tr>
</table>

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評価項目 (H18年度計画の各項目)	指標	評定基準※ A	B	C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	定性的評価及び留意事項等
(2)諸手続きの改善、効率化	(2)諸手続きの改善、効率化	諸手続きの改善、効率化の状況	以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。				S	
①諸手続きの簡略化、電算化など事務処理方法の開発、推進を図ることなどにより、大学等からの推薦等受付から採用決定等までの所要日数について、中期目標期間中、一層の短縮を図る。	① 奨学金の貸与終了時に作成している満期予定者名簿等の電子データを各学校がダウンロードできるシステムの導入を検討するとともに、奨学金の申込み時における入力項目の削減に向けた作業に着手し、申込み手続きの簡略化を図る。	大学等における事務負担の軽減に向けた左記システム導入の検討状況及び申込み手続きの簡略化状況	委員の協議により評定			○満期予定者名簿等の電子情報化については、電子データファイルを機構ホームページよりダウンロードできる仕組みを完成した。 ○奨学金申込み時における「スカラネット」入力項目については、申請手続きの簡素化・迅速化により利用者の利便性向上を図るため、一部入力項目を削減した。	45 A	満期予定者名簿等の電子情報化に向けた取組を年度計画通り進めており、また「スカラネット」入力項目の削減により手続きの簡略化も進めており、評価できる。
奨学金の申請等を電子的に受け付ける「スカラネット」の利用促進を図り、もって大学等・学生等の利便性向上等に資する。なお、大学等の「スカラネット」利用率を平成15年度実績以上とする。	奨学金の申請等を電子的に受け付ける「スカラネット」の利用促進を図り、大学等の「スカラネット」利用率を16年度実績以上とする。	大学等の「スカラネット」利用率	83.3%以上	58.3%以上 83.3%未満	58.3%未満	○平成18年度実績　96.9% (参考) 平成17年度実績　92.1% 平成16年度実績　83.3%	46 S	目標値を大幅に上回っており、高く評価できる
②年度当初における継続者等の早期交付について、実施に向けた検討を行う。	② 関係機関との協議を継続して行うとともに、年度当初における継続者等の早期交付を実施するための作業に着手する。	早期交付制度に係る準備状況	委員の協議により評定			○継続者の早期交付について関係機関との協議を行った。また適格認定業務の電子情報化を図り、継続者の確定を迅速化した。その結果、平成19年度より早期交付を実施することが可能となった。	47 S	適格認定業務の電子化を図るなど、継続者等への早期交付を平成19年度から可能とすることにしたことは、高く評価できる。
(3)回収率の向上	(3)回収率の向上	回収率の向上に向けた取組状況	以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。				A	
①奨学生の返還意識の涵養を図るため、創意工夫のある適切な教材開発を進めるとともに、大学等と連携し、募集説明会や返還説明会等において返還の重要性に係る指導を徹底する。また、各大学等に対する延滞状況の通知、大学等での窓口指導や学校長名の文書送付の依頼を行うなど、各大学等を通じた返還指導の徹底を図る。	① 奨学生の返還意識の涵養を図るため、以下の措置を適切に行う。 ⅰ)大学等が卒業を控えた奨学生に対し返還説明会を実施する場合、引き続き職員を派遣し、返還の重要性に係る指導を徹底する。	職員の派遣状況（対前年度）	委員の協議により評定			○返還説明会への職員派遣 平成18年3月満期予定件数100件以上の大学等で、延滞率・リレー口座加入率の状況等により学校を抽出のうえ派遣計画を作成し、229校に対し延べ276名の職員を派遣した。 参考) 平成17年度実績　171校に対し述べ193名の職員を派遣 平成16年度実績　80校に対し述べ160名の職員を派遣	48 A	前年を上回る説明会への職員の派遣を実施しており、評価できる。今後とも、大学等と連携して、返還の重要性に係る指導を徹底することが必要である。
	ⅱ)説明会用ビデオ及び事務マニュアルを活用し、返還説明会の標準化を引き続き進める。	返還説明会の標準化に向けた取組状況	委員の協議により評定			○返還説明会の標準化 標準化を更に進めるため、平成18年度版「奨学金返還ビデオ」「返還説明会用事務マニュアル」の見直しを実施した。	49 A	ビデオ、事務マニュアルの見直しが行われており、評価できる。
	ⅲ)新規卒業者を対象に、学校長、機構理事長の連名の文書を発送し、卒業後の確実な返還開始に資する。 ⅳ)すべての大学等に対し、卒業者の延滞状況等について通知し、大学等の理解と協力を得ながら、在学中より奨学生の返還意識の涵養に努め、延滞防止の改善に資する。	大学等に対する通知等の実施状況	委員の協議により評定			○新たに新規卒業者で平成18年度から返還を開始する者に対して、出身学校長と機構理事長の連名の文書「日本学生支援機構奨学金の返還開始のお知らせ」を機構より発送した。 平成18年7月10日（187,103人） ○大学等に対して「奨学金の延滞防止について(依頼)」を発送した。 平成18年6月12日（大学739校・短期大学447校・高等専門学校64校・専修学校2,659校・合計3,907校） ○大学等に対して「延滞率及びリレー口座加入率のお知らせ」を発送した。平成18年9月19日（3,467校）	50 A	年度計画通り、新規卒業者に対する学校長、機構理事長連名の通知、大学等に対する延滞率及びリレー口座加入率の通知を行うなど、評価できる。今後とも、大学等と連携して、返還の重要性に係る指導を徹底することが必要である。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

<table>
<tr><th rowspan="2">中期計画の各項目</th><th rowspan="2">評 価 項 目
(H18年度計画の各項目)</th><th rowspan="2">指　標</th><th colspan="3">評 定 基 準※</th><th rowspan="2">評価項目・指標に係る実績</th><th colspan="2">評定</th></tr>
<tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>段階的評定</th><th>定性的評価及び留意事項等</th></tr>
<tr><td rowspan="4">②リレー口座による学資金の返還を推進するため、各大学等における新規卒業者に対する加入指導の徹底、外部委託による架電督促の活用による加入促進などを図ることにより、リレー口座加入率を中期目標期間中に新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。</td><td rowspan="2">② リレー口座への加入促進を図るため、外部委託等の活用により、以下のような加入督促を行う。</td><td>リレー口座加入率
新規返還開始者</td><td>93.7%以上</td><td>93.1%以上93.7%未満</td><td>93.1%未満</td><td>○平成18年度実績　95.3%

(参考1)
○平成17年度実績　95.4%
(参考2)
中期目標期間中に達成すべき数値目標(95%)と平成15年度実績(91.9%)の差(3.1%)を5(年)で除した0.6を%増加させることが単年度の目標となる。(平成18年度目標93.7%)</td><td>51　S</td><td>既に中期目標期間中に達成すべき目標を達成しており、高く評価できる。</td></tr>
<tr><td>全体</td><td>78.1%以上</td><td>77.1%以上78.1%未満</td><td>77.1%未満</td><td>○平成18年度実績　84.3%
(参考1)
○平成17年度実績　81.6%
(参考2)
中期目標期間中に達成すべき数値目標(80%)と平成15年度実績(75.2%)の差(4.8%)を5(年)で除した0.96%を増加させることが単年度の目標となる。(平成18年度目標78.1%)</td><td>52　S</td><td>既に中期目標期間中に達成すべき目標を達成しており、高く評価できる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ⅰ)未加入の新規卒業者及び連帯保証人に加入督促通知を送付する。　ⅱ)未加入者に対し、外部委託により加入督促架電を行う。
ⅲ)未加入延滞者(未入金者)に対し、外部委託により加入及び返還督促架電を行う。</td><td>リレー口座への加入促進に向けた取組状況</td><td colspan="3">(委員の協議により評定)</td><td>ⅰ)未加入の新規卒業者に対する加入督促通知状況
○未加入者の新規卒業者本人へ「リレー口座加入申込書」を同封した「加入督促通知」を送付した。

<table><tr><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th></tr><tr><td>98,844件</td><td>86,287件</td></tr></table>
○連帯保証人宛へ「加入督促通知」を送付した。
<table><tr><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th></tr><tr><td>101,951件</td><td>80,142件</td></tr></table>
(注)前年度比で通知件数が減少しているのは、加入督促通知発送時期(平成18年8月)において、加入督促対象者が減少したことによる。

ⅱ)未加入者に対する加入督促架電状況
未加入者に対し、外部委託により加入督促架電を実施した。(平成18年8月～9月実施、平成19年2月及び3月再実施。)
<table><tr><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>備　　考</th></tr><tr><td>48,538件</td><td>69,629件</td><td>平成18年　8月～9月に実施
(平成17年度は8月～9月に実施)</td></tr><tr><td>10,397件</td><td>10,000件</td><td>平成19年2月に再実施
(平成18年2月に再実施)</td></tr><tr><td>-</td><td>7,108件</td><td>平成19年　3月に再実施</td></tr></table>
なお、解決状況は、次のとおりであった。
<table><tr><th rowspan="2">加入督促架電件数</th><th>加入件数
(割合)</th><th>未加入件数
(割合)</th></tr><tr><td>50,426件</td><td>19,203件</td></tr><tr><td>69,629件</td><td>(73.2%)</td><td>(26.8%)</td></tr></table>
(注)未加入件数には、返還猶予等を含む。

ⅲ)リレー口座未加入者の延滞者(未入金者)に対する加入・返還督促架電状況
<table><tr><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th></tr><tr><td>52,608件</td><td>56,795件</td></tr></table>
(注)平成17年度は6月、12月、2月に実施し、平成18年度は6月、12月、1月、3月に実施した。</td><td>53　A</td><td>加入促進に向けた取り組みがなされており、評価できる。
なお、外部委託による架電の費用対効果を考えると、リレー口座加入率を上げることに力を注ぐ方が効果的と考える。特に新規返還者の返還率を上げるためにも、各大学に加入指導を徹底させ、加入率や返還率の高い大学には奨学金の貸与に関して、何らかのメリットをもたらすような評価システムの導入が効果的であると考える。
また、外部委託による加入督促架電による解決率は83.2%と高い効果が出ているので今後も活用する必要がある。</td></tr>
</table>

※)「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S:特に優れた実績を上げている」、「F:業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

<table>
<tr><th rowspan="2">中期計画の各項目</th><th rowspan="2">評 価 項 目
(H18年度計画の各項目)</th><th rowspan="2">指　標</th><th colspan="3">評 定 基 準※</th><th rowspan="2">評価項目・指標に係る実績</th><th colspan="2">評定</th></tr>
<tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>段階的評定</th><th>定性的評価及び留意事項等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">また、リレー口座による返還を行う者のうち、残高不足などにより振替不能となった者に対する督促架電を外部委託等により強化する。
③延滞者の実情や連絡先把握の徹底に努め、1年未満の延滞者について、延滞 1回目から督促状を送付するとともに、架電督促を徹底する。</td><td rowspan="2">③ 1年未満の延滞者への請求行為について、以下のような強化策を講じる。
ⅰ）残高不足により振替不能となった延滞者に対しては、督促状の送付や外部委託による督促回数の増加を図る。</td><td>振替不能者への督促の実施状況</td><td colspan="3">委員の協議により評定</td><td>○リレー口座振替不能後1～6回目に実施した。
平成18年度　929，612件
参考）
平成17年度　819，622件
平成16年度　674，354件

実施件数及び解決状況は、次のとおりであった。

<table><tr><th>区分</th><th>電話督促件数</th><th>解決件数</th><th>累積）</th><th>解決率</th><th>未解決件数</th></tr><tr><td>振替不能 1回</td><td>615,160件</td><td>442,796件</td><td>－</td><td>72.0%</td><td>172,364件</td></tr><tr><td>振替不能 2回</td><td>170,084件</td><td>104,203件</td><td>546,999件</td><td>89.3%</td><td>65,881件</td></tr><tr><td>振替不能 3回</td><td>63,140件</td><td>24,230件</td><td>571,229件</td><td>93.7%</td><td>38,910件</td></tr><tr><td>振替不能 4回</td><td>37,681件</td><td>12,151件</td><td>583,380件</td><td>95.8%</td><td>25,530件</td></tr><tr><td>振替不能 5回</td><td>24,892件</td><td>5,831件</td><td>589,211件</td><td>96.9%</td><td>19,061件</td></tr><tr><td>振替不能 6回</td><td>18,655件</td><td>4,250件</td><td>593,461件</td><td>97.7%</td><td>14,405件</td></tr></table>
(注)未解決件数が次回電話件数と一致しないのは、返還指導中によるものである。

<table><tr><th>区分</th><th>電話督促件数</th><th>解決件数</th><th>解決率</th><th>未解決件数</th></tr><tr><td>延滞 9月</td><td>3,227件</td><td>648件</td><td>20.1%</td><td>2,579件</td></tr></table></td><td>54　A</td><td>適切な督促を実施するとともに、督促による解決の状況を分析しており、回収率向上に向けた取組みがなされており評価できる。
また、振り替不能1回の者に対する解決率増加に向け、なお一層の努力が必要である。</td></tr>
<tr><td>督促方法の改善状況</td><td colspan="3">委員の協議により評定</td><td>○平成 18年 12月から、新たに延滞9月の者に対して、請求書送付後に、外部委託による督促架電を実施した。
○平成 19年 2月から、振替不能 2回目～ 6回目の者への督促架電において、次回振替日に入金を約束した者に対し、振替日の直前に再度、入金確認のための架電を実施した。
○平成 18年度から、保証人に対する督促架電及び督励状の送付を振替不能 5回目の者へ行っていたものを振替不能 4回目の者に早期化し実施した。</td><td>55　A</td><td>外部委託による督促架電の実施、連帯保証人への請求の早期化が行われ、評価できる。
なお、連帯保証人への請求の早期化、架電回数の増加による解決状況の分析等、回収率向上へ向けた分析が必要である。</td></tr>
<tr><td>また、連帯保証人・保証人に対しても督促状を送付するなど、請求行為の強化、早期化を図る。</td><td>ⅱ）延滞者、連帯保証人、保証人に対しても、督促状の送付や架電による実態調査を実施する。</td><td>連帯保証人、保証人への請求状況</td><td colspan="3">委員の協議により評定</td><td><table><tr><th>対象者</th><th>内　容</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th></tr><tr><td rowspan="4">連帯保証人に対して</td><td>督促架電</td><td>208,597件</td><td>236,451件</td></tr><tr><td>督促架電時の実態調査</td><td>56,221件</td><td>63,140件</td></tr><tr><td>督励状の送付</td><td>150,030件</td><td>167,818件</td></tr><tr><td>請求書の送付</td><td>10,798件</td><td>11,847件</td></tr><tr><td rowspan="2">保証人に対して</td><td>督促架電</td><td>25,662件</td><td>37,681件</td></tr><tr><td>督励状の送付</td><td>13,426件</td><td>22,686件</td></tr></table></td><td>56　A</td><td>連帯保証人・保証人への請求の強化及び早期化が行われたことは、評価できる。
実施した実態調査の分析を行い、回収率向上へ向けた更なる取組みが必要である。</td></tr>
<tr><td>④1年以上の延滞者全員を対象として、返還指導を含む個別請求行為を実施する。
返還指導に当たっては、返還者の生活実態等を踏まえ、分割返還の活用など返還方法の弾力化を図ることにより、適切な指導を行い、確実な回収を行う。</td><td>④ 1年以上の延滞者への請求行為について、以下のような強化策を講じる。
ⅰ）1年を経過した延滞者に対して個別返還指導を行う。</td><td>返還指導の実施状況</td><td colspan="3">委員の協議により評定</td><td>○ 1年以上の延滞者で返還指導を含む個別請求行為を実施した。
平成18年度実績　90，734件
参考）
平成17年度実績　75，289件
平成16年度実績　60，678件</td><td>57　A</td><td>1年以上の延滞者に対する返還指導を大幅に増加したことは評価できる。
なお、個別請求行為を実施する対象の選定方法を工夫しつつ、さらなる実施が望まれる。</td></tr>
<tr><td>また、併せて原則1年以上の延滞者全員を対象として、法的処理を前提とした請求行為を徹底し、必要に応じ、裁判所を通じた支払い督促申立、強制執行など延滞者(連帯保証人・保証人を含む)に対する法的措置を早期に実行する。</td><td>ⅱ）1年以上の延滞者のうち、入金履歴、延滞年数に応じた訪問等による返還指導を行い、返還に応じない者等に対し、支払督促申立等の法的処理を行う。
なお、法的処理については、地方ブロック支部を有効に活用する。
また、原則として、1年以上の延滞者全員に履行期限を設定し、履行されない場合は裁判所を通じた督促の手続きに入る旨予告等を行う。</td><td>法的措置の実施による解決状況</td><td colspan="3">委員の協議により評定</td><td>○督促を重ねても返還に応じない延滞1年以上で特に必要と認められる者10,498件に対して「支払督促申立予告」を実施した。
○1,181件に対して「支払督促申立」を、418件に対して「仮執行宣言付支払督促申立」を行った。
○すでに債務名義を取得している者のうち、23人に対して「強制執行予告」を行い、強制執行申立」は次年度に実施する。
○ 外部委託による訪問は、支払督促申立予告後、支払督促申立予定者に対して実施した。(実施件数1,343件)

<table><tr><th></th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>前年度比</th></tr><tr><td>支払督促申立予告</td><td>4,167件</td><td>10,498件</td><td>251.9%</td></tr><tr><td>支払督促申立</td><td>454件</td><td>1,181件</td><td>260.1%</td></tr><tr><td>仮執行宣言付支払督促申立</td><td>157件</td><td>418件</td><td>266.2%</td></tr><tr><td>強制執行予告</td><td>9件</td><td>23件</td><td>255.6%</td></tr><tr><td>強制執行申立</td><td>6件</td><td>0件</td><td>0.0%</td></tr></table></td><td>58　A</td><td>法的措置の実施件数は前年を上回っており、また、解決率についても前年を上回っており、評価できる。
今後は、支払督促申立予告」の実施が特に必要と認められる者」の選定方法を工夫するなど、より効果が見込まれる者に対する法的措置が徹底されるよう改善が望まれる。また外部委託による訪問と解決率の向上との相関を費用対効果も含め分析する必要がある。
また、進捗状況をより明確にするため、支払督促申立予告」を実施した件数が、1年以上の延滞者のどのくらいの割合になるかを示すことが望まれる。</td></tr>
</table>

※）A」、B」、C」の評定のほか、S 特に優れた実績を上げている」、F 業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

<table>
<tr><th rowspan="2">中期計画の各項目</th><th rowspan="2">評 価 項 目
(H18年度計画の各項目)</th><th rowspan="2">指　標</th><th colspan="3">評 定 基 準※</th><th rowspan="2">評価項目・指標に係る実績</th><th colspan="2">評定</th></tr>
<tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>段階的評定</th><th>定性的評価及び留意事項等</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○平成18年度　法的措置実施結果（合計）
<table><tr><th>区分</th><th>件数
（件）</th><th>率
（%）</th></tr><tr><td>解決</td><td>3,455</td><td>32.9</td></tr><tr><td>返還指導中</td><td>3,235</td><td>30.8</td></tr><tr><td>その他(住所不明等)</td><td>3,808</td><td>36.3</td></tr><tr><td>実施総数</td><td>10,498</td><td>100.0</td></tr></table>※住所不明については住所調査の上、次年度へ継続する。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>なお、本年度において回収業者への委託等を引き続き実施する。</td><td>回収業者への委託状況</td><td colspan="3">（委員の協議により評定）</td><td>平成18年11月から平成19年1月までの間、平成17年度末において延滞1年以上2年未満で入金履歴のない者等4,011件を対象に、債権回収の委託を実施した。
<table><tr><th>委託件数</th><th>請求金額</th><th>回収件数</th><th>回収金額</th><th>猶予件数</th><th>合計</th></tr><tr><td>4,011件</td><td>3,000,231千円</td><td>1,172件
（29.2%）</td><td>155,323千円
（5.2%）</td><td>85件
（2.1%）</td><td>1,257件
（31.3%）</td></tr></table>更に、平成19年2月から3月までの間、平成17年度末において延滞2年以上3年未満で入金履歴のない者等3,026件を対象に、債権回収の委託を追加実施した。
<table><tr><th>委託件数</th><th>請求金額</th><th>回収件数</th><th>回収金額</th><th>猶予件数</th><th>合計</th></tr><tr><td>3,026件</td><td>1,436,840千円</td><td>445件
（14.7%）</td><td>63,657千円
（4.4%）</td><td>44件
（1.5%）</td><td>489件
（16.2%）</td></tr></table></td><td>59　A</td><td>債権回収の外部委託の実施により得たデータについて、費用対効果等、多面的に分析し、次年度に有効に生かす必要がある。</td></tr>
<tr><td></td><td>iii）返還の意思はあるが、期日到来分の割賦金及び延滞金の全額返還が困難な延滞者については、返還の督促に併せ、分割による返還、返還の猶予など、生活実態等を踏まえた適切な指導を行う。</td><td>返還指導の実施状況</td><td colspan="3">（委員の協議により評定）</td><td>○返還者の生活実態等を踏まえ、分割による返還や返還期限の猶予制度の活用等の適切な指導を行った。</td><td>60　A</td><td>経済的な理由等から全額返還が困難な延滞者について相談に応じ、適切な指導を行っている点は評価できる。</td></tr>
<tr><td>⑤学資金の回収については、毎年度、以上①～④の措置を含めた適切な回収計画を作成し、前年度実績を上回る回収目標を定めることなどにより、確実に回収を行う。
特に新規返還者の初年度末の返還率について、中期目標期間中に95%以上に向上させる。</td><td>⑤ 学資金の回収については、以上①～④の措置をとるとともに、新規返還者の初年度末の返還率に関する中期計画の達成に向け、確実に回収を行う。</td><td>新規返還者に係る返還率</td><td>93.9%以上</td><td>93.3%以上
93.9%未満</td><td>93.3%未満</td><td>○新規返還者に係る返還率
平成18年度実績　93．73%　←　平成17年度実績　93．80%
返還率の低下（▲0．07%）

（参考1）
○全体に係る返還率
平成18年度実績　78．5%　←　平成17年度実績　78．2%
（参考2）
中期目標期間中に達成すべき数値目標(95%)と平成15年度実績(92.2%)の差を5（年）で除した0.56%を増加させることが単年度の達成目標となる。（平成18年度目標93.9%）</td><td>61　B</td><td>中期計画を踏まえた年度目標を達成しておらず、何が問題か検討し、有効な取り組み方法を見出すため、抜本的な対策を練る必要がある。今後の工夫や努力により中期目標の達成が期待される。
なお、新規返還者の初年度末の返還率について、中期目標期間中に95%以上に向上させるという中期計画の設定自体に無理があるのではないか。</td></tr>
</table>

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

<table>
<tr><th rowspan="2">中期計画の各項目</th><th rowspan="2">評 価 項 目
(H18年度計画の各項目)</th><th rowspan="2">指　標</th><th colspan="3">評 定 基 準※</th><th rowspan="2">評価項目・指標に係る実績</th><th colspan="2">評定</th></tr>
<tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>段階的評定</th><th>定性的評価及び留意事項等</th></tr>
<tr><td>(4)機関保証制度の導入</td><td>(4)機関保証制度の導入</td><td>機関保証制度の導入状況</td><td colspan="3">以下の指標の評定を踏まえ、
委員の協議により段階的評定を実施。</td><td></td><td>A</td><td></td></tr>
<tr><td>①適切な保証機関を確保することにより、平成16年度新規奨学生から人的保証と機関保証とを選択することができるようにする。なお、海外留学のための有利子学資金の貸与については、人的保証と機関保証の双方の保証を受けることとする。</td><td>① 平成16年度以降に採用された奨学生が機関保証か人的保証を利用することができるように、適切な保証機関の整備を引き続き支援する。なお、海外留学のための有利子学資金の貸与については、人的保証と機関保証の双方の保証を受けるよう適切に実施する。</td><td>保証機関の整備状況及び保証制度の運用状況</td><td colspan="3">委員の協議により評定</td><td>○保証機関である財団法人日本国際教育支援協会と連携し、海外留学のための有利子学資金の貸与について、人的保証と機関保証の双方の保証を受けるシステムの改修を図った。
○人的保証から機関保証への変更を円滑に行うためのシステムの改修を行った。（平成18年度：3，593件）

○機関保証加入状況
<table><tr><th></th><th></th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th></tr><tr><td rowspan="3">加入者数</td><td>第一種</td><td>17,554件</td><td>28,161件</td></tr><tr><td>第二種</td><td>42,778件</td><td>76,580件</td></tr><tr><td>全体</td><td>60,332件</td><td>104,741件</td></tr><tr><td rowspan="3">加入率</td><td>第一種</td><td>15.32%</td><td>25.13%</td></tr><tr><td>第二種</td><td>18.32%</td><td>30.51%</td></tr><tr><td>全体</td><td>17.33%</td><td>28.85%</td></tr></table>
（注）保証の変更者は含まない。</td><td>62 A</td><td>年度計画通り実施され、加入率も前年度を上回っており、評価できる。</td></tr>
<tr><td>②保証機関が行う主要業務である(ⅰ)保証審査管理、(ⅱ)保証料・保証残高管理、(ⅲ)保証履行管理及び(ⅳ)求償権回収管理並びに(ⅴ)計数管理のうち(ⅰ)～(ⅲ)について保証機関との連携を密にしながら電算プログラムの開発を行うほか、保証依頼、保証料徴収、保証変更等の関係業務の追加・変更を円滑に処理する。</td><td>② 保証機関が行なう主要業務である(ⅰ) 保証審査管理、(ⅱ)保証料・保証残高管理、(ⅲ)保証履行管理及び(ⅳ)求償権回収管理並びに(ⅴ)計数管理のうち(ⅰ)～(ⅲ)については、引き続き、保証機関との連携を密にしながら電算プログラムの開発を行うほか、保証依頼、保証料徴収、保証変更等の関係業務の追加・変更を円滑に処理する。</td><td>電算ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの開発・処理状況</td><td colspan="3">委員の協議により評定</td><td>○被保証奨学生の徴収保証料や保証料残高及び保証残高の管理を主に行う「保証料等管理システム」について、将来の取扱い件数増加に対応したデータベースの再構築や機構から渡す被保証奨学生に関する情報を増やすことによる、より適切な被保証奨学生の管理などを目的とした改修を、保証機関と連携を密にしながら実施した。</td><td>63 A</td><td>年度計画通り実施されており、評価できる。</td></tr>
<tr><td>③大学等、学生等に対して、保証機関と連携し、機関保証制度の趣旨を適切に広報し、理解の促進を図る。</td><td>③ 大学等、学生等に対して、引き続き、保証機関と連携し、機関保証制度の趣旨を適切に広報し、理解及び加入の促進を図る。</td><td>機関保証制度に係る広報の実施状況</td><td colspan="3">委員の協議により評定</td><td>○学校や学生等に対して、機関保証制度の趣旨を説明したリーフレットを昨年度に引き続き奨学金案内とともに配付した。併せて保証機関と連携し、奨学金の申込時に学生が機関保証を選ぶことを目的とした広報チラシによる加入促進策を昨年度に引き続き実施した。
○学校の奨学金事務担当者を集めた「業務連絡協議会」において、学生が保証制度について正しく理解し、適切に保証を選ぶことができるよう指導を依頼した。</td><td>64 A</td><td>年度計画通り実施されており、評価できる。</td></tr>
</table>

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

<table>
<tr><th rowspan="2">中期計画の各項目</th><th rowspan="2">評 価 項 目
(H18年度計画の各項目)</th><th rowspan="2">指　標</th><th colspan="3">評 定 基 準※</th><th rowspan="2">評価項目・指標に係る実績</th><th colspan="2">評定</th></tr>
<tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>段階的評定</th><th>定性的評価及び留意事項等</th></tr>
<tr><td>(5)適切な適格認定の実施</td><td>(5)適切な適格認定の実施</td><td>適格認定の実施状況</td><td colspan="3">以下の指標の評定を踏まえ、
委員の協議により段階的評定を実施。</td><td></td><td>A</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">奨学生に対する適格認定の実施に当たっては、学業不振等の場合の学資金貸与の廃止・停止等の取扱い基準(ガイドライン)の一層の周知を図るとともに、当該基準該当者に対しては、学資金の貸与の廃止・停止等の措置を適切に講ずる。その際、大学などにおける補導の状況を的確に把握するため、大学等との十分な連携に努める。</td><td>奨学生に対する適格認定の実施に当たっては、当該取扱い基準（ガイドライン）のさらなる周知・徹底を図りつつ、これに基づき、大学等において(ⅰ)人物、(ⅱ)健康、(ⅲ)学業、(ⅳ)経済状況を総合的に考慮して、(ⅰ)継続、(ⅱ)激励、(ⅲ)警告、(ⅳ)停止、(ⅴ)廃止、(ⅵ)復活等の認定を確実に行い、その結果を機構に報告させる。機構はこの報告に基づき、奨学生に対する措置を適切に講ずる。</td><td>適格認定の実施状況及びガイドラインの周知のための取組状況</td><td colspan="3">委員の協議により評定</td><td>○適格認定のより一層厳正な実施のため、適格認定基準の更なる周知を行うとともに、適格認定の電子情報化を実施した。
○電子情報化の実施方法等については、準備段階に併せて2回大学等に通知するとともに、認定業務の重要性についても奨学業務連絡協議会等で周知する等、大学等との連携に努めた。電子情報化により継続願の提出と認定基準の適切な運用を機構がチェックすることが可能となり、奨学金の貸与の停止、奨学生としての資格の廃止等の措置を厳格かつ迅速に行うことができることとなった。
<table><tr><th></th><th>平成17年度実績
（672,297件中）</th><th>平成18年度実績
（689,772件中）</th></tr><tr><td>奨学金廃止
（留年者等）</td><td>5,155件
（0.8%）</td><td>7,107件
（1.0%）</td></tr><tr><td>奨学金停止
（学業成績不振者等）</td><td>14,204件
（2.1%）</td><td>8,022件
（1.2%）</td></tr><tr><td>警告
（学習評価が著しく劣る者等）</td><td>10,895件
（1.6%）</td><td>8,195件
（1.2%）</td></tr><tr><td>激励
（学習評価が劣る者）</td><td>23,165件
（3.4%）</td><td>27,982件
（4.1%）</td></tr><tr><td>合　　計</td><td>53,419件
（7.9%）</td><td>51,306件
（7.4%）</td></tr></table>注）平成18年度より新たに継続願提出時において辞退を申しでることを可能とした。継続願提出時辞退件数10，274件（1.5%）。</td><td>65</td><td>A</td><td>適格認定の電子情報化の実施により、継続願の提出と認定基準の適切な運用が可能となり、また、これらの周知徹底にも努めており、評価できる。</td></tr>
<tr><td>また、より合理的・効果的な実施方法について検討を開始する。</td><td>また、認定業務の合理的・効果的な実施を図るための電子情報化の導入に着手する。</td><td>認定業務の電子情報化の導入状況</td><td colspan="3">委員の協議により評定</td><td>○適格認定を従来の書類による処理方法から電子情報化し、インターネットを通じて実施することにより、認定作業が迅速かつ効果的におこなえるようになった。適格認定手続きの電子情報化の結果、継続者が迅速に確定されることにより、従来5月に交付していた継続者の4月分の奨学金を4月中に交付することが可能となった。</td><td>66</td><td>S</td><td>適格認定手続の電子情報化が実施され、認定作業が迅速かつ効果的に行なえるようになり、高く評価できる。</td></tr>
<tr><td>(6)返還免除・猶予制度の適切な運用</td><td>(6)返還免除・猶予制度の適切な運用</td><td>返還免除・猶予制度の運用状況</td><td colspan="3">以下の指標の評定を踏まえ、
委員の協議により段階的評定を実施。</td><td></td><td>A</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除をはじめ、学資金の返還の猶予・免除の決定に関しては、基準の公正、明解な運用等を図るため、できるだけ具体的かつ明確な適用基準を含む関係規程を早急に整備し、公表・周知を図る。また、対外的な説明責任を明確にするため、結果についての情報公開等による適切な措置を講じる。</td><td>① 優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除制度については、法令及び基準に基づき、業績優秀者免除認定委員会の意見を聴き、適切に実施するとともに、申請手続等について引き続き大学等からの意見を聴取し、一層の改善を図る。</td><td>返還免除制度の実施状況及び大学等からの意見等を踏まえた改善状況</td><td colspan="3">委員の協議により評定</td><td>○優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除制度に係る認定委員会の開催と大学等に対する通知の実施状況
平成18年5月18日　第1回業績優秀者免除認定委員会開催
平成18年5月24日　第2回業績優秀者免除認定委員会開催
平成18年5月31日　平成17年度特に優れた業績による返還免除の認定結果を各大学へ通知
平成18年11月9日　第3回業績優秀者免除認定委員会開催
平成18年12月1日　平成18年度特に優れた業績による返還免除候補者の推薦依頼を各大学へ通知

○返還免除の学内選考を適切に実施するため、必要書類に不足がある大学、学内選考手続きに問題のある大学については第2回認定委員会までに修正指導を行った。
○認定委員会及び大学等からの意見を踏まえ、大学における推薦人数の基準となる貸与終了者一覧表の大学に対する提供を、昨年より約1ヶ月早めるなど申請手続きについての改善を行なった。
●貸与終了予定者の情報提供
第1回　平成18年12月1日～平成19年3月5日
第2回　平成19年3月6日～4月16日
第3回　平成19年4月17日～4月27日

●平成17年度貸与終了者に係る特に優れた業績による大学院第一種奨学生返還免除の認定状況
<table><tr><th></th><th>貸与終了者数</th><th>推薦者数</th><th>免除者数</th><th>うち
全額免除</th><th>うち
半額免除</th></tr><tr><td>修士課程</td><td>19,288人</td><td>5,365人</td><td>5,357人</td><td>1,777人</td><td>3,580人</td></tr><tr><td>専門職大学院課程</td><td>859人</td><td>237人</td><td>236人</td><td>75人</td><td>161人</td></tr><tr><td>博士課程</td><td>1,225人</td><td>335人</td><td>334人</td><td>102人</td><td>232人</td></tr><tr><td>計</td><td>21,372人</td><td>5,937人</td><td>5,927人</td><td>1,954人</td><td>3,973人</td></tr></table></td><td>67</td><td>A</td><td>認定委員会及び大学等からの意見を踏まえた改善を実施しており、評価できる。なお、制度の趣旨が生かされるよう、大学との協力の下に、さらなる改善が期待される。</td></tr>
<tr><td>② 返還猶予や死亡・心身障害による免除については、専門の委員会により、一層の透明性、公平性を保持するため、審査基準や審査体制について引き続き検討する。</td><td>委員会での検討状況</td><td colspan="3">委員の協議により評定</td><td>○　平成19年3月13日に専門の委員会を開催し、平成16年度及び平成17年度にわたり検討を行った返還猶予等に関する審査基準等について結論を得ることができた旨の経過を報告するとともに返還業務に関する検討課題について意見を伺った。</td><td>68</td><td>A</td><td>専門委員会が開催され、検討が進められており、評価できる。</td></tr>
</table>

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評価項目 (H18年度計画の各項目)	指標	評定基準※ A	B	C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	定性的評価及び留意事項等
3留学生への学資の支給その他の援助 (1)留学生の質の確保への留意	**3留学生への学資の支給その他の援助** (1)留学生の質の確保への留意	留学生の質の確保のための採用方法等の検討状況	委員の協議により段階的評定を実施。				**A**	
留学生への学資金の支給その他の援助については、日本留学試験や大学等における成績等を資料として活用するなど、支給する留学生の質の確保に留意して行う。	さらなる留学生の質の確保のため、機構で行う私費留学生に対する学資の支給等援助に係る採用方法等について検討する。					○私費外国人留学生学習奨励費給付制度において、受給適格性の認定のための基準運用を次のとおり行った。 ①受給条件のうち、同居している配偶者が学習奨励費の給付を受けていないこと等の条件を削除した。 ②受給者の質を確保するため日本留学試験の成績優秀者については、大学等入学前の時点で、入学後の学習奨励費の給付を予約する制度を実施した。 【予約者数】 平成17年度　1，089名　→　平成18年度　1，203名	69	年度計画通り、採用時および採用後の適格性認定基準の運用を図っており、評価できる。また、日本留学試験の成績優秀者に、入学後の学習奨励費の給付を予約する制度の実施は、日本留学試験の普及にも繋がるため良い取り組みである。
(2)諸手続きの改善、効率化	(2)諸手続きの改善、効率化	諸手続きの改善、効率化の状況	以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。				**A**	
申請項目の見直し等事務の簡素・合理化や事務処理の電算化を行い、申請から支給までの所要日数を平成15年度実績以下とする。	業務の電算処理化、提出書類簡略化等により、申請手続きの改善・効率化を進める。	申請項目の見直し状況	（委員の協議により評定）			○短期留学推進制度において、奨学金割当申請時の提出書類について、「学生交流に関する協定書等（写）」の提出を廃止し、申請手続きの簡素化を行った。 (参考)所要日数の実績 平成15年度　学習奨励費：60日程度、短期留学推進制度：81日程度 平成16年度　学習奨励費：56日程度、短期留学推進制度：77日程度 平成17年度　学習奨励費：45日程度、短期留学推進制度：72日程度 平成18年度　学習奨励費：53日程度、短期留学推進制度：60日程度	70　A	提出書類の簡略化を実施し、短期留学推進制度に係る所用日数の短縮が図られたことは評価できる。なお、学習奨励費については、手続を見直し、所用日数の短縮が望まれる。
		事務処理の電算化の状況	（委員の協議により評定）			○私費外国人留学生学習奨励費給付制度において、提出書類について紙媒体としての「受給者申請・推薦調書」の提出を廃止し、申請手続きの簡素化・電算化を推進した。また、業務の電算処理の改善により、大学等への対応が迅速化した。	71　A	各種様式の廃止、申請手続きの簡素化・電算化の推進など、大学等への対応が迅速化しており、評価できる。
(3)国費留学生等に係る支給業務の円滑化	(3)国費留学生等に係る支給業務の円滑化	国費留学生等に係る支給業務のシステム運用状況	委員の協議により段階的評定を実施。				**A**	
国や大学等との連携を密にしながら、学籍管理等の情報管理を適切に行うほか、支給事務の合理化を図りつつ、円滑な支給を行う。	昨年度実績を踏まえ、開発したシステムを利用し、支給事務をさらに円滑かつ合理的に行う。					○平成17年度から導入した留学生への個人送金システムにより、国費留学生給与及び学習奨励費の支給業務を円滑に行った。 ○本システムの画面表示方法及び検索機能にさらなる改良を加え、大学等関係機関からの申請・在籍確認報告・奨学金支給状況の照会に対して速やかに対応した。	72	中期計画、年度計画通りに実行され評価できる。 また、留学生への個人送金システムに更なる改良加える等、支給業務が円滑になったことは、評価できる。
(4)私費留学生に対する支援	(4)私費留学生に対する支援	私費留学生に対する支援業務及び所要調査等の実施状況	委員の協議により段階的評定を実施。				**A**	
私費留学生の経済的支援のため、学習奨励費の支給を行う。また、大学間交流協定に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を推進するため、奨学金の給付等の支援を行う。	私費外国人留学生学習奨励費給付制度、先導的留学生交流プログラム支援事業及び短期留学生推進制度による奨学金支給等支援業務を行う。 また、制度の円滑かつ適正な実施のため、前年度に実施した調査の結果を公表するとともに、諸外国の高等教育機関等との意見交換を行う。					○私費留学生に対する支援の実施 ・私費外国人留学生学習奨励費給付制度（受給者数12,791名） ・先導的留学生交流プログラム（2プログラム31名） ※平成17年度採用プログラムの平成18年度継続者への支給のみ ・短期留学推進制度（受入れ1,576名、派遣679名） ○「私費外国人留学生生活実態調査」の公表 ・ホームページに掲載（8月4日） ・メールマガジン第8号に掲載（8月30日） ・調査協力機関に概要発送（9月12日） ・「大学と学生」10月号に掲載（10月10日発行） ・「留学交流」11月号に掲載（11月10日発行） ○諸外国の高等教育機関等との意見交換 下記の高等教育機関担当者と日本留学に関する奨学金・宿舎・アルバイト等の経費等について、意見交換を行った。 ・EAIE（European Association for International Education)年次総会における日本留学フェア開催時（9月13日～16日） 台湾大学国際学術交流センター長　Dr. Shen Tung［シェン　チュン］（沈冬） ワシントン大学国際交流担当副学長 Mr. David Fenner［デヴィド　フェンナー］ パリ政治学院国際交流課長 Ms. Chantal Barry［シャンタル　バリー］ 米国NAFSA（Association of International Educators)会長 Ms. Mariam Assefa［マリアム　アセファ］ ・在日ニュージーランド大使館 Mr. McCullum［マックラム］（11月13日） ・タイ教育省国際協力戦略局上級専門官 Ms. Aporn Kanvong［アポーン　カンボン］（1月30日）	73	各種制度の円滑かつ適正な実施のために行った，実態調査の公表及び諸外国の高等教育機関等との意見交換等が年度計画どおり行われており、評価できる。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評 価 項 目 (H18年度計画の各項目)	指　標	評定基準※ A	 B	 C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	 定性的評価及び留意事項等
(5)医療費補助の見直し	(5)医療費補助の見直し	医療費補助の見直しに基づく制度の実施状況	委員の協議により段階的評定を実施。				A	
留学生の医療費補助の実情等を踏まえて、国民健康保険加入資格のない滞在1年未満の短期留学生に配慮しつつ、補助対象者や補助額の見直しを行う。	医療費補助制度について、平成17年度に策定・周知した見直し内容に基づき、制度を円滑に実施する。					○平成17年度の制度見直しに基づき、平成18年度は医療費補助制度の補助率を次のとおり変更し、円滑に実施した。 ・国民健康保険に加入する留学生 8割 → 3．5割 ・滞在期間1年未満の国民健康保険に加入できない短期留学生 8割 → 7割	74	年度計画通り実行されており、評価できる。
4留学生寄宿舎等の設置及び運営等 (1)計画的な施設整備	**4留学生寄宿舎等の設置及び運営等** (1)計画的な施設整備	耐震診断を踏まえた長期的な施設整備の準備状況及び左記調査研究の分析状況	委員の協議により段階的評定を実施。				A	
全国的な宿舎ニーズ及び大学等による整備計画を含む宿舎提供の取組等に関する実情調査を行い、長期的な整備計画を検討する。当面は、既存の老朽化した留学生寄宿舎等の改修等を行う。	既存の留学生寄宿舎等の耐震調査結果等に基づき、必要な施設整備を行うとともに、引き続き施設整備の準備を行う。 また、支部等を活用し、地方公共団体及び大学等による宿舎提供の取組み、不動産業者・管理業者等の実情等について全国的な調査研究を行う。					○すべての国際交流会館について耐震強度を確認した結果、著しく耐震指標が低い、東京国際交流会館（落合）については、平成18年度末をもって閉鎖し、大阪第一国際交流会館については、耐震指標が低く老朽化も著しいことから、耐震補強と老朽改修を行った。 ○駒場国際交流会館及び大阪第一国際交流会館については、アスベスト除去工事を行った。なお、他の国際交流会館等については、安全性・機能性等から緊急性の高い会館を優先し、改修等を実施した。 ○平成16年度及び17年度に支部を活用して実施した調査（地方公共団体、大学、不動産業者及び管理業者等の留学生への宿舎提供の実情や今後の取組み等に関する調査等）結果につき分析を行った。	75	耐震調査、アスベスト調査の結果を踏まえ、必要な施設の廃止、改修を実施しており、評価できる。なお、調査に対する分析結果を機構が具体的にどのように反映して行くかが重要なことである。また、東京国際交流会館（落合）の閉館に伴う指定宿舎の選定等が円滑かつ留学生に不利益に成らないよう留意されたい。
(2)入居者に対するサービスの向上等	(2)入居者に対するサービスの向上等	入居者サービスの状況	以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。				A	
①留学生寄宿舎運営に当たっては、管理業務の受託業者を留学生のニーズに適切に対処できるよう配慮して選定し、きめこまかな良質のサービスを提供する。その際には、入居者の日常的な生活相談等に適切に応えるサービスを向上させることとし、地域の実情に応じてボランティア等を含むこれらのサービス人材を配置する。	① 各留学生寄宿舎に相談員等を1名以上配置し、効果的なサービスを提供する。また、配置計画に基づきチューター、カウンセラーの配置を進める。その際には、地域の大学等、地方公共団体等に対してボランティア等の公募を行う。	相談員、カウンセラーの配置状況	全17宿舎に1名以上配置され、かつ11宿舎に2名以上配置	全17宿舎に1名以上配置	1名も配置していない宿舎がある	○平成18年度実績 留学生相談コーナーの設置　17会館（全会館） 留学生相談員の設置　2名以上配置する会館　14会館 1名配置する会館　3会館 (参考) ○平成17年度実績 留学生相談コーナーの設置　17会館（全会館） 留学生相談員の設置　2名以上配置する会館　11会館 1名配置する会館　6会館	76 A	相談員の充実が図られ、評価できる。
		チューターの配置状況	（委員の協議により評定）			○次のとおり、レジデント・アシスタント（RA）を、東京国際交流会館(落合)を除く16の留学生寄宿舎に配置した（東京国際交流会館は、平成16年度に行った耐震診断の結果、平成18年度末で会館を閉鎖することになっているため、対象外とした。）。 ・RAの配置 2名以上配置した会館　14会館（14会館） 1名配置した会館　2会館（2会館） ※（）書は、平成17年度実績	77 A	チューターが対象全館に配置されており、評価できる。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

<table>
<tr><th rowspan="2">中期計画の各項目</th><th rowspan="2">評 価 項 目
(H18年度計画の各項目)</th><th rowspan="2">指　標</th><th colspan="3">評定基準※</th><th rowspan="2">評価項目・指標に係る実績</th><th colspan="2">評定</th></tr>
<tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>段階的評定</th><th>定性的評価及び留意事項等</th></tr>
<tr><td>②留学生寄宿舎等を有効に活用する観点から、地域ボランティア等との連携・協力による質的に充実した多様な国際学生交流プログラムや地域住民、地方公共団体との共催による地域交流プログラムを企画・実施する。</td><td>② 地方公共団体、地域ボランティア等との連携・協力により、スポーツ大会、文化祭、芸術祭、各種文化教室、外国人留学生講師派遣等を実施する。その際には、留学生寄宿舎を有効に活用するとともに、実施経費の効率的、効果的活用に一層努める。</td><td>各種交流ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの実施状況</td><td colspan="3">委員の協議により評定</td><td>○国際交流会館等の施設を中心に、地域ボランティア等との連携・協力により、次のプログラム等を実施した。なお、プログラム等の企画にあたっては、大学・自治体・関係団体と密接に連携した事業等必要不可欠なものに重点化を図った。
① 各種地域交流事業（地域文化施設見学会、国際理解講座、日本文化紹介プログラム等）
② 文化祭（12会館で実施）
③ スポーツ大会（11会館で実施）
④ 外国人留学生講師派遣（5会館で実施）
⑤ ボランティアを活用した各種文化教室等（茶道・華道・書道・着付け・料理教室・囲碁将棋・日本舞踊・空手合気道等）（9会館で実施）

○東京国際交流館の施設を中心に、次のプログラムを実施した。
<table><tr><th colspan="2">プログラム名</th><th>月日等</th><th>使用施設</th></tr><tr><td colspan="2">交流館フェスティバル'06</td><td>11/12</td><td>国際交流会議場等</td></tr><tr><td rowspan="2">文化・芸術展</td><td>東京国際交流館の歩み展</td><td>7/13-7/25</td><td>メディアホール等</td></tr><tr><td>東京国際交流館芸術展CREATDN</td><td>3/6-3/20</td><td>メディアホール等</td></tr><tr><td>スポーツ大会</td><td>ドッチボール</td><td>11/3</td><td>体育室等</td></tr><tr><td colspan="2">日本文化紹介プログラム</td><td>7/29、1/20</td><td>交流広場</td></tr><tr><td colspan="2">バザー</td><td>5/27,11/3</td><td>交流広場</td></tr><tr><td colspan="2">交流スキー実習</td><td>2/24-2/26</td><td>志賀高原</td></tr><tr><td rowspan="2">ボランティアを活用した各種文化教室等</td><td>茶道・華道・書道・囲碁将棋・空手合気道</td><td>月 1回</td><td rowspan="2">日本語研究室、美術室、体育室等</td></tr><tr><td>配偶者のための日本語</td><td>週 5回</td></tr></table></td><td>78</td><td>A</td><td>年度計画どおり施設を有効活用し、多様な交流事業を実施しており、評価できる。なお、実施経費の効率的、効果的活用のための分析が必要である。</td></tr>
<tr><td></td><td>また、参加人数等の目標を設定するとともに、参加者に対する調査を行い、その結果を分析し、業務の改善に反映させる。</td><td>参加者に対する調査結果に基づく業務の改善状況</td><td colspan="3">委員の協議により評定</td><td>○国際交流会館等
文化祭、各種地域交流事業において、参加人数の目標を設定するとともに、参加者にアンケートを実施し、今後の事業実施の改善の参考にした。例えば、開催時期について参加希望者の意見を取り入れ、参加者の増に努めた。

○東京国際交流館
プログラムについて入居者の希望をふまえて実施し、参加者の増に努めた。
<table><tr><th>プログラム名</th><th>目標</th><th></th><th>実績</th><th>備考</th></tr><tr><td>交流館フェスティバル '06</td><td>参加者1,500名以上</td><td>→</td><td>参加者1,614名</td><td>参加者満足度95.0%</td></tr><tr><td>文化・芸術展</td><td>実施回数年 1回</td><td>→</td><td>年 2回実施</td><td>参加者満足度83%</td></tr><tr><td>スポーツ大会</td><td>実施回数年 2回</td><td>→</td><td>年 1回実施</td><td></td></tr><tr><td>日本文化紹介プログラム</td><td>実施回数年 2回</td><td>→</td><td>年 2回実施</td><td></td></tr><tr><td>バザー</td><td>実施回数年 1回</td><td>→</td><td>年 2回実施</td><td></td></tr><tr><td>交流スキー実習</td><td>参加者70名以上</td><td>→</td><td>参加者68名
（外国人留学生・研究者66%、日本人学生34%）</td><td>参加者満足度93%</td></tr><tr><td>ボランティアを活用した各種文化教室等</td><td>6種類実施</td><td>→</td><td>6種類実施</td><td></td></tr></table></td><td>79</td><td>A</td><td>年度計画通り実行されており、評価できる。なお、プログラムによっては参加者、実施回数が目標値より減少しているので、今後更に効果的な実施に向け、アンケートを分析し、その結果をどのように反映させていくかが課題である。</td></tr>
</table>

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評価項目 (H18年度計画の各項目)	指標	評定基準※			評価項目・指標に係る実績	評定	
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項等
③地域交流事業などの拠点としての役割を強化するため、業務に支障のない範囲で関係機関を含む諸団体等一般の様々な活動施設として提供し、併せてその稼働効率を向上させる。各留学生寄宿舎等における年間稼働率を平成15年度比で中期目標期間中平均25%向上させる。	③地域のニーズを調査し、地方公共団体や小・中・高・大学等に対して施設利用の周知を行い、業務に支障のない範囲で関係機関を含む諸団体等一般の様々な活動施設として提供し、併せて施設稼働率について、平成17年度実績以上を確保する。	留学生宿舎の施設稼働率（年間）	39%以上	27.3%以上 39%未満	27.3%未満	○平成18年度実績　39% 近隣の留学生ボランティア団体や地方公共団体に対して電話連絡等による施設の周知を行った。 (参考) ○平成17年度実績　39%	80　A	中期計画を踏まえた年度目標を上回っており、評価できる。
	また、施設利用料金を含めて、施設利用を増加させるための方策について、検討を行うとともに、利用者に対する調査を行い、その結果を分析し、施設や機器の整備の参考とする。	施設利用促進に向けての検討・調査の取組状況	（委員の協議により評定）			○施設を利用した団体・個人に対してアンケートを実施し、施設利用増加のための検討を行い、65団体・個人から回答を得た。その結果、団体・個人の全員（100%）が、今後も施設を利用したいとの回答であった。	81　A	利用促進に向けた調査を実施しており、評価できるが、今後も引き続きアンケートを実施することで、利用者のニーズを詳細に分析し、施設利用の促進を図ることが必要である。
④入居者に対し施設利用に関する調査を新たに行い、対象者の70%以上から肯定的な評価を得られるようにするとともに、また、調査から得た意見・要望結果をサービス向上に生かす。	④入居者に対し施設利用に関する調査を行い、対象者の70%以上から肯定的な評価を得られるようにするとともに、	肯定的な評価の割合	70%以上	49%以上 70%未満	49%未満	○全会館入居者へのアンケート結果 肯定的な評価　95%（平成18年11月実施、回収率84%） (参考) 肯定的な評価　94%（平成17年11月実施、回収率71%）	82　S	肯定的な評価が高い率で得られ、高く評価できる。
	その結果及び意見箱等の意見を分析し、留学生寄宿舎の管理運営方針策定の参考とする。	左記検討の状況	（委員の協議により評定）			○入居者の意見を常時聞くため、引き続き意見箱の設置等を行った。 ○聴取意見に基づく改善状況 ①居室におけるインターネットの利用希望への対応として、インターネットの導入を進めた。 ②大阪第一国際交流会館2号館について老朽改修及び耐震補強工事を行い、シャワー室の整備等により居住性の向上も図った。 （参考） 17の留学生寄宿舎の入居率は、平成18年度平均で88%であった。ただし、入居のない居室には、国費留学生等受入れのために一定期間確保されたものや身障者用居室として確保されたもの等が含まれる。	83　A	入居者の意見を聴取する体制の整備が行われており、評価できる。なお、利用者のニーズに対する迅速な対応が必要である。
⑤上記活動に関する事例集の作成を行い、関係機関に提供する。	⑤事例の収集方法、編集方針、提供方法等について検討し、事例を収集・分析し取りまとめる。	事例の収集・分析状況	（委員の協議により評定）			○　平成17年度に引き続き収集・分析を行い、管理運営事例として、次の事項について取りまとめた。 ・相談員・RA等の活動概要 ・施設利用アンケート調査・検討事項 ・入居者アンケート調査・分析 ・意見箱の意見と対処等 （参考） ○平成16年度に引き続き、管理運営事例として、次の事項について各国際交流会館等から収集を行った。 ・相談員・RA等の活動概要 ・施設利用アンケート調査・検討事項 ・入居者アンケート調査・分析 ・意見箱の意見と対処等	84　A	事例の収集が進められ、事例集作成に向けた事例の分析も進めらており、評価できる。今後は事例集作成に向けて収集した事例の精査・分析を更に進めることにより、管理運営業務に反映させていくことが必要である。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評価項目 (H18年度計画の各項目)	指標	評定基準※ A	 B	 C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	 定性的評価及び留意事項等
(3)留学生宿舎建設等への助成	(3)留学生宿舎建設等への助成	留学生宿舎政策の取組状況	以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。				A	
①地方公共団体等から申請があった場合には機動的に対処できるよう体制の整備を進める。	①地方公共団体等から申請があった場合には、助成の可否を検討し、必要性に即した機動的な対応を行う。	助成業務への対応状況	委員の協議により評定			○平成18年度奨励事業者である学校法人立命館に対し、九州支部大分事務所を活用し、随時進捗状況の確認を行い、平成19年2月に完成した。 ○平成19年度奨励事業者である学校法人東洋大学から補助申請を受けており、適切に対応した。 ○制度の周知については、ホームページへの掲載に加え、平成18年度には新たに大学等へ制度の概要につき通知文を送付した。	85 A	助成申請の案件に適切に対応しており、評価できる。
②留学生の宿舎ニーズ、各地域の住宅や家主の状況、大学・地方公共団体・民間企業等の協力の実情等を総合的に考慮して低廉で良質の宿舎を効率的に確保できるよう「指定宿舎事業」の見直し、改善を行う。	②低廉で良質の宿舎確保及び大学等への民間宿舎確保に資するため、指定宿舎事業を実施するとともに、平成17年度実施結果を分析し、指定契約内容、条件等の見直しについてさらに検討を進める。 また、留学生に対し効率的・効果的に良質で低廉な宿舎を確保する観点から、「指定宿舎事業」のあり方について見直し・改善へ向けての検討・調査研究を進めるとともに、見直し・改善に係る計画を策定する。	指定宿舎事業の実施状況及び改善計画の策定状況	委員の協議により評定			○各支部の協力を得て、平成18年度目標の1,146戸を対象とした指定宿舎事業を実施した。 ○東京国際交流会館(落合)の入居者募集停止に伴い、平成18年度に引き続き、平成19年度においても東京地区を中心に100戸の増（今までの実績に追加）を行うこととした。 ○平成16、17年度に実施した調査の結果及び18年度に実施した制度の見直し、改善計画の立案のための検討会議の審議内容を踏まえ、改善計画案を作成した。	86 A	改善計画案を作成したことは評価できる。調査により明確になった問題点に対する有効な対策を早急に検討し、地域格差など留学生に不利益にならないように改善を図る必要がある。
5日本留学試験の実施 (1)試験の質の向上等	**5日本留学試験の実施** (1)試験の質の向上等	試験の質の向上等のための取組状況	委員の協議により段階的評定を実施。				A	
得点等化・標準化、海外実施の場合の複数問題準備、試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に引き続き努める。また、出題後の問題分析、利用大学の改善意見の聴取、「日本語教育センター」との連携強化等、試験問題の質の向上のための方策を具体化する。	試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に引き続き努めるため、試験問題作成及び点検体制の強化を図る。 また、既に出題された問題について、利用大学からの意見聴取等の結果を踏まえ、試験問題の改善方策について検討を進めるとともに、「日本語教育センター」との連携」についても、引き続き検討を進める。	試験の適正な実施のための取り組み状況				○ 試験問題作成・点検体制強化のために、委員、専門員を増員し体制強化を図った。 ○日本語教育センターの教員に対し、日本留学試験試験問題等に関するアンケートを実施した。	87	年度計画通り実行されており、評価できる。日本語教育センターとの連携についてはアンケート調査を実施しているが、継続的に協議を行い連携を図る必要がある。
(2)利活用の拡大	(2)利活用の拡大	試験の利活用の状況	以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。				A	
①試験の海外の実施国・都市の数を平成15年度実績以上とする。	①海外における実施国・都市の更なる増設については、現地の日本留学需要及び試験実施体制を十分調査し、実施計画を策定する。	試験の海外実施国数	9カ国以上	7カ国以上 8カ国以下	6カ国以下	○平成18年度実績　13カ国 (参考) 平成17年度実績　12カ国 平成16年度実績　11カ国 平成15年度実績　　9カ国	88 A	年度目標を上回っており、評価できる。
		試験の海外実施都市数	12都市以上	9都市以上 11都市以下	8都市以下	○平成18年度実績　16都市 (参考) 平成17年度実績　15都市 平成16年度実績　14都市 平成15年度実績　12都市	89 A	年度目標を上回っており、評価できる。
		海外実施国・都市増設に係る計画の策定状況	委員の協議により評定			○次年度において平成18年度と同一の13カ国・地域、16都市で実施する計画を策定した。また、日本留学需要や試験実施体制について、カザフスタン、バングラディシュ、インドで現地調査を行った。	90 A	海外実施国、都市の増設等に対し、実施計画の策定がなされており、評価できる。
②大学等への広報活動の充実等を工夫し、渡日前の大学等入学許可の件数を60大学を目標にその拡大を図る。	②渡日前入学許可の内容の充実を図るため、すでに実施している大学等に対しての意見聴取等を踏まえて、渡日前入学許可実施校のさらなる拡大を図る。	渡日前入学許可実施校数	53大学以上	49大学以上52大学以下	48大学以下	○平成18年度実績　62大学 （参考1） ○平成17年度実績　60大学 (参考2) 各事業年度の達成目標は、中期目標期間中に達成すべき数値目標(60大学)と平成15年度実績(43大学)の差を5（年）で除した3.4大学増加させることが単年度の目標となる。（平成18年度目標53大学）	91 A	中期計画を達成しており、評価できる。渡日前入学許可実施校は大幅に増加しており、日本留学試験の成績を利用した渡日前入学許可が理解され、取り組む大学が着実に増加しているので、引き続き、積極的に大学等に対して働きかけを行って拡大していくことが望まれる。
③試験の利活用に関する広報を推進するとともに、「日本留学フェア」の機会や支部の機能を活用して計画的に情報提供、利用促進を図る。	③海外事務所の有効活用、現地留学生会との連携協力を推進することにより、試験実施国・地域及び日本留学に関する情報が不足する国等において「日本留学フェア」及び日本留学に関する説明会を通じて、試験の利活用拡大のための情報提供に努める。	国外における試験の利用促進のための取組状況	委員の協議により評定			○日本留学フェア（9の国・地域で開催）又は日本留学説明会（7の国・地域で開催）の全体オリエンテーションの中で、特に日本留学試験について説明する時間を設け、来場した日本留学希望者や進学指導者等に対する詳しい説明を行った。 ○渡日前入学許可大学の面接会場として海外事務所の使用許可を行った。 ○新規試験実施地のスリランカにおいては、実施都市であるコロンボにおいて、現地在外日本公館及び帰国留学生会との共催により、日本留学希望者及び現地予備教育機関関係者を対象に、日本留学試験の広報を含めた日本留学説明会を開催し、必要な情報の提供を行った。	92 A	年度計画通り実行されており、評価できる。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

<table>
<tr><th rowspan="2">中期計画の各項目</th><th rowspan="2">評 価 項 目
(H18年度計画の各項目)</th><th rowspan="2">指　標</th><th colspan="3">評 定 基 準※</th><th rowspan="2">評価項目・指標に係る実績</th><th colspan="2">評定</th></tr>
<tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>段階的評定</th><th>定性的評価及び留意事項等</th></tr>
<tr><td>6日本語予備教育の実施
(1)教育内容等の改善</td><td>6日本語予備教育の実施
(1)教育内容等の改善</td><td>教育内容等の改善状況</td><td colspan="3">以下の指標の評定を踏まえ、
委員の協議により段階的評定を実施。</td><td></td><td>A</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">① 国費留学生のほか、政府派遣留学生、国際機関、公的な奨学団体等からの奨学生及び私費留学生を広く受け入れ、質の高い教育を提供する。また、準備教育課程を希望する学生、非漢字圏からの学生、大学院への進学を希望する学生、基礎教科の予備教育を希望する学生等の受入れ等に配慮する。</td><td rowspan="2">①学生を受け入れるに当たっては、準備教育課程を希望する学生、非漢字圏からの学生、大学院への進学を希望する学生等の受入れ等に配慮する。</td><td>左記学生の受入状況</td><td colspan="3">委員の協議により評定</td><td>日本語教育センター（東京・大阪）において、評価項目等に掲げる学生の受入れ状況は、次の表のとおり。
<table><tr><th></th><th>東京</th><th>大阪</th><th>合計</th><th>受入れ人数に対する割合</th></tr><tr><td>受入れ予定数</td><td>380名</td><td>420名</td><td>800名</td><td></td></tr><tr><td>受入れ数</td><td>380名</td><td>381名</td><td>761名</td><td></td></tr><tr><td>準備教育を希望する学生</td><td>42名</td><td>35名</td><td>77名</td><td>10.1%</td></tr><tr><td>非漢字圏からの学生</td><td>208名</td><td>55名</td><td>263名</td><td>34.6%</td></tr><tr><td>大学院進学を希望する学生</td><td>138名</td><td>72名</td><td>210名</td><td>27.6%</td></tr><tr><td>基礎教科の予備教育を希望する学生</td><td>242名</td><td>235名</td><td>477名</td><td>62.7%</td></tr></table>注）大阪の受入数が受入れ予定数より減じているのは、サウジアラビア政府派遣学生80名を平成18年10月に受け入れる予定であったが、当該政府の事情により平成19年4月の来日入学となったためである。

（参考）
○受入実績（準備教育、大学院への進学、基礎教科の予備教育を希望する学生及び非漢字圏からの学生数の合計）
・平成17年度
東京377人／380人（受入予定数）　大阪426人／420人（受入予定数）
・平成16年度
東京376人／380人（受入予定数）　大阪425人／420人（受入予定数）

○受入れのために配慮した点
①非漢字圏学生募集のためにタイ・マレーシアの留学フェアに参加し、日本語教育センターの入学案内をした。また準備教育課程への留学希望者に対して説明した。
②タイ語・アラビア語版の学生生活ガイドブックを作成した。</td><td>93　A</td><td>先方の事情で来日が遅れた分を除き年度計画通り実行されており、評価できる。</td></tr>
<tr><td>卒業者の進学率（進学者数／進学希望者数）</td><td>前年度並の進学率</td><td>前年度を下回る進学率</td><td>前年度を大幅に下回る進学率</td><td>○進学状況
<table><tr><th></th><th>東京</th><th>大阪</th></tr><tr><td>進学希望者数(A)</td><td>259名(255名)</td><td>228名(251名)</td></tr><tr><td>進学者数(B)</td><td>253名(249名)</td><td>224名(248名)</td></tr><tr><td>進学率（B/A)</td><td>97.7%（97.6%)</td><td>98.3%(98.8%)</td></tr></table>（カッコ内平成17年度実績）</td><td>94　A</td><td>前年度並みの高い進学率を達成しており、評価できる。</td></tr>
<tr><td>②予備教育の質の向上のため、教材開発、進路別・能力別クラスの編成、施設設備の充実等を図る。また、国費留学生の教育に当たっては、少人数教育の実施を図るため必要な措置を講ずる。また、予備教育修了者の満足度に関する調査を新たに行い、対象者の70%以上から肯定的な評価を得られるようにする。</td><td>②予備教育の質の向上を図るため、以下の措置を実施する。
ⅰ）専修学校進学者のための教材開発を進めるとともに、大学院進学者のための教材並びに非漢字圏からの留学生のための中級教材の作成を継続して行う。</td><td>左記調査の実施状況及び教材作成のための準備状況</td><td colspan="3">委員の協議により評定</td><td>○専修学校進学者のための教材開発基礎調査実施状況及び大学院進学者のための教材、非漢字圏からの留学生のための中級教材の作成状況

① 専修学校進学者のための教材開発基礎調査
「専修学校進学者のための教材開発としては、教材「日本事情」を前年度に決定した改訂の方向性に基づいて学習項目の選定・精査を行うとともにシラバスを定め、その試用版を完成させた。
② 大学院進学者のための教材
「大学院進学者のための教材として、第一分冊・第二分冊の試用版をセンター内で使用し、学生へのアンケートや担当教師からのコメントをもとに改訂版を作成した。
③ 非漢字圏からの留学生のための中級教材
「中級教材については、従来の基本方針に沿い、継続して「非漢字圏からの学生に配慮した理科系留学生のための中級教材」を作成中である。</td><td>95　A</td><td>年度計画通り実行されており、評価できる。</td></tr>
<tr><td>ⅱ）修了者に対する調査結果に基づき業務の改善を図るとともに、平成18年度においても継続的な調査を行う。</td><td>調査結果に基づく業務改善状況</td><td colspan="3">委員の協議により評定</td><td>○修了者に対する調査結果に基づく業務の改善状況
アンケートの調査結果に基づき、次の事項について改善を行った。
①LL教室の視聴覚機器を更新し学習環境を整備した。
②前年に引き続き学生との個別相談や進路指導についてきめ細かな相談指導を行った。
③生活に関するきめ細かな手助けを行った。

○これらの結果、学生の満足度は90%以上の高い評価を得た。</td><td>96　A</td><td>アンケート調査結果に基づく改善が図られており、改善結果に対する学生の満足度も高く、評価できる。</td></tr>
</table>

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評 価 項 目 (H18年度計画の各項目)	指　標	評定基準※ A	B	C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	定性的評価及び留意事項等
		調査における満足度	70%以上	49%以上 70%未満	49%未満	○日本語教育センターに対する満足度調査 4段階による満足度調査を行った結果 平成18年度　「満足した」の回答：東京で97%、大阪で95% 参考） 平成17年度　「満足した」の回答：東京97%、大阪95% 平成16年度　「満足した」の回答：東京94%、大阪96% ○個別項目に対する満足度調査 日本語の授業、日本語の教材、日本語の先生、基礎科目、進路指導、課外活動、学習環境、生活サポート、交流活動、教育サービスの各項目について調査を行った結果、殆どの調査項目について、満足度は80%以上であった。	97　S	肯定的な評価が高い率で得られ、高く評価できる。
③海外の高等教育機関及び予備教育機関等との連携、指導、協力を促進するため、外国人日本語教員の現職研修、教授法・カリキュラムの指導・助言及び教材の提供等活動の質的向上を図る。	③海外の高等教育機関及び予備教育機関等との連携、指導、協力を促進するため、以下の事業を実施する。 ⅰ）海外の外国人日本語教員に研修の場を提供する。	海外の外国人日本語教員との連携、指導、協力状況	（委員の協議により評定）			○ベトナム2名（ダンロン大学、ベトナム日本人材協力センター）タイ2名(チェンマイ大学、アサンプション大学)、韓国1名（梨花女子大学）及び台湾1名(実践大学)の日本語教師を招聘し、5日間～6日間の研修を行った。	98　A	計画通り実施しており、評価できる。さらに積極的に取り組むことが望まれる。
	ⅱ）海外の予備教育センターとの連携、指導、協力を促進する。	海外の関係機関との連携、指導、協力状況	（委員の協議により評定）			○インドネシアのダルマプルサダ大学の要請により、同大学に日本語教育センターの教科書を寄贈した。 ○マラヤ大学予備教育日本留学特別コースに派遣される基礎教科 教員及び日本語教員への派遣前研修に協力した。 ○東北師範大学赴日予備学校へ教員を3名派遣した。	99　A	計画通り実施しており、評価できる。さらに積極的に取り組むことが望まれる。
(2)日本理解の促進	(2)日本理解の促進	日本理解促進のための取組状況	委員の協議により段階的評定を実施。				**A**	
日本人各層との交流事業として、「日本語教育センター」の留学生及び卒業生を対象に、日本の小・中・高・大学生、社会人との交流事業、ホームステイ等への積極的参加を推進する。	留学生の日本理解を促進するため、以下の措置を実施する。 ⅰ）国費留学生を対象に、地域の小学校の国際理解教育授業への参加を推進する。 ⅱ）小・中・高・大学生・社会人との交流を実施する。 ⅲ）ホームステイ等への参加を推進する。					○国際理解教育授業への参加状況 地域の小・中学校が実施する国際理解教育授業に対して、日本語教育センター在校生のほか、卒業生の参加・協力も含め、東京210名（8校）、大阪41名(5校)が参加した。 ○小・中・高・大学生・社会人との交流状況 小・中・高・大学生・社会人との交流会に在校生が参加し、東京では年間合計50件（参加者数1,577名）、大阪では年間合計23件（参加者数761名）の交流を行った。 ○ホームステイ等への参加状況 ホームステイ受入団体等の協力を得て、東京では静岡県福田町ほか11か所に在校生110名が、大阪では金沢市に14名が、ホームステイ及びホームビジットを実施し、日本人との交流を図った。	100	年度計画通り実行されており、評価できる。さらに、積極的に取り組むことが望まれる。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評価項目 (H18年度計画の各項目)	指標	評定基準※ A	B	C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	定性的評価及び留意事項等
7留学生交流推進事業 (1)留学情報提供・相談機能の強化	**7留学生交流推進事業** (1)留学情報提供・相談機能の強化	留学情報提供・相談の状況	以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。				**B**	
①支部2か所において留学情報の提供や相談業務を充実し、留学情報センターのサテライトとしての機能を強化する。また、留学情報センターの利用の拡大を図るため、開館時間の延長や利便性の高い場所での相談活動の実施等により、活動の充実を図るとともに、本部との連携を密にホームページ等による学生等及び大学等に対する情報提供機能を高める。その際、留学に関する照会件数及びホームページへのアクセス件数を平成15年度実績以上とする。このほか、留学生交流に関する事項について、広く大学等の教職員に情報提供等を行うため、月刊「留学交流」を発行する。	①留学情報センターによる情報提供・相談機能を以下の方法により強化する。 ｉ)過去の照会内容を踏まえたホームページの充実、多言語化等により留学情報提供機能を強化する。また、留学に対する照会及びホームページへのアクセスの件数を平成15年度実績以上とする。また、留学に対する照会及びホームページへのアクセスの件数を平成15年度実績以上とする。	多言語化に向けた取組状況	〔委員の協議により評定〕			○国内外の大学や教育機関の教育体制・教育内容、留学手続きの方法、奨学金等の情報に関する各種書籍、カタログ等留学の関連資料を収集し、日本留学希望者や海外留学希望者等に対する情報提供を行うとともに、留学手続きや奨学金等に関する留学相談を行った。 ○日本留学情報パンフレットの多言語化 各国の日本留学希望者に正確で公正な留学情報を提供するために、日本留学情報パンフレット「Student Guide to Japan」を多言語（8か国語）で作成した。 ○ホームページの多言語化 留学生支援のホームページについて8か国語で対応するなど、多言語化への取組みを行った。また、海外4事務所のホームページについては、内容を充実させた。 ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞの多言語化：平成16年度 8か国語／平成17年度 8か国語／平成18年度 8か国語 海外事務所ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞの開設：平成16年度 2事務所／平成17年度 4事務所／平成18年度 4事務所	101 A	年度計画通り実行されており、評価できる。
		留学に関する照会件数	3.0万件以上	2.1万件超3.0万件未満	2.1万件以下	○平成18年度実績　27，295件 （参考） 平成17年度実績　25，430件 平成16年度実績　27，875件 平成15年度実績　29，539件	102 B	昨年度よりは増加しているが、年度計画の達成には至っていない。 昨年度より7．4%増加した要因の分析及び15年度よりは減少している原因がHPの充実によるものだけなのか、2つの要因を多角的に分析し、紹介件数の増加を図るため方策を検討されたい。 また、日本人の海外留学者数が少子化の影響で減っている可能性もあることも含めて検討されたい。
		ホームページへのアクセス件数	146万件以上	102万件以上146万件未満	102万件未満	○平成18年度実績　4，815，617件 （参考） 平成17年度実績　3，455，658件 平成16年度実績　1，598，278件 平成15年度実績　1，455，674件	103 S	中期目標の3倍以上のアクセス件数であり、高く評価できる。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

<table>
<tr><th rowspan="2">中期計画の各項目</th><th rowspan="2">評 価 項 目
(H18年度計画の各項目)</th><th rowspan="2">指　標</th><th colspan="3">評 定 基 準※</th><th rowspan="2">評価項目・指標に係る実績</th><th colspan="2">評定</th></tr>
<tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>段階的評定</th><th>定性的評価及び留意事項等</th></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="3">ii）海外留学フェア」、各種説明会及び必要な調査の実施、出版物作成等を行う。</td><td>海外留学フェア等の実施状況</td><td colspan="3">（委員の協議により評定）</td><td>○海外留学フェア等
平成18年度については、首都圏（東京）と関西圏(京都）において各1回開催し、計675名が来場した。また、小規模のセミナーとして「海外留学説明会」（高校留学を含む）を東京及び神戸で年12回開催した。

○外国人学生のための進学説明会
平成18年度については、首都圏（東京）と関西圏（大阪）において各1回開催し、来場者数は計4，263名であった。</td><td>104 A</td><td>各地で説明会を実施しており、評価できる。</td></tr>
<tr><td>左記調査の実施状況</td><td colspan="3">（委員の協議により評定）</td><td>○韓国、フィリピンの2カ国を調査対象国として、海外教育機関の調査を実施し、平成19年度の調査結果公表（ホームページに掲載）に向けて準備を進めた。</td><td>105 A</td><td>年度計画どおり必要な調査を実施しており、評価できる。</td></tr>
<tr><td>出版物の作成・刊行状況</td><td colspan="3">（委員の協議により評定）</td><td>○日本留学、海外留学に関する各種出版物を作成し、国内外のフェア等の際に配布したほか、国内外の大学等教育機関、在外公館、国際交流団体等に要望により送付した。また、留学交流の専門誌として月刊「留学交流」を発行した。

○留学に関する出版物の作成状況
<table>
<tr><th></th><th>出 版 物 名</th><th colspan="2">内　容</th></tr>
<tr><td rowspan="6">日本留学</td><td>Student Guide to Japan</td><td>日本留学情報パンフレット</td><td>8か国語</td></tr>
<tr><td>Index of Majors</td><td>日本の大学の専攻別索引</td><td>英文</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>私費外国人留学生のための大学入学案内</td><td>日本の大学の入学試験案内書</td><td>和文</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>日本留学奨学金パンフレット</td><td>日本留学のための奨学金制度一覧</td><td>和文・英文</td></tr>
<tr><td rowspan="2">海外留学</td><td>私がつくる海外留学</td><td>留学情報案内書</td><td>和文</td></tr>
<tr><td>海外留学奨学金パンフレット</td><td>海外留学のための奨学金制度一覧</td><td>和文</td></tr>
</table>

○月刊「留学交流」作成状況
<table>
<tr><th>月号</th><th>内　容</th><th>月号</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>4</td><td>留学生の生活支援</td><td>10</td><td>留学生の相談体制の整備</td></tr>
<tr><td>5</td><td>留学生の入学選考</td><td>11</td><td>中国語圏への留学</td></tr>
<tr><td>6</td><td>留学生交流と地域の国際化</td><td>12</td><td>大学間交流の促進を図る</td></tr>
<tr><td>7</td><td>日本人の海外留学を促進させるために</td><td>1</td><td>大学の国際化戦略</td></tr>
<tr><td>8</td><td>留学生の質の確保に向けて</td><td>2</td><td>留学生の進路と就職</td></tr>
<tr><td>9</td><td>留学生の危機管理への取組</td><td>3</td><td>留学生と日本語教育</td></tr>
</table></td><td>106 A</td><td>年度計画通り留学に関する各種出版物を作成し、配布しており、評価できる。</td></tr>
<tr><td>iii）支部等2か所において、留学情報センターのサテライトとしての機能を強化するための実施計画を策定する。</td><td>実施計画の策定状況</td><td colspan="3">（委員の協議により評定）</td><td>○支部において、留学情報センターのサテライトとしての機能を強化することに関して、留学情報の提供方法及び留学相談の実施等の具体的な対応について検討した。</td><td>107 B</td><td>対応策について検討したが、実施計画の策定にいたらなかった。</td></tr>
</table>

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

<table>
<tr><th rowspan="2">中期計画の各項目</th><th rowspan="2">評 価 項 目
(H18年度計画の各項目)</th><th rowspan="2">指　標</th><th colspan="3">評 定 基 準※</th><th rowspan="2">評価項目・指標に係る実績</th><th colspan="2">評定</th></tr>
<tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>段階的
評定</th><th>定性的評価及び
留意事項等</th></tr>
<tr><td>②海外留学情報と併せて現地での入学案内等を総合的に提供するサービス機関として、海外事務所の体制を整備する。その際には、元日本留学生や日系企業の広報スタッフ等現地での適材を確保するよう工夫する。</td><td>②海外事務所の体制整備
前年度までの検討結果を踏まえ、留学情報提供サービスを充実するための体制整備を図る。</td><td>左記事務所の体制整備状況</td><td colspan="3">（委員の協議により評定）</td><td>○海外拠点のあり方について検討し、現在の4事務所の機能充実及び体制整備方針を検討した。
○インドネシア事務所については、利用者の利便性を考慮の上、総合的な情報提供が出来るよう、同じビル内の日本関係機関と同フロアに移転した。</td><td>108 A</td><td>年度計画どおり実行されており、特に利便性を考慮したインドネシア事務所の移転は評価できる。</td></tr>
<tr><td>③「日本留学フェア」の開催などにより留学情報の提供の機会を充実する。その場合、特に日本への留学生の少ない地域の中からも対象地域を選んで、重点的に留学情報の提供を行う。</td><td>③在外日本公館や教育機関等との連携の下、日本国内の教育機関等の参加を得て、「日本留学フェア」を諸外国（10か国程度）で開催する。
また、関係機関の協力を得て「日本留学説明会」を開催する。</td><td>日本留学フェア等の実施状況</td><td colspan="3">（委員の協議により評定）</td><td>日本の大学等の参加を得て「日本留学フェア」を開催し、日本の高等教育の現状及び個々の大学の教育、研究上の特色等、日本留学に関する情報提供を行うとともに、参加大学等による参加者への個別的な情報提供及び留学に関するセミナー開催等を行い、計23，455名が来場した。
この他、日本留学説明会を実施し、合計で約2，500名が来場した。

○「日本留学フェア」実施状況（9か国・地域18都市）
<table><tr><th>国・地域</th><th>都市</th><th>日程</th><th>参加大学等数</th><th>来場者数</th><th>備　考</th></tr><tr><td>ｶﾅﾀﾞ</td><td>ﾓﾝﾄﾘｵｰﾙ</td><td>5/23-5/26</td><td>32大学</td><td>1,109名</td><td>大学間交流促進ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ</td></tr><tr><td>台湾</td><td>高雄、台北</td><td>7/28、7/30</td><td>52大学46機関</td><td>4,640名</td><td></td></tr><tr><td>韓国</td><td>ﾌﾟｻﾝ、ｿｳﾙ</td><td>9/9-9/10</td><td>70大学79機関</td><td>4,514名</td><td></td></tr><tr><td>欧州</td><td>ｽｲｽ(ﾊﾞｰｾﾞﾙ)</td><td>9/14-9/16</td><td>23大学</td><td>516名</td><td>大学間交流促進ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ</td></tr><tr><td rowspan="4">中国</td><td>北京</td><td>10/14-10/15</td><td>16大学1機関</td><td>2,989名</td><td></td></tr><tr><td>ﾊﾙﾋﾞﾝ</td><td>10/17</td><td>4大学</td><td>476名</td><td></td></tr><tr><td>上海</td><td>10/21-10/22</td><td>21大学1機関</td><td>1,451名</td><td></td></tr><tr><td>南京</td><td>10/24</td><td>10大学</td><td>355名</td><td></td></tr><tr><td>ﾀｲ</td><td>ﾁｪﾝﾏｲ、ﾊﾞﾝｺｸ</td><td>11/4-11/5</td><td>44大学23機関</td><td>563名</td><td></td></tr><tr><td>ﾍﾞﾄﾅﾑ</td><td>ﾊﾉｲ、ﾎｰﾁﾐﾝ</td><td>11/25-11/26</td><td>34大学8機関</td><td>1,378名</td><td></td></tr><tr><td>ﾏﾚｰｼｱ</td><td>ｸｱﾗﾙﾝﾌﾟｰﾙ、ﾍﾟﾅﾝ</td><td>12/2-12/3, 12/6</td><td>19大学6機関</td><td>3,497名</td><td></td></tr><tr><td>ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ</td><td>ｽﾗﾊﾞﾔ、ｼﾞｬｶﾙﾀ</td><td>2/3-2/4</td><td>12大学7機関</td><td>1,967名</td><td></td></tr></table>
○日本留学説明会実施状況（7か国8都市）
<table><tr><th>国・地域</th><th>都　市</th><th>日　程</th><th>来場者数</th></tr><tr><td>ロシア</td><td>ｳﾗｼﾞｵｽﾄｸ</td><td>5/26-5/27</td><td>約60名</td></tr><tr><td>ﾊﾝｶﾞﾘｰﾗﾃﾞｼｭ</td><td>ﾀﾞｯｶ</td><td>6/9</td><td>約700名</td></tr><tr><td>ｶｻﾞﾌｽﾀﾝ</td><td>ｱﾙﾏﾃｨ、ｱｽﾀﾅ</td><td>6/28、6/30</td><td>153名</td></tr><tr><td>モンゴル</td><td>ｳﾗﾝﾊﾞｰﾄﾙ</td><td>11/25</td><td>583名</td></tr><tr><td>ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ</td><td>ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ</td><td>2/9</td><td>144名</td></tr><tr><td>ミャンマー</td><td>ﾔﾝｺﾞﾝ</td><td>2/17</td><td>503名</td></tr><tr><td>スリランカ</td><td>ｺﾛﾝﾎﾞ</td><td>2/25</td><td>313名</td></tr></table></td><td>109 A</td><td>年度計画どおり実行されており、評価できる。</td></tr>
</table>

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

<table>
<tr><th rowspan="2">中期計画の各項目</th><th rowspan="2">評 価 項 目
(H18年度計画の各項目)</th><th rowspan="2">指　標</th><th colspan="3">評 定 基 準※</th><th rowspan="2">評価項目・指標に係る実績</th><th colspan="2">評定</th></tr>
<tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>段階的評定</th><th>定性的評価及び留意事項等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">④東京国際交流館の国際交流拠点としての機能の一層の活性化、様々な活動、行事のための利用率を高めるため、利用料金の見直しや周辺施設との協働等経営的発想を強化し経営効率を改善向上させる。中期目標期間中に年間稼働率(利用日数／利用可能日数)を平成15年度比で50%増する。</td><td rowspan="2">④　東京国際交流館の利用率を高め、経営効率を改善向上させるため、前年度の検討内容及びアンケート調査の結果を踏まえ、他施設の運営を参考にしつつ、利用料金の見直し等に着手する。それとともに、年間稼働率に関する中期計画の達成に向けて、広報活動、営業活動並びに周辺施設との連携を強化する。</td><td>年間稼働率(利用日数／利用可能日数)</td><td>58.5%以上</td><td>54%以上
58.5%未満</td><td>54%未満</td><td>○平成18年度実績　63.2%

参考1)
平成17年度実績　53.1%
参考2)
東京交流館プラザ平成収支状況

<table><tr><th>区　分</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th></tr><tr><td>収入</td><td>28,918千円</td><td>38,984千円</td></tr><tr><td>支出</td><td>467,417千円</td><td>452,265千円</td></tr><tr><td>収入－支出</td><td>△ 438,499千円</td><td>△ 413,281千円</td></tr></table>
参考2)
平成15年度実績(45%)の50%増である67.5%が最終的な目標であるが、その差(22.5%)を5(年)で除した4.5%を増やすことが単年度の目標となる。（平成18年度目標58.5%）</td><td>110　A</td><td>プラザ平成の稼働率が大きく上昇したことは評価できるが、収支については検討の必要がある。</td></tr>
<tr><td>利用料金見直し状況及び広報活動等の実施状況</td><td colspan="3">（委員の協議により評定）</td><td>○利用者へのアンケート調査
利用案内、施設整備、料金、立地等についてアンケート調査を実施し、利用者の意見を聴取した。
○施設利用料金等見直しの実施
収入増と利用者拡大を併行して達成するため、利用者アンケートの結果や周辺他施設との比較検討をもとに、より多くの顧客層にPRしやすく、かつ公的施設として割安な料金体系を構築した。また新たに利用内容、形態に応じた割引制度を導入した。(平成19年4月施行)
○広報体制の充実
ホームページを活用した施設及びイベント案内、予約状況案内、問合せの受付等を行った（ホームページ年間アクセス件数1,649,786件）。機構の刊行物『留学交流』、『大学と学生』などを活用して広報を行った。
○会場視察の受入れ強化
年間視察件数44件399名
○利用者サービスの強化
音響、映像、同時通訳等の特殊設備について、外部の専門業者に管理運用業務を委託して利用者サービスを図るとともに、利用相談体制を強化した。（利用相談・打ち合わせ件数年間述べ129件）。
○特殊設備点検の定期化
常時良好な状態での貸出体制を確保するため、音響設備、照明設備、映像機器、同時通訳設備、SCS配信設備、床機構及びインフォメーションボード設備の定期点検を実施した。
○機器類の更新
常時良好な状態での貸出体制を確保するため、会議室1のプロジェクター、スクリーンを更新した。また国際交流会議場、メディアホールについては、簡易な演出に対応可能な音響設備等の操作卓を導入し、利用者へのサービスに努めた。</td><td>111　A</td><td>利用料金の見直しを行うとともに、広報活動など、利用率向上のための努力をしており評価できる。
なお、東京国際交流館の収支状況は昨年度よりは少し改善されているとは言え、大幅な支出超過となっていることを踏まえ、例えば、施設別時間別の利用状況管理を行うなど、より精緻な分析を示す必要がある。</td></tr>
</table>

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

<table>
<tr><th rowspan="2">中期計画の各項目</th><th rowspan="2">評 価 項 目
(H18年度計画の各項目)</th><th rowspan="2">指　標</th><th colspan="3">評 定 基 準※</th><th rowspan="2">評価項目・指標に係る実績</th><th colspan="2">評定</th></tr>
<tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>段階的評定</th><th>定性的評価及び留意事項等</th></tr>
<tr><td>(2)国際的なセミナー等の開催</td><td>(2)国際的なセミナー等の開催</td><td>国際的なセミナー等の開催状況</td><td colspan="3">以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。</td><td></td><td>A</td><td></td></tr>
<tr><td>①留学生の適切な就労、居住環境に関する理解促進、地域ボランティア活動を通じた地域との交流、国際セミナー等様々な事業を企画・実施する民間団体等への支援を行う。</td><td>①支部において、留学生と日本人学生、大学等教職員及び地域住民等を交えて、地域における留学生との交流会、セミナーを開催し、留学生の適切な就労、住居環境に関する理解、及び地域住民等との交流を促進する。</td><td>左記交流会・セミナー等の実施状況</td><td colspan="3">（委員の協議により評定）</td><td>次のとおり、地域における交流会等を実施した。
・外国人留学生のための史跡見学会（平成18年6月・10月の2回実施）
・国際医療技術学生合同セミナー（平成18年12月実施）
・外国人留学生のための地域交流会（3支部2事務所で7回実施）
・外国人留学生のための地元企業見学会（9支部2事務所で11回実施）
・留学生等合同セミナー（2支部で2回実施）</td><td>112 A</td><td>計画通り実行されており、評価できる。なお、今後も継続的に留学生と地域住民や日本人学生等との交流や相互理解を促進する努力をしていくことが望まれる。</td></tr>
<tr><td>②国内外の大学等教育機関と共同して様々な専門分野について意見を交換し、また交流親善を図るなど開発途上国の開発人材養成への協力を行う。国際交流セミナー等の取組を支援する。</td><td>②日本の大学と海外の大学が合同で実施するセミナーを共催し、支援を行う。また、東京国際交流館において開催する国際的なセミナー・講演会・研究発表等の取組を支援する。</td><td>左記セミナー・講演会・研究発表等の開催・支援状況</td><td colspan="3">（委員の協議により評定）</td><td>○国際大学交流セミナー
8大学と共催して実施した。
<table><tr><th>日本の大学</th><th>海外の大学</th><th>期　間</th><th>テーマ</th></tr><tr><td>信州大学</td><td>蘇州大学（中国）
ソンシル大学（韓国）</td><td>8/1～8/12</td><td>21世紀先端繊維科学セミナー</td></tr><tr><td>浜松医科大学</td><td>慶北大学校医科大学（韓国）</td><td>7/24～8/3</td><td>慶北－浜松学生交流セミナー（お互いの長所を学び、連携を深めよう）</td></tr><tr><td>名古屋工業大学</td><td>アナ大学（インド）</td><td>9/6～9/16</td><td>ナノテクノロジーに向けた材料デバイスセミナー</td></tr><tr><td>大阪大学</td><td>ベトナム科学技術アカデミー物質科学研究所（ベトナム）
ベトナム国立大学ハノイ校（ベトナム）</td><td>10/28～11/5</td><td>持続可能社会を志向する先端科学技術に関する日越学生交流セミナー</td></tr><tr><td>山口大学</td><td>山東大学（中国）
公州大学校（韓国）</td><td>11/2～11/9</td><td>日中韓大学生による東アジア共生への提言</td></tr><tr><td>鳥取大学</td><td>東フィリピン大学（フィリピン）</td><td>6/25～7/8</td><td>東南アジアにおける獣医学教育の現状と現場－パートナーとしての相互理解向上の探求</td></tr><tr><td>東京理科大学</td><td>新疆大学（中国）</td><td>10/9～10/21</td><td>計算科学を援用した「ものづくり技術」の展開</td></tr><tr><td>長崎国際大学</td><td>東西大学校（韓国）</td><td>7/30～8/12</td><td>酒造ゴミに学ぶ日韓学術交流－ワークショップからエコツーリズムへ－</td></tr></table>
○東京国際交流館におけるセミナー等
①国際シンポジウム「留学」が世界にもたらすもの-関係性、アイデンティティ、共生-」（平成18年7月17日/プラザ平成国際交流会議場）「複合的な事象である「留学」の諸側面がもつ問題点を明らかにし、「留学」の複合性を解きほぐすきっかけをつかむことを目的に、国士舘大学と共催の上、実施した。
②交流研究発表会（年間4回、うち1回は留学生等による拡大討論会）東京国際交流館の居住者を中心に、外国人留学生、日本人学生、研究者等が大学・所属機関や国・地域の枠を超えて集い、日頃の研究成果を発表する企画を提供することにより、東京国際交流館を核とした知的ネットワークの形成と研究交流を促進した。併せて、留学生や研究者の指導教員等を講師として招き、共通のテーマに基づく成果発表・討議の場を提供した。
③東京国際交流館国際塾（年間3回）東京国際交流館の居住者を中心に外国人留学生、日本人学生等が日本の様々な分野で活躍する有識者や専門家の講義を受け、意見を交換する場を設けることにより、留学先であるわが国の様々な面について理解を深める機会を提供した。平成18年度は「国際研究交流大学村」5周年を記念し、大学村を構成する東京国際交流館、日本科学未来館、産総研臨海副都心センターよりそれぞれ講師を招聘し、講義に併せて互いの施設見学等も実施し、連携を深めた。</td><td>113 A</td><td>計画通り実行されており、評価できる。</td></tr>
</table>

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評 価 項 目 (H18年度計画の各項目)	指　標	評定基準※ A	 B	 C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	 定性的評価及び留意事項等
(3)帰国留学生に対するフォローアップの充実	(3)帰国留学生に対するフォローアップの充実	帰国留学生に対するフォローアップの実施状況	委員の協議により段階的評定を実施。				A	
母国で教育、学術研究等に携わる帰国留学生に対して、再来日して出身大学等で研究の機会を与え、留学効果の向上を図る支援プログラムを推進する。	帰国外国人留学生短期研究制度を充実するとともに、帰国外国人留学生研究指導事業及び帰国外国人留学生に対する専門資料の送付を実施する。 また、帰国留学生に対する継続的な情報提供など、効果的なフォローアップ施策のための取組に向け検討を進める。	フォローアップ施策の実施・検討状況				○帰国外国人留学生短期研究制度 42大学17か国・地域60名により事業を実施した。 ○帰国外国人留学生研究指導事業 9大学9組10名により事業を実施した。 ○帰国外国人留学生に対する専門資料送付制度 帰国留学生からの申請に基づき延べ18か国248名へ資料を送付した。 ○帰国留学生に対するフォローアップ施策への取組 帰国留学生に対する継続的な情報提供について検討を行った結果、帰国留学生へのメールマガジン発行を決定し、19年度創刊に向けて、準備作業を行った。 ・「メールマガジン」のパイロット版を発行し、モニターからの意見聴取を行った。	114	年度計画通りに実行されており、特に、フォローアップの充実のため、「メールマガジン」の創刊に向けパイロット版を発行し、モニターから意見聴取を行ったことは評価できる。 なお、一層の取り組みの検討、推進が望まれる。
8大学等が学生等に対して行う相談・指導業務に関する研修及び情報提供 (1)学生支援担当教職員に対する研修の充実	**8大学等が学生等に対して行う相談・指導業務に関する研修及び情報提供** (1)学生支援担当教職員に対する研修の充実	学生支援担当教職員に対する研修の状況	以下の指標の評定を踏まえ、 委員の協議により段階的評定を実施。				A	
大学等学生支援担当教職員に対するスキルアップ研修の内容を充実するために、体系的な研修プログラムを開発し、関係機関とも連携して以下の研修会を全国又は地域ごとに効果的に実施する。また、各研修会に参加した教職員の満足度に関する調査を新たに行い、対象者70%以上から肯定的な評価を得られるようにする。	大学等学生支援担当教職員に対し、関係機関とも連携して以下の研修会を全国又は地域ごとに効果的に実施する。 また、各研修会の参加者等から研修内 容・方法等の改善・充実に関するアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえて、次年度以降の研修内容・方法等の見直しに反映する。	研修事業の見直し状況	〔　委員の協議により評定　〕			○研修事業の見直し状況 (1)　地区就職指導担当職員研修会」について、体系的なプログラムの開発という観点から研修内容・方法等の見直しを行い、平成18年度をもって廃止することとした。 (2) 平成17年度まで実施した「全国大学メンタルヘルス研究会」と「全国学生相談研究会議」については、効率化・合理化の観点から研修内容・方法等の見直しを行い整理統合を図り、新たに「学生支援合同フォーラム」として開催した。 (3)　留学生交流研究協議会」について、3地区開催を合理化の観点から整理統合し、1地区開催とした。 (4) 次の2つの研修について、大学等の学生支援担当教職員からのニーズを踏まえ、新たに実施した。 ・学生相談インテーカー研修会(学生相談インテーカーセミナー) ・大学キャリアカウンセラー研修会(キャリア支援研修会) (5)　「メンタルヘルス研究協議会(地区)」について、事務処理方法等をマニュアル化した。 ○研修内容・方法等の改善・充実に関するアンケート調査等の実施状況 各研修会の参加者に対するアンケートの中に、研修内容・方法等の改善・充実に関する項目を盛り込んだ。	115 A	年度計画通り実行されており、評価できる。
(ｉ)学生指導関連の研修会	ｉ)学生指導関連の研修会 全国学生指導研究集会 地区学生指導職員研究集会 厚生補導研究協議会 厚生補導事務研修会	左記研修の実施状況	〔　委員の協議により評定　〕			○学生指導関連の研修会に関しては、関係機関・団体と連携を図り、計画どおり実施した。 ・全国学生指導研究集会 参加者：国公私立大学等の教職員323名 （H17：304名、H16：394名） ・地区学生指導職員研究集会 参加者：国公私立大学等の中堅職員574名 （H17：493名、H16：432名） ・厚生補導研究協議会（「昨年度までは「学生指導担当職員研修」） 参加者：国公私立大学等の新任部課長130名 （H17：117名、H16：66名） ・厚生補導事務研修会 参加者：国公私立大学等の課長補佐・係長等182名	116 A	年度計画通り実行されており、評価できる。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評 価 項 目 (H18年度計画の各項目)	指　標	評定基準※			評価項目・指標に係る実績	評定	
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項等
(ⅱ)学生相談関連の研修会	ⅱ)学生相談関連の研修会 メンタルヘルス研究協議会（地区） 全国大学保健管理研究集会 学生支援合同フォーラム 学生相談インテーカー研修会	参加者の満足度	70%以上	49%以上70%未満	49%未満	○平成18年度実績　87．2%～97．4% （参考） 平成17年度実績　76．3%～97．6% 平成16年度実績　81．7%～100%	117 S	十分高い満足度が得られており、高く評価できる。
		左記研修の実施状況	（委員の協議により評定）			○学生相談関連の研修会に関しては、関係機関・団体と連携を図り、計画どおり実施した。 ・メンタルヘルス研究協議会 参加者：各地区の国公私立大学等の教職員606名 （H17　475名、H16 281名） ・全国大学保健管理研究集会 参加者：国公私立の大学及び短期大学等における保健管理業務の担当者及び研究者747名 （H17　742名、H16　763名） ・学生支援合同フォーラム 参加者：学生の相談業務、精神衛生業務に関わる国公私立大学等の教職員184名 ・学生相談インテーカー研修会(学生相談インテーカーセミナー) 参加者：国公私立大学等の教職員331名	118 A	年度計画通り実行されており、評価できる。
(ⅲ)就職指導関連の研修会	ⅲ)就職指導関連の研修会 地区就職指導担当職員研修会 大学キャリアカウンセラー研修会	参加者の満足度	70%以上	49%以上70%未満	49%未満	○平成18年度実績　84．7%～98．8% （参考） 平成17年度実績　87．9%～100% 平成16年度実績　85．2%～100%	119 S	肯定的な評価が高い率で得られ、高く評価できる。
		左記研修の実施状況	（委員の協議により評定）			○就職指導関連の研修会に関しては、大学と連携を図り、計画どおり実施した。 ・地区就職指導担当職員研修会 参加者：国公私立大等の就職指導・支援業務に従事する職員289 （H17　233名、H16　126名） ・大学キャリアカウンセラー研修会(キャリア支援研修会) 参加者：国公私立大学等の教職員57名	120 A	年度計画通り実行されており、評価できる。
		参加者の満足度	70%以上	49%以上70%未満	49%未満	○平成18年度実績　87．5%～100% （参考） 平成17年度実績　90．2%～97．5% 平成16年度実績　90．8%～100%	121 S	肯定的な評価が高い率で得られ、高く評価できる。
(ⅳ)修学指導関連の研修会	ⅳ)修学指導関連の研修会 教務事務研修会	左記研修の実施状況	（委員の協議により評定）			○教務事務研修会に関しては、群馬大学と連携を図り、計画どおり実施した。 ・教務事務研修会 参加者：国公私立大学の教務関係担当職員のうち、教務事務経験が2年以上の者276名 （H17　125名、H16　79名）	122 A	昨年度より参加者が増えており、年度計画通り実行されているため評価できる。
		参加者の満足度	70%以上	49%以上70%未満	49%未満	○平成18年度実績　94．6% （参考） 平成17年度実績　94．3% 平成16年度実績　98．7%	123 S	肯定的な評価が高い率で得られ、高く評価できる。
(ⅴ)留学生交流関連の研修会	ⅴ)留学生交流関連の研修会 留学生担当者研修会 留学生交流研究協議会	左記研修の実施状況	（委員の協議により評定）			○留学生交流関連の研修会に関しては、関係機関・団体と連携を図り、計画どおり実施した。 ・留学生担当者研修会 参加者：国公私立大学等・専修学校・準備教育施設等の職員208名 （H17　221名、H16　215名） ・留学生交流研究協議会 参加者：国公私立大学等・専修学校・準備教育施設等の教職員453名（項目別-33　○研修事業の見直し状況(3)を参照。） （H17　822名、H16　838名）	124 A	年度計画通り実行されており、評価できる。
		参加者の満足度	70%以上	49%以上70%未満	49%未満	○平成18年度実績　86．1%～95．9% （参考） 平成17年度実績　79．3%～86．6% 平成16年度実績　89．0%～97．2%	125 S	高い満足度が得られており、評価できる。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評 価 項 目 (H18年度計画の各項目)	指　標	評定基準※ A	 B	 C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	 定性的評価及び留意事項等
(2)学生支援関連情報の収集・提供等の充実	(2)学生支援関連情報の収集・提供等の充実	情報の収集・提供等の状況	以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。				A	
①学生支援に関する事項を中心としつつ、高等教育に関する事項について、広く大学等の教職員の理解の促進を図るため、月刊「大学と学生」を発行する。	①学生支援に関する事項を中心としつつ、高等教育に関する事項について、広く大学等の教職員の理解の促進を図るため、月刊「大学と学生」を発行する。	左記月刊誌の発行状況	〔	委員の協議により評定	〕	○関係機関及び機構内の他部署と連携を図り、大学等が行う学生生活支援の現状や課題、高等教育に関する最新の動向などを特集として、年13回（毎月号＋臨時増刊号）発行した。	126 A	年度計画通り実行されており、評価できる。
② 大学等における学生支援の充実に資するため、(i)カウンセリング等の学生相談に関する情報、(ii)インターンシップや就職指導等に関する情報、(iii)転学等に関する情報、(iv)心身に障害を持つ者等への支援に関する情報など、学生支援に関する有益な活動事例等の情報を効率的・効果的に収集し、各大学等に対して、提供するとともに、学生支援情報データベースの構築等の基盤整備を計画的に推進する。	②大学等における学生支援の充実に資するため、開発した学生支援情報データベースを利用し、学生支援に関する有益な活動事例等の情報を各大学等に対して提供するとともに、引続き当該データベースの構築を行う。 また、大学等における学生相談体制等の整備に資する調査研究を引続き行う。	左記データベースの情報提供状況、基盤整備状況及び学生相談組織等に関する調査研究状況	〔	委員の協議により評定	〕	○データベースによる情報提供状況 「学生支援情報データベース」の稼動を平成18年6月より開始し、全国の大学等における学生生活支援の取組、学生支援担当窓口及び学生生活支援に関する調査統計や白書・答申等の情報の提供を行った。 また、以下の機能の追加に向けて、システムの開発に着手した。 ・「障害学生修学支援ネットワーク」による相談事業」における相談応答記録の蓄積・閲覧及び意見交換機能 ・月刊「大学と学生」のバックナンバーの閲覧機能 ○大学における学生相談体制等に関する調査研究状況 大学における学生相談体制の現状を把握するとともに、その課題を明らかにし、今後、各大学がその整備・充実を図るに際して参考となるモデルなどを策定することを目的として、学識経験者等の協力を得て「大学における学生相談体制の整備に資する調査研究会」を4回開催した。その調査研究の成果は「大学における学生相談体制の充実方策について」として取りまとめ、平成19年3月に、ホームページ（「学生支援情報データベース」を含む。）及び刊行物により公表した。	127 A	データベースが平成18年6月より稼動し、機能追加も検討されており、、また、学生相談組織等の整備に資する調査研究を実施するなど、学生支援の充実に資する施策が講じられており、評価できる。
③ 学生のボランティア活動に関する情報を収集し、ガイドブック等により提供するとともに、体験ボランティア・ボランティアセミナー等を企画し、実施する。	③関係機関と密に連携をとりながら、ボランティア活動に関する情報を収集し、支部において、体験ボランティア・ボランティアセミナー等を企画・実施する。また、大学等における学生ボランティア活動を支援・促進するため、大学等のボランティア担当者間の情報交換の場を提供	ボランティア情報の提供状況及び体験ボランティア、ボランティアセミナー等の実施状況	〔	委員の協議により評定	〕	○ボランティア情報の提供状況 「体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナー」及び「学生ボランティア活動支援・促進のための連絡協議の集い」の結果を、「学生ボランティア活動の支援事業に関する報告書」として取りまとめ、大学等に配付した。 ○関係機関と連携を図り、計画どおり実施した。 ・体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナー 参加者：309名（H17　370名、H16　420名） なお、「体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナー」は、目的を達成したこと及び事業の効率化・合理化の観点から、平成18年度をもって廃止することとした。 ・学生ボランティア活動支援・促進のための連絡協議の集い 参加者：191名（H17　201名、H16　181名）	128 A	年度計画通り実行されており、評価できる。引き続き効率化・合理化の観点から事業の見直しを行なうことが望まれれる。
④学生等の就職機会均等の確保と就職指導の充実を図るため、学生支援業務担当教職員及び企業の採用担当者を対象とする就職ガイダンスを全国規模で年2回開催する。	④学生等の就職機会均等の確保と就職指導の充実を図るため、学生支援業務担当教職員及び企業の採用担当者を対象とする就職ガイダンスを全国規模で年2回開催する。	就職ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ開催状況	〔	委員の協議により評定	〕	○関係機関と連携を図り、計画どおり実施した。 ・就職指導ガイダンス 参加者：大学・短期大学・高等専門学校の就職指導関係者、大学等関係団体、企業等の採用担当者、企業等関係団体 （第1回）894名　（H17　965名、H16　974名） （第2回）734名　（H17　716名、H16　699名）	129 A	年度計画通り実行されており、評価できる。
また、参加者の満足度に関する調査を新たに行い、対象者の70%以上から肯定的な評価を得られるようにする。	また、参加者に対する調査を行い、その結果を分析し、業務の改善に反映する。	肯定的な評価の割合	70%以上	49%以上 70%未満	49%未満	○平成18年度実績　90.7%～92.4% （参考） 平成17年度実績　86.4%～89.7% 平成16年度実績　85.3%～88.9%	130 S	肯定的な評価が高い率で得られ、高く評価できる。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

<table>
<tr><th rowspan="2">中期計画の各項目</th><th rowspan="2">評 価 項 目
(H18年度計画の各項目)</th><th rowspan="2">指　標</th><th colspan="3">評 定 基 準※</th><th rowspan="2">評価項目・指標に係る実績</th><th colspan="2">評定</th></tr>
<tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>段階的
評定</th><th>定性的評価及び
留意事項等</th></tr>
<tr><td>⑤学生支援を効率的、効果的に行う方法として、地域単位で大学等が連合してサービスの提供、各種交流事業を行う学生支援組織(コンソーシアム)形成の動きがあるものについては、支部を拠点にこうした動きに対する協力を行う。</td><td>⑤学生支援を効率的、効果的に行う方法として、地域単位で大学等が連合してサービスの提供、各種交流事業を行う学生支援組織（コンソーシアム）形成の動きがあるものについては、支部を拠点にこうした動きに対する協力を行う。
また、支部が複数の大学など地元関係機関と連携し、その地域ブロック単位で共通している学生生活支援の課題等に係る共同事業等を検討し、順次実施する。</td><td>コンソーシアムに対する協力状況及び共同事業の実施状況</td><td colspan="3">（委員の協議により評定）</td><td>○平成16年度に定めた「支部のコンソーシアムへの協力について」に基づき、「あいち学生支援コンソーシアム」及び「大学コンソーシアムおおいた」に対し、東海支部及九州支部において必要な協力を行った。

○　「大学等の地域的な連携を促進するための事業」を実施し、10支部において担当区域にある大学等の関係機関と連携し、共同で事業を実施した。
<table><tr><th>支部名</th><th>事業名</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>北海道支部</td><td>北海道地域インターンシップ支援事業～「北海道インターンシップエクスプローラ（HIE）」</td><td>北海道地域インターンシップ推進協議会、経済産業省北海道経済産業局、厚生労働省北海道労働局、北海道、財団法人北海道地域総合振興機構（はまなす財団）、北海道経済連合会、北海道経営者協会</td></tr><tr><td>東北支部</td><td>学生対応事例研究会</td><td>みやぎ学生相談連絡協議会</td></tr><tr><td>関東甲信越支部</td><td>学生相談支援事業</td><td>関東地区学生生活連絡協議会</td></tr><tr><td>北陸支部</td><td>障害学生・生徒支援に関する実践的調査研究</td><td>金沢大学、大学コンソーシアム石川、石川県教育委員会、石川県聴覚聴力障害者協会、金沢市聴力障害者福祉協会</td></tr><tr><td>東海支部</td><td>学生の悩み相談事業</td><td>あいち学生支援コンソーシアム</td></tr><tr><td>京都支部</td><td>聴覚障害学生支援ボランティア養成事業</td><td>大学コンソーシアム京都、京都市福祉ボランティアセンター、京都地域の大学</td></tr><tr><td>大阪支部</td><td>学校インターンシップの意義ともたらす効果（シンポジウム）</td><td>大学コンソーシアム大阪</td></tr><tr><td>中国支部</td><td>「学生を育てる」視点からの学生支援事業</td><td>岡山大学、岡山理科大学、川崎医療福祉大学</td></tr><tr><td>四国支部</td><td>地域の教育プログラム開発力向上研修</td><td>愛媛大学、松山大学、松山東雲女子大学、松山東雲短期大学</td></tr><tr><td>九州支部</td><td>自然災害等における危機管理対策プログラム</td><td>九州大学、関西学院大学、九州産業大学、福岡大学、長崎大学、福岡市市民局</td></tr></table>
（H17実績　札幌、名古屋、大阪、広島の4支部）</td><td>131</td><td>A</td><td>年度計画通り実行されており、評価できる。</td></tr>
</table>

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評価項目 (H18年度計画の各項目)	指標	評定基準※ A	B	C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	定性的評価及び留意事項等
9学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究 (1)学生等の生活実態等に関する調査研究の実施	**9学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究** (1)学生等の生活実態等に関する調査研究の実施	学生等の生活実態等に関する調査研究の実施状況	以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。				**A**	
①国の施策等に反映させるため、学生の生活費や収入状況等の生活実態、奨学事業の実情、各種学生支援ニーズの状況に関する基礎調査を行う。	①国の施策等に反映させるため、以下の調査の実施・集計等を行い、刊行物等を通じて速やかに調査結果を公表する。 また、これらの調査結果を集計・処理するための情報システムを用い、効率的な業務実施を行う。 ⅰ) 学生生活調査	左記調査の実施状況	委員の協議により評定			○標準的な学生生活の経済状況を把握するため、隔年で実施している。平成16年度の調査結果を平成18年4月に公表した。平成18年9月に全国の学生2，944，892名の中から1，090校65，043名を抽出して大学・短期大学へ調査を依頼し、平成19年度に集計結果を公表するための資料準備を進めた。	132 A	計画通りに調査が行なわれており、評価できる。なお、調査結果は速やかに公表されることが求められており、迅速な対応が図られるよう、業務の見直しが望まれる。
	ⅱ) 留学生在籍調査	左記調査の実施状況	委員の協議により評定			○外国人留学生の在籍状況を把握するため、毎年調査を実施している。 平成18年度5月に関係団体へ調査票を送付した結果、調査対象1，380件の全てから回答を得た。 調査結果（平成18年度の留学生数は117，927名）については平成18年12月にホームページ、刊行物により公表した。	133 A	年度計画通り実行されており、評価できる。
	ⅲ) その他学生支援に関する調査	左記調査の実施状況	委員の協議により評定			○平成18年度は、「外国人留学生進路等状況」、「協定等に基づく日本人学生の海外派遣状況」について調査し、その結果をホームページで公表した。	134 A	年度計画通り実行されており、評価できる。
②学生支援に関する内外の関係機関との連携を強化し、情報入手のチャンネルの拡大や迅速化を図るとともに、共同研究を推進するなどして活動の深化を図る。	②学生支援に関する内外の関係機関との連携の強化に努める。	関係機関との連携状況	委員の協議により評定			次のような事業を通じて、関係機関等との連携を強化した。 ・「大学における学生相談体制の整備に資する調査研究会」の開催 ・「障害学生修学支援実態調査」の実施 ・「障害学生修学支援ニーズ調査」の実施 ・「障害学生修学支援ネットワーク事業運営委員会」の開催	135 A	年度計画通り実行されており、評価できる。
(2)学籍簿管理に関する調査研究の実施	(2)学籍簿管理に関する調査研究の実施	関係機関等から要請があった場合の協力状況	委員の協議により段階的評定を実施。				**A**	
学校閉鎖等のため管理が行えなくなった大学の学籍簿管理については、引き続き関係機関と連携・協議しながら、機構の役割について調査、研究を進める。	学校閉鎖等のため管理が行えなくなった大学の学籍簿管理については、これまでの調査研究によって、学籍簿の管理の在り方、機構の役割について一定の成果が得られたので、他の関係機関等から要請があった場合、必要な協力を行う。					関係機関等からの要請はなかったが、今後とも関係機関等から要請があった場合には、必要な協力を行う。	136	年度計画通り実行されており、評価できる。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評 価 項 目 (H18年度計画の各項目)	指　標	評定基準※ A	 B	 C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	 定性的評価及び留意事項等
(3)心身に障害を持つ者等への支援方策に関する調査の実施	(3) 心身に障害のある者等への支援方策に関する調査研究の実施	心身に障害のある者等への支援方策に関する調査研究の実施状況	以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。				A	
心身に障害を持つ者の高等教育への進学、高齢者を含む生涯学習人口の増加に対応した新たな支援分野の開拓を進めるために、関係機関と連携しながら支援情報の蓄積(データベース構築を含む。)を行う他、支部に非常勤のモニターを配置する等、広く新分野のニーズの発掘、調査を含む対応を進める。	心身に障害等のある者の高等教育への進学、高齢者を含む生涯学習人口の増加に対応した新たな支援分野の開拓を進めるために、引き続き関係機関との連携を図り、必要となる取組を行う。また、専門的見地からの調査研究を更に進めるとともに，必要となる事業の実施体制を整備し実施する。	関係機関との連携による取組状況	委員の協議により評定			○関係機関との連携による取組み状況 (1) 障害学生支援ニーズ調査 全国の大学２3校及び関係機関１4機関を訪問し、先進的に取組む大学等の実態、課題及びニーズ等を調査した。 **【国立大学】　７校** **宮城教育大学、筑波大学、筑波技術大学、東京学芸大学** **広島大学、福岡教育大学、九州大学** **【私立大学】　16校** **北星学園大学、仙台大学、仙台白百合女子大学、尚絅学院大学** **早稲田大学、東京経済大学、上智大学、立教大学** **日本福祉大学、京都文教大学、大谷大学、関西学院大学** **同志社大学、呉大学、吉備国際大学、広島国際大学** **【関係機関】　14機関** **国立特殊教育総合研究所、イフ総合研究所、メディア教育開発センター** **日本私立大学連盟、日本私立大学協会、日本私立大学団体連合会** **日本私立短期大学協会、国立大学協会、全国特別支援教育推進連盟** **厚生労働省障害者雇用対策課、文部科学省特別支援教育課** **大学コンソーシアム京都、全国社会福祉協議会、保健福祉広報協会** ○セミナー・研修会の実施 高等教育機関における障害学生の修学環境の更なる整備・充実の促進を図ることを目的に、関係大学・機関との連携の下、障害学生修学支援セミナーを各地区で開催した。 障害学生修学支援セミナー (第 1回)　参加者：４1名 (第 2回)　参加者：1３2名 ○ファカルティディベロップメント研修会 独立行政法人メディア教育開発センターと連携し、大学等の教職員を対象に、高等教育における障害者支援研修において、機構の障害学生修学支援の取組についての講演を行った。 ○障害学生修学支援ネットワーク事業運営委員会 7大学 1機関の有識者からなる「障害学生修学支援ネットワーク事業運営委員会」を設置し、ネットワーク事業の運営について協議した。 ○テーマ別研究会等の実施 関係大学等の協力の下、次の各テーマ別の研究会等を実施した。 ・障害学生修学支援コーディネーター養成プログラム研究会 ・ノートテイカー養成研修連絡会 ○共同研究の実施等 ①平成１7年 1月に開始した国立特殊教育総合研究所との共同研究「高等教育機関における発達障害のある学生に対する支援に関する全国実態調査」を引き続き行った。 ②国立特殊教育総合研究所と共同で、「発達障害のある学生に対して特徴的な支援を実施している大学等への訪問調査」調査報告書を作成した。 ○関係機関の取組の情報提供 ホームページの障害学生修学支援に関するコンテンツに、１9の大学及び関係機関等の取組についての情報を追加した。 ○その他 ①障害者の就労を支援するイフ総合研究所の「就職フェスタ」(平成18年5月18日)に参加し、情報収集等を行った。 ②日本建築学会のノーマライゼーション環境小委員会(平成18年9月19日)に講師として参加し、指導助言を行った。 ③全国社会福祉協議会と保健福祉広報協会が主催する「第33回国際福祉機器展　H.C.R.2006」(平成18年9月29日)に参加し、情報収集等を行った。 ④日本LD学会の企画シンポジウム(平成18年10月8日)にシンポジストとして参加し、我が国の現状と障害学生修学支援に関する機構の事業説明を行った。 ⑤PEPNet-Japan主催の「第2回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム」(平成18年11月18日)に講師として参加し、指導助言を行った。 ⑥日本学生相談学会主催の「全国学生相談研修会」(平成18年11月28日)に講師として参加し、指導助言を行った。 ⑦日本福祉大学主催の「特色ある大学教育支援プログラム報告会」(平成18年11月30日)にコメンテーターとして参加し、指導助言を行った。 ⑧独立行政法人メディア教育開発センター主催の研修会(平成18年12月15日)に参加し、情報収集等を行った。 ⑨文部科学省主催の「第1回特別支援教育全国フォーラム」(平成19年3月3日)の分科会シンポジストとして参加し、「高等教育機関の支援」について報告するとともに、指導助言を行った。 ⑩平成18年8月に筑波技術大学のインターンシップ生(聴覚障害者)　を2週間受け入れた。	137　A	大学などとの連携による多彩な取組は評価できる。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評 価 項 目 (H18年度計画の各項目)	指　標	評定基準※			評価項目・指標に係る実績	評定	
			A	B	C		段階的評定	定性的評価及び留意事項等
		調査研究の実施状況及び事業の実施状況	委員の協議により評定			○ 障害学生修学支援実態調査の実施 平成１7年度に開始した「大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査」について、調査内容を改善の上、1，244の大学等を対象に実施した。 ○ 障害学生修学支援ニーズ調査 全国の大学２3校及び関係機関１4機関を訪問し、先進的に取り組む大学等の実態、課題及びニーズ等を調査した。 (3) 障害学生修学支援ネットワーク事業の開始 ①障害学生修学支援ネットワーク事業運営委員会の設置・事業実施に向けた検討準備 平成17年度に設置された「障害学生支援ネットワーク構築に関する準備委員会」における協議・検討を踏まえ、7大学1機関の有識者からなる「障害学生修学支援ネットワーク事業運営委員会」を設置し、相談事業の開始に向けた準備・調整等を行った。 ②障害学生修学支援ネットワーク事業運営委員会の開催 平成１8年 7月に「障害学生修学支援ネットワーク事業運営委員会」を設置し、ネットワーク事業の運営について協議した。（計４回） ③障害学生修学支援ネットワーク事業の開始 平成18年10月より「障害学生修学支援ネットワーク事業」として、先進的な取組を行っている大学を「拠点校」、各拠点校を支援する研究機関等を「協力機関」とし、相談事業を開始した。 ・拠点校：宮城教育大学、筑波大学、日本福祉大学、 同志社大学、広島大学、福岡教育大学 ・協力機関：国立特殊教育総合研究所、筑波技術大学 (5) 研究会等の実施 関係大学等の担当者及び関係支部の協力の下、次のテーマ別の研究会を実施した。 ①障害学生修学支援コーディネーター養成プログラム研究会 ②ノートテイカー養成研修会 ③ノートテイカー養成研修連絡会 (5) 障害学生修学支援に関する各種情報の提供 ①障害学生修学支援メニュー 大学等の教職員・研究者(37名)の意見等を踏まえ、障害学生修学支援メニューを作成し、ホームページに公開するとともに、冊子版を全国の大学等に配付した。 ②「はじめて障害学生を受け入れるにあたって」 「はじめて障害学生を受け入れるにあたって(冊子版)」を作成し、全国の大学に配付するとともに、ホームページに公開した。 ③障害学生修学支援のためのFAQ 「障害学生修学支援業務に関する基本的な疑問に答える「障害学生修学支援のためのFAQ」を作成し、ホームページに公開した。 (6) 障害者学生支援に係る理解啓発の促進、広報活動 ①ホームページの障害学生修学支援に関するコンテンツに、新たに支援ツールやネットワーク相談事業に関する情報を加え、内容の充実を図った。 ②月刊「大学と学生」に、障害学生の修学支援をテーマに連載した。(平成１8年 4月号～平成１9年 3月号) ③「平成１8年版障害者白書」(内閣府)に、「大学等における障害のある学生の修学支援について」として、我が国の大学等における障害学生の現状や機構の取組が掲載された。 ④月刊「ノーマライゼーション 障害者の福祉(２月号)」に「障害学生修学支援ネットワーク」による相談事業の開始について」が掲載された。 ⑤財団法人日本障害者リハビリテーション協会主催の「ダスキン・アジア太平洋障害者リーダー育成事業」に協力し、海外の研修生に対して、機構の障害学生修学支援に関する事業説明を行った。	138　A	年度計画通り調査研究が実施され、更に新たに様々な事業も開始しており、評価できる。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

<table>
<tr><th rowspan="2">中期計画の各項目</th><th rowspan="2">評 価 項 目
(H18年度計画の各項目)</th><th rowspan="2">指　標</th><th colspan="3">評 定 基 準※</th><th rowspan="2">評価項目・指標に係る実績</th><th colspan="2">評定</th></tr>
<tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>段階的評定</th><th>定性的評価及び留意事項等</th></tr>
<tr><td>10 その他附帯業務状況
(1)高校奨学金事業の都道府県への移管の円滑な実施</td><td>10 その他附帯業務状況
(1)高校奨学金事業の都道府県への移管の円滑な実施</td><td>高校奨学金事業の円滑な実施のための協力状況</td><td colspan="3">委員の協議により段階的評定を実施。</td><td></td><td>A</td><td></td></tr>
<tr><td>高校生等に対する奨学金の貸与・返還のモデルシステムの開発を行い、希望する都道府県に提供する。また、事務担当者を対象とする技術的助言等を行うための説明会等を主催するなどして、平成17年度以降の都道府県による高校奨学金事業が円滑に開始できるよう協力する。</td><td>高校奨学金事業の都道府県への移管の円滑な実施
高校奨学金事業が都道府県において円滑に実施されるよう、必要に応じて情報を提供する等の協力を引き続き行う</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○　高校奨学金事業が円滑に実施されるように、都道府県からの各種問い合わせに対応した。</td><td>139</td><td>年度計画通り実行されており、評価できる。</td></tr>
<tr><td>(2)学生等の旅客運賃割引証に関する業務</td><td>(2)学生等の旅客運賃割引証に関する業務</td><td>学生等の旅客運賃割引証業務の実施状況</td><td colspan="3">委員の協議により段階的評定を実施。</td><td></td><td>A</td><td></td></tr>
<tr><td>学生等の旅客運賃割引証に関する業務を円滑に実施する。</td><td>関係機関と調整を図りつつ、学生等の旅客運賃割引証に係る調査・発送を円滑に実施する。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○学生等の旅客運賃割引証の配付については、文部科学省及びJRと調整を図りつつ、大学等に対し使用状況及び使用見込み枚数の調査等を行い、配付業務を円滑に実施した。</td><td>140</td><td>年度計画通り実行されており、評価できる。</td></tr>
<tr><td>(3)寄附金事業の実施</td><td>(3)寄附金事業の実施</td><td>寄附金事業の実施状況</td><td colspan="3">委員の協議により段階的評定を実施。</td><td></td><td>S</td><td></td></tr>
<tr><td>学生支援の推進のため、広報活動と連携しながら、学生等の教育研究交流活動等を支援する寄附金事業を実施する。</td><td>学生支援の推進のため、広報活動と連携しながら、学生等の教育研究交流活動等を支援する寄附金事業を引き続き実施する。
また、機構としての特色をもった寄附金事業制度として優秀な学生を顕彰する事業を引き続き実施する。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>◇寄附金受入状況
18年度実績　185,497,114円（833件）
17年度実績　29,048,038円（809件）

◇留学生・奨学生地域交流事業
地域における外国人留学生・日本人学生の交流を通じて、人的なつながりを構築し、国際親善と相互理解を深めることを目的に、財団法人中島記念国際交流財団の助成を得て、「育英友の会」との共催により夏休み期間を利用して実施した。
○ 留学生・奨学生地域交流集会」実施状況

<table><tr><th>開催地区</th><th>日程</th><th>参加者数</th><th>会場</th></tr><tr><td>北海道・東北</td><td>8/12～8/14</td><td>78</td><td>秋田県立保呂山少年自然の家</td></tr><tr><td>関東</td><td>8/12～8/15</td><td>74</td><td>国立赤城青少年交流の家</td></tr><tr><td>東海</td><td>8/12～8/16</td><td>60</td><td>愛知県美浜少年自然の家</td></tr><tr><td>近畿・四国</td><td>8/12～8/17</td><td>91</td><td>国立淡路青少年交流の家</td></tr><tr><td>中国</td><td>8/12～8/18</td><td>41</td><td>岡山県青少年教育センター閑谷学校</td></tr><tr><td>九州</td><td>8/12～8/19</td><td>64</td><td>国立阿蘇青少年交流の家</td></tr><tr><td colspan="2">参加者数合計</td><td>408</td><td></td></tr></table>
◇優秀学生顕彰事業
経済的理由により修学に困難がある学生・生徒で、学術、文化、芸術、スポーツ活動、社会貢献活動の各分野で優れた業績をあげた者を奨励・援助し、21世紀を担う前途有望な人材の育成に資することを目的として実施した。寄附金事業の円滑な実施に資するため、選考委員を増やすなど審査体制の強化を図った。

<table><tr><th></th><th>応募者数</th><th>大賞</th><th>優秀賞</th><th>奨励賞</th></tr><tr><td>学問</td><td>18</td><td>2</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>文化・芸術</td><td>18</td><td>3</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>スポーツ活動</td><td>30</td><td>3</td><td>4</td><td>15</td></tr><tr><td>ボランティア活動等</td><td>14</td><td>1</td><td>3</td><td>5</td></tr><tr><td>計</td><td>80</td><td>9</td><td>14</td><td>28</td></tr></table>
◇留学生地域交流事業
中島記念国際交流財団の助成を得て、地域における外国人留学生と日本人学生及び地域住民との相互理解促進に係る22事業を、10支部・2事務所で実施した。</td><td>141</td><td>目標を大幅に上回る寄付金を受け入れ、留学生・奨学生地域交流事業や優秀学生顕彰事業を実施したことは、高く評価できる。</td></tr>
</table>

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

○財務内容の改善に関する事項

中期計画の各項目	評価項目 (18年度計画の各項目)	指標	評定基準※ A	評定基準※ B	評定基準※ C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	評定 定性的評価及び留意事項等
Ⅲ予算、収支計画及び資金計画	**Ⅲ予算、収支計画及び資金計画**						**A**	
(1)収入の確保等	(1)収入の確保等	収入の確保等の状況	以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。				**A**	
①留学生寄宿舎の館費及び「日本語教育センター」の入学金・授業料等については、機構の事業運営における財源の一部として適切にこれを確保し、運営費交付金による収入と合わせて効率的な予算執行に努める。	①留学生寄宿舎の館費及び「日本語教育センター」の入学金・授業料等については、機構の事業運営における財源の一部として適切にこれを確保し、運営費交付金による収入と合わせて効率的な予算執行に努める。	左記収入の確保状況	委員の協議により評定			○館費、入学金、授業料等の収入について、適切に確保した。 留学生宿舎収入 平成18年度　1，109，563千円 平成17年度　1，156，581千円 平成16年度　1，096，803千円 日本語学校収入 平成18年度　517，381千円 平成17年度　518，048千円 平成16年度　536，350千円 日本留学試験検定料収入 平成18年度　314，650千円 平成17年度　261，361千円 平成16年度　377，196千円	142 A	**各収入は適切に確保されており評価できる。今後とも留学生宿舎について稼働率を上げるなど、効果的な収入確保に務めることが必要であり、運営費交付金とあわせて、収入に見合った予算執行が求められる。**
②寄附金の募集を行うとともに、寄附金を財源とした事業を実施する。	②寄附金の募集を積極的に行うとともに、寄附金を財源とした事業を引き続き実施する。	寄附金の募集状況	委員の協議により評定			「寄附金募集パンフレット」を改定作成した。寄附金についての案内をホームページのトップページに表示した。香典の寄附者に、葬儀参列者への香典返しに代わる文書を作成する取組みを実施した。 また、寄附金を財源として、経済的理由により修学に困難がある学生・生徒で、学術、文化、芸術、スポーツ活動、社会貢献活動の各分野で優れた業績をあげた者を奨励・援助し、21世紀を担う前途有望な人材の育成に資することを目的として優秀学生顕彰事業を実施した。 ○平成18年度実績18，550万円 （参考） 平成17年度実績　2，905万円	143 S	目標を大幅に上回る寄付金を受け入れ、留学生・奨学生地域交流事業や優秀学生顕彰事業を実施したことは、高く評価できる。なお、昨年度より大幅に増額したことを踏まえ、今後に繋げるための検討が必要である。
③学資金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。	③学資金貸与事業においては、財投機関債を1，170億円発行し、自己調達資金の確保に努める。	自己調達資金の確保状況	委員の協議により評定			○財投機関債1，170億円を5年債等で発行し、自己調達資金の確保に努めた。	144 A	**財投機関債を計画どおり発行しており、自己調達資金の確保に努めているものと評価できる。**
(2)業務における固定経費の節減	(2)業務における固定経費の節減	固定経費の削減状況	以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。				**A**	
既存業務のスクラップを含む大胆な見直しを行う他、情報化の推進及び外部委託の拡大等運営管理業務の合理化、縮減を進める。	既存業務のスクラップを含む大胆な見直しを行う他、情報化の推進及び外部委託の拡大等運営管理業務の合理化、縮減を進める。	運営管理業務の合理化、縮減状況	委員の協議により評定			○業務を効率的、効果的に実施するために、適切な組織体制の構築(組織の統合、再編、新規設置等)を行った。 ○光熱水費（電気、ガス、水道、灯油・重油等）については、役職員の省エネルギーに関する意識の向上に努め、経費の削減を図った。 ○電話料金については、電話回線をアナログからデジタルに変更するとともに、各種割引料金を調査・導入することにより、経費の削減に努めた。	145 A	**業務の合理化及び縮減を着実に進めているものと評価できる。**
また、留学生寄宿舎等の管理運営については、利用者の特性、サービスの質の確保に配慮しながら、これを充足する要件を備えた者に委託することとし、併せて固定費について、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度1%以上の削減を図る。	また、留学生寄宿舎等の管理運営については、利用者の特性、サービスの質の確保に配慮しながら、これを充足する要件を備えた者に委託し、併せて、前年度検討を基に、固定費について対前年度比1%以上削減する。	固定経費の削減率（対前年度）	1.0%以上▲	0.7%以上 1.0%未満▲	0.7%以下▲	○国際交流会館等の管理運営に係る固定費の実績 固定費（清掃、警備、施設運転・洗浄等維持、植栽管理、廃棄物処理等の業務） 平成18年度　361，770千円 ← 平成17年度　369，368千円 ○対前年度比（▲2．1%　▲7，598千円） (参考)対前年度比1%以上削減が目標	146 A	**目標を上回る固定費の削減に努めており評価できる。**
(3)学資金貸与事業における適切な債権管理の実施	(3)学資金貸与事業における適切な債権管理の実施	債権管理の実施状況	以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。				**B**	
①学資金の回収率を向上させるため、民間基準に準拠した債権分類基準による債権分類を推進し、債権の適切な管理を行うほか、架電督促等業務の外部委託の拡大や、延滞債権管理システムの整備、学資金返還者の延滞状況等に配慮した返還計画の策定、指導・助言等により、返還金回収の体制を一層強化・充実する。	①返還指導、架電委託、債権分類、請求書の送付等、状況に応じた対応を可能とするため、電算プログラムの改修を行い、適切な債権管理を実施する。	債権管理プログラムの整備状況	委員の協議により評定			○金融検査マニュアルに基づき、自己査定基準などの債権管理に係る規程等の改正および新設等について検討を進めた。 民間基準に準拠した債権管理の方法として、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A」に基づき、金融庁による金融検査マニュアルに準拠した債務者区分による債権の管理について検討を進めた。 金融検査マニュアルに指示された自己査定基準における債務者区分に基づき、債権管理の電算プログラムの改修を進めた。	147 B	**電算プログラムの改修を進めたものの、電算プログラムを利用した債権管理を実施するに至らなかった。**
②貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。	②貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。	貸倒引当金の計上状況	委員の協議により評定			○延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で計上した。 第一種奨学金：875億円 第二種奨学金：436億円	148 A	貸倒引当金については、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行っており評価できる。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評価項目 (18年度計画の各項目)	指標	評定基準※ A	評定基準※ B	評定基準※ C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	評定 定性的評価及び留意事項等
4) リスク管理債権の割合の抑制	4) リスク管理債権の割合の抑制	リスク管理債権の割合	以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。				A	
中期目標期間末において、要返還債権に占めるリスク管理債権（3月以上の延滞債権）の割合を無利子学資金については、8．5%以下、有利子学資金については8．0%以下とする。	リスク管理債権の割合に関する中期計画の達成に向け、確実な回収を行うための施策を実施する。	リスク管理債権の割合 無利子学資金	8.5%以下	8.5%超 11.1%以下	11.1%超	○平成18年度実績　7．9% (参考) 平成17年度実績　7．9% 平成16年度実績　8．4%	149 A	**無利子学資金リスク管理債権割合は、中期目標で定める水準を下回っており評価できる。今後とも一層の削減に努めることが必要である。**
		有利子学資金	8.0%以下	8.0%超 10.4%以下	10.4%超	○平成18年度実績　6．7% (参考) 平成17年度実績　6．7% 平成16年度実績　7．1%	150 A	**有利子学資金リスク管理債権割合は、中期目標で定める水準を下回っており評価できる。今後とも一層の削減に努めることが必要である。**
		法的措置の実施状況	〔委員の協議により評定〕			○法的措置の実施状況 督促を重ねても返還に応じない延滞1年以上で特に必要と認められる者10，498件に対して「支払督促申立予告」を実施した。 また、1，181件に対して「支払督促申立」を、418件に対して「仮執行宣言付支払督促申立」を行った。 さらに、すでに債務名義を取得している者のうち、23人に対して「強制執行予告」を行い、「強制執行申立」は次年度に実施する。 外部委託による訪問は、支払督促申立予告後、支払督促申立に到るまでの候補者に対して実施した。(実施件数1，343件) 平成17年度 / 平成18年度 / 前年度比 支払督促申立予告　4,167件 / 10,498件 / 251.9% 支払督促申立　454件 / 1,181件 / 260.1% 仮執行宣言付支払督促申立　157件 / 418件 / 266.2% 強制執行予告　9件 / 23件 / 255.6% 強制執行申立　6件 / 0件 / 0.0%	151 A	**法的措置の実施を拡大し、リスク管理債権割合の抑制を図っており評価できる。ただし、法的措置を実施する対象者の選定基準を示す必要がある。**
		回収業者への委託状況	〔委員の協議により評定〕			○平成18年11月から平成19年1月までの間、平成17年度末において延滞1年以上2年未満で入金履歴のない者等4，011件を対象に、債権回収の委託を実施した。 委託件数 / 請求金額 / 回収件数 / 回収金額 / 猶予件数 / 合計 4,011件 / 3,000,231千円 / 1,172件（29.2%） / 155,323千円（5.2%） / 85件（2.1%） / 1,257件（31.3%） ○更に、平成19年2月から3月までの間、平成17年度末において延滞2年以上3年未満で入金履歴のない者等3，026件を対象に、債権回収の委託を追加実施した。 委託件数 / 請求金額 / 回収件数 / 回収金額 / 猶予件数 / 合計 3,026件 / 1,436,840千円 / 445件（14.7%） / 63,657千円（4.4%） / 44件（1.5%） / 489件（16.2%）	152 A	リスク管理債権割合の抑制に向け、回収手段の多様化を図っており評価できる。今後は、回収効果、費用対効果を詳細に分析し、利用の拡大に向けたを検討する必要がある。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評価項目 (18年度計画の各項目)	指標	評定基準※ A	B	C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	定性的評価及び留意事項等
5)予算	5)予算	予算の執行状況	委員の協議により段階的評定を実施。				A	
略	略					平成18年度　予算 （単位：百万円）	153	おおむね予算どおり執行されるとともに、一般管理費等の節約に努めており、評価できる。

区分	予算	補正予算	決算
収入			
借入金等	545,636	545,636	545,636
高等学校等奨学金事業交付金	18,963	18,963	18,963
運営費交付金	21,963	21,963	21,963
国庫補助金	1,711	1,711	1,711
施設整備費補助金	224	224	119
貸付回収金	273,247	273,247	288,435
貸付金利息	11,135	11,935	12,166
政府補給金	11,387	9,533	9,533
事業収入	1,843	1,843	1,965
雑収入	1,865	1,865	1,801
計	887,975	886,921	902,293
支出			
学資金貸与事業費	799,941	799,941	800,750
一般管理費	2,829	2,829	2,778
うち、人件費（管理系）	1,422	1,422	1,343
物件費	1,407	1,407	1,435
業務経費	22,592	22,592	22,510
貸与事業を除く事業費	17,345	17,345	17,471
うち、人件費（事業系）	3,701	3,701	4,070
物件費	13,645	13,645	13,401
貸与事業業務経費	5,247	5,247	5,039
特殊経費(イクシス等システム改修費用)	250	250	254
借入金等償還	69,046	69,046	69,046
借入金等利息償還	22,279	21,494	21,494
施設整備費	224	224	74
計	917,161	916,376	916,907

6)収支計画	6)収支計画	計画と実績の対比	委員の協議により段階的評定を実施。				A	
略	略					平成18年度　収支計画 （単位：百万円）	154	おおむね計画どおりの実績となっているとともに、一般管理費等の節約に努めており、評価できる。

	計画	決算
費用の部		
経常費用		
一般管理費	2,829	2,754
業務経費	22,592	21,508
特殊経費（退職手当特別分）	250	254
減価償却費	0	164
財務費用	—	12
臨時損失	—	—
収益の部		
運営費交付金収益	21,963	21,140
自己収入（その他の収入）	3,708	3,602
資産見返運営費交付金戻入	0	117
臨時収益	—	—
純利益	0	167
目的積立金取崩額	—	—
総利益	—	167

※）A」、B」、C」の評定のほか、S 特に優れた実績を上げている」、F 業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評価項目 (18年度計画の各項目)	指標	評定基準※ A	B	C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	定性的評価及び留意事項等
Ⅶ)資金計画	Ⅶ)資金計画	計画と実績の対比	委員の協議により段階的評定を実施。				A	
略	略					平成18年度　資金計画 （単位：百万円） 区分 / 計画 / 決算 資金支出 業務活動による支出 918,370 916,283 学資金貸与 782,152 782,620 人件費支出 5,123 5,032 長期借入金の返済による支出 69,046 69,046 支払利息 22,292 21,494 高等学校等奨学金事業移管による支出 18,963 18,963 その他の業務支出 20,794 19,128 投資活動による支出 237 1,828 財務活動による支出 176 176 次年度への繰越金 30,591 64,626 資金収入 業務活動による収入 889,485 903,532 政府交付金による収入 18,963 18,963 運営費交付金による収入 21,963 21,963 政府補給金による収入 11,387 9,533 国庫補助金による収入 1,711 1,711 貸付回収金による収入 274,422 289,458 長期借入による収入 545,636 545,400 貸付金利息 10,849 11,759 その他の業務収入 4,553 4,745 投資活動による収入 3,915 3,810 施設整備費による収入 224 119 その他の収入 3,691 3,691 財務活動による収入 0 0 前年度よりの繰越金 55,974 75,572	155	おおむね計画どおりの実績となっており評価できる。
Ⅳ短期借入金の限度額	**Ⅳ短期借入金の限度額**	－	－				－	
短期借入金の限度額は75億円とする。想定される理由としては、運営費交付金の受入に遅延が生じた場合等である。	短期借入金の限度額は75億円とする。想定される理由としては、運営費交付金の受入に遅延が生じた場合等である。					該当なし		－
Ⅴ重要な財産の処分等に関する計画	**Ⅴ重要な財産の処分等に関する計画**	－	－				－	
重要な財産の処分等に関する計画はない。	重要な財産の処分等に関する計画はない。					該当なし		－
Ⅵ剰余金の使途	**Ⅵ剰余金の使途**	－	－				－	
決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。					○平成18年度実績　5億6,491万円 ○当年度の剰余金は「積立金」として整理している。		－

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

○その他業務運営に関する重要事項

中期計画の各項目	評価項目 (18年度計画の各項目)	指標	評定基準※ A	 B	 C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	 定性的評価及び留意事項等
Ⅶその他業務運営に関する重要事項	**Ⅶ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項**						**A**	
1施設及び設備に関する計画	**1施設及び設備に関する計画**	施設整備の検討状況	以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。				**A**	
機構の業務を総合的かつ円滑に実施するための本部施設その他必要となる施設の整備について検討する。	(1) 施設整備推進室」において以下のことを行う。 ⅰ)東京工業大学すずかけ台地区の新施設及び都内事務所の再編等について、より効率的・効果的な全体計画を策定し、関係各所との調整を行う。また、落合事務所におかれている事務組織の移転及びそれに伴う事務所の再編のため、必要な施設等の整備を行う。	本部移転の検討状況 施設整備推進室の取組状況	〔 委員の協議により評定 〕			ⅰ)本部施設及び都内事務所の再編等に際しての様々な条件について、本部施設に必要な機能、市谷事務所及び都内施設の保有状況、都内事務所の再編に係る当面の課題等を踏まえながら、「日本学生支援機構本部施設の全体計画(案)について」を作成し、より効果的・効率的な施設整備の在り方について検討を進めた。 また、落合事務所の廃止に伴う支部総括室移転に係る市谷事務所の改修並びにプラザ平成への留学生事業部等の移転の準備に係る改修を実施した。	156 A	本部移転の取組みが一段と進められ、また、落合事務所廃止に伴う施設整備が進められ、評価できる。
また、全国的な宿舎ニーズ及び大学等による整備計画を含む宿舎提供の取組等に関する実情調査を行い、長期的な整備計画を検討する。当面は、既存の老朽化した留学生寄宿舎等の改修等を行う。	ⅱ)地域交流拠点となる既存の留学生寄宿舎等について、耐震調査結果等に基づき、必要な施設整備を行うとともに、引き続き施設整備の準備を行う。	耐震診断を踏まえた長期的な施設整備の準備状況及び左記調査研究の分析状況	〔 委員の協議により評定 〕			ⅱ) すべての国際交流会館について耐震強度を確認した結果、著しく耐震指標が低い、東京国際交流会館（落合)については、平成18年度末をもって閉鎖し、大阪第一国際交流会館については、耐震指標が低く老朽化も著しいことから、耐震補強と老朽改修を行った。	157 A	耐震調査等を踏まえ、必要な改築・改修を実施し、評価できる。なお、宿舎ニーズ等の調査等を行い、長期的な整備計画の検討の実施が望まれる。
		アスベスト対策の実施状況	〔 委員の協議により評定 〕			昨年度の吹付けアスベストの調査を踏まえ、駒場国際交流会館、大阪第一国際交流会館及び日本語教育センターの居室等について、対策工事を実施した。	158 A	アスベスト対策に関する調査を踏まえ、必要な対策工事を実施しており、評価できる。
2人事に関する計画 **(1)方針**	**2人事に関する計画** **(1)方針**	人事方針の具体化状況	委員の協議により段階的評定を実施。				**A**	
明確な採用基準の設定と採用後のキャリアパスの整備、公正な人事評価と処遇制度の導入、能力・適性に応じこれらを伸張するための研修機会の確保、民間を含む広範な分野・関連組織との積極的な人事交流を行う。また、幹部職員への女性登用など幅広い人材の活用を図る。 これら人事基本計画の具体的な目標を早急に設定する。	職員の能力開発及び人材育成の充実を図ることにより、職員の専門性の強化を図る。また、組織の活性化を図るため、勤務成績を反映させた新たな人事評価制度について検討を行う。	評価者訓練研修の実施状況				○昇任選考について 昇任基準を機構内LANを通じ周知するとともに、課長、課長補佐、係長及び主任職への昇任選考において、各階層別に設定した評価基準と選考方法を職員に明らかにして、公平で納得のいく昇任選考を行った。 ○勤勉手当について 6月期及び12月期の勤勉手当について、評価対象期間中の職員の勤務状況と業績を的確に反映したものとするため、自己評価、上司評価による評価等を総合的に勘案して、100分の20の範囲内で増額又は減額して支給した。 ○評価者訓練研修について 公正な人事評価の実施及び責任ある管理職層の育成・確保に資するため、評価者訓練研修（マネジメントセミナー)を実施した(19名受講)。	159	昇任選考の評価基準及び選考方法の明示、勤勉手当の勤務成績の反映、評価者訓練研修を行い、人事方針の具体化を図っており、評価できる。 なお、評価者訓練研修（マネジメントセミナー)については、監事定期監査の指摘にもあるとおり、充分な実施が望まれる。
(2)人事に係る指標	**(2)人事に係る指標**	人員の抑制状況	委員の協議により段階的評定を実施。				**A**	
中期目標の期間中、事務の集中化等の効率化、定型的業務の外部委託推進などにより計画的な合理化減を行い、人員を抑制する。	事務の集中化等の効率化、定型的業務の外部委託推進などにより、計画的な合理化減を行い、人員を抑制する。					人員の抑制を図るため、定型的業務の外部委託を推進するとともに、非常勤職員及び人材派遣の活用を行った。 ○役職員数（平成19年3月末現在) 役員　：　7名（　7名) 常勤職員　：505名（615名) ※（　)は平成18年3月末現在	160	業務内容の検討により、外部委託、非常勤職員、人材派遣の活用を行い、人員の抑制が進んでおり、評価できる。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。

中期計画の各項目	評価項目 (18年度計画の各項目)	指標	評定基準※ A	 B	 C	評価項目・指標に係る実績	評定 段階的評定	 定性的評価及び留意事項等
③)専門性の強化、人材の育成	③)専門性の強化、人材の育成	人材の育成状況	以下の指標の評定を踏まえ、委員の協議により段階的評定を実施。				A	
①幅広い分野における専門的な能力を有する者の中途採用及び任期付任用等の実施の具体化について検討を行い、採用計画を策定する。	① 「職員採用計画」に基づき、幅広い分野における専門的な能力を有する者の中途採用、任期付任用、再任用等を実施する。	専門的な能力を有する人材採用状況（金融業に精通した民間人材の確保等） 人事基本計画に基づく採用状況	（	委員の協議により評定	）	①職員採用計画の実施状況 職員採用計画に基づき、幅広い分野層から機構の将来を担う人材を育成するために、年齢・学歴を問わずに募集を行い、新規学卒者7名を含む22名を採用した。 うち、専門的な能力を有する人材確保のため、情報システム、日本留学試験関係等の分野において合計6名を採用した。 なお障害者の雇用促進の一環として、障害者1名を採用した。	161 A	専門的な能力を有する者の採用が進められており評価できる。なお、金融業に精通した民間人材の確保に引続き努力されたい。また、障害者の採用については、監事定期監査での指摘にもあるとおり、今後も積極的な採用が望まれる。
②職員の能力・適性に応じ、これらを伸張するための研修計画を作成し、実施する。	② 「研修計画」に基づき、職員の能力・適性に応じたこれらを伸張するための研修を実施する。	研修計画の実施状況	（	委員の協議により評定	）	○管理職特別研修 次代のリーダーとなる職員養成のため、女性管理職3名を含む8名の管理職に対し特別研修を実施した。 ○階層別研修 平成18年度においては、次の階層別研修を重点的に実施した。 ・新職員及び初級職員研修（フレッシュマンセミナー）（21名受講） ・国立大学等出向職員研修（15名受講） ・係長・専門職員研修（26名受講） ○分野別研修 職員の適性・能力、希望等に応じ、これらを伸ばすための分野別研修を実施した（174名受講）。	162 A	階層別研修、分野別研修が行われ、職員の能力・適正を伸張する施策が講じられており評価できる。
③職員の資質の向上を図るため、国、国立大学法人、公益法人等と幅広く人事交流を行う。	③職員の資質の向上を図るため、国、国公私立大学、公益法人等と幅広く人事交流を行う。	人事交流の状況	（	委員の協議により評定	）	○高い専門性と柔軟性をもつ人材の育成、広い視野と公共の精神の醸成及び専門知識、経験の相互提供等を目的として、国、国立大学、機構と関係ある公益法人等と積極的な人事交流を実施した。 【平成18年度人事交流の実施状況】 機構から他機関への出向者　65名、他機関からの出向者　85名 （参考） 平成17年度 機構から他機関への出向者　65名、他機関からの出向者　88名 平成16年度 機構から他機関への出向者　26名、他機関からの出向者　82名	163 A	人事交流に積極的に取り組んでいることは評価できる。

※）「A」、「B」、「C」の評定のほか、「S：特に優れた実績を上げている」、「F：業務改善の勧告を行う必要がある」の評定がある。